かみがみできるシリーズ

# かる計画色申告2019

平成30年分申告版簡易(単式)簿記方式

# 操作マニュアル

お問い合わせの際はユーザー登録時の お電話番号をご用意ください。



TEL: 03-3352-6241 FAX: 03-5362-7860 URL: www.bsl-jp.com

E-mail: karugaru@bsl-jp.com

月曜日~金曜日

10:00~12:00/13:30~16:30

土・日・祝祭日を除く

(FAX・E-mail は翌営業日以内に回答をご案内

いたします)

※サポートセンターではソフトの操作方法に関するお問い合わせのみを受け付けております。会計処理、仕訳や税務相談等は、税理士法により禁じられているためご案内できません。ご依頼の税理士や最寄りの税務署などの専門機関へお尋ねください。

## ご注意ください! シリアルナンバーの再発行は有料となります。

本マニュアル裏面には、シリアルナンバーが添付されています。セットアップ、ユーザー登録、サポートサービスに必要となりますので大切に保管してください



## 重要 - 製品をお使いになる前に必ずご覧ください

# 製品使用許諾契約書

お客様が入手された、株式会社ビーエスエル システム研究所(以下 BSL)の本ソフトウェア製品(以下本製品)について、以下の契約条項が適用されます。

本契約における本製品とは、本契約書と共に交付されるコンピューターソフトウェアならびにそれに関連した媒体・印刷物・電子文書を含みます。また、お客様が最初に本製品を取得された後に弊社から提供される、更新プログラム・機能追加プログラム・印刷物・電子文書・Web サービス・後継製品も、これに含みます。(これらについて別途、使用許諾契約書や使用条項が添付されている場合は、それが優先されます)

お客様は、本製品を使用することにより、本契約書のすべての条項に同意したものとみなされます。この契約に同意されない場合は、本製品を使用することはできません。

お客様は本契約書の内容を、本製品の全ての使用者に通知し、遵守させなければなりません。

#### ■ライセンス規定

本製品は、著作権法をはじめ、その他の無体財産権に関する法律によって保護されています。本製品はBSLにより使用を許諾されるもので、販売されるものではありません。

#### 1.使用許諾節用

お客様は自己で使用するために、本製品の一部として交付される「製品シリアルナンバー」の番号 1 件につき、自己の管理下にある 1 台のコンピューター内の 1 つのオペレーティングシステム (以下 OS)にインストールして使用することを許諾します。

また 1 つ目にインストールされた本製品と同時に使用することが 無いことを条件として、自己の管理下にある他の 1 つの OS に、 本製品の 2 つ目をインストールして使用することを許諾します。

#### 2.禁止事項

本製品に対し、リバースエンジニアリング・逆コンパイル・逆アセンブルなどの解析行為、また本製品に組み込まれている不正コピー・不正利用を防止するための技術を回避する行為を、禁止します。

本製品の一部あるいは全てを用いて二次成果物を作成することを禁止します。

本製品を国内外の諸法令又は公序良俗に反する目的・様態により使用することを禁止します。

#### 3. 第三者の使用及び譲渡等

本製品はお客様自身の事業のためにのみ使用することができます。本製品を第三者にレンタル・貸与・再配布すること、及び第三者へのサービスとして使用することはできません。ただし、お客様が個人の場合に使用許諾範囲内で2親等以内の親族に使用させることは、これを許諾します。

一度使用した本製品を、第三者へ譲渡・転売・再販することはできません。

#### 4.有効期間

本契約は、お客様が本契約に同意したとみなされる時点から効力を生じます。

以下のいずれかの事由に該当する場合、本契約は終了し効力 を失います。

- ・お客様が本製品の使用を停止又は終了した場合。
- ・当社が将来本製品の取扱を中止し使用許諾の停止を告知後 30日が経過した場合。

また以下のいずれかの事由に該当する場合、お客様に対し何 らの通知・催告なしに、直ちに本契約は終了し効力を失いま す。

- ・お客様が本契約書の条項に違反した場合、又は BSL の著作権を侵害した場合。
- ・お客様が反社会勢力(暴力団・暴力団員・暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者・暴力団準構成員・暴力団関連企業・総会屋等・社会運動等標榜ロゴ・政治活動等標榜ロゴ・特殊知能暴力団等・その他これらに準ずる者)に該当することが判明した場合。
- ・お客様が反社会勢力と関係を有すること(反社会勢力が経営を支配していると認められる・反社会勢力が経営に実質的に関与していると認められる・自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加えるなど、反社会勢力を利用していると認められる・反社会勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる・その他役員等又は経営に実質的に関与している者が、反社会勢力と社会的に非難されるべき関係を有している)が判明した場合。
- ・お客様自ら又は第三者を利用して BSL に対し、不当行為(暴力的な要求行為・法的な責任を超えた不当な要求行為・取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為・風説を流布し、偽計又は威力を用いて BSL の信用を棄損し、又は BSL の業務を妨害する行為・その他これらに準ずる行為)を行った場合。

本契約の終了によりお客様に損害が生じても、BSL は何らこれを 賠償ないし補償することは要せず、また BSL に損害が生じた時 は、お客様はその損害を賠償するものとします。

本契約の終了後は本製品をいかなる形においても使用することはできません。終了後お客様は BSL の求めに応じ、製品を破棄又は BSL へ返却しなければなりません。

#### 5.シリアル番号及び識別情報の通知

本製品をインターネットに接続されたコンピューターで使用する場合、製品の付帯サービスを提供するために、「製品シリアルナンバー」及び製品の識別情報がBSLへ送信されることがあります。お客様は、この動作に同意するものといたします。

#### ■品質保証規定

BSL は本製品の品質に関して以下の内容の範囲において保証いたします。本保証規定は、本製品に瑕疵(バグ・不具合・欠陥・誤り等)が無いこと、及び本製品の使用によりお客様が意図された目的が達成されることを、保証するものではありません。

1.BSL は本製品が付属の説明書に従って実質的に動作しない 場合又は本製品の媒体に物理的な欠陥や不足があった場合、 お客様が本製品を入手された時点から60日に限り、BSL独自の判断により、修理・交換するか、必要な媒体を提供するか、返却を受け付けるかの、いずれかの方法を取るものとします。 修理・交換した後の保証期間は、元の有効期間の満了日と修理・交換後30日間の満了日のいずれか遅く到来する日までとします。

- 2.上記 1 項のいずれの対応も、お客様が本製品を購入されたことを証明する証憑をBSLに提示した場合にのみ提供されます。
- 3.上記1項の事態が、お客様に起因する場合、お客様の過失あるいは故意に関わらず誤用による場合、及び BSL の合理的な支配の及ばない事柄に起因して生じた場合には、BSL は一切の保証をいたしません。
- 4.本製品に再配布可能なファイル(ランタイムモジュール、再配布可能モジュールなど)が含まれている場合、それらは現状のままで提供され、BSL は一切の保証をいたしません。
- 5.BSL は本製品、本製品の媒体又はマニュアル、その他の印刷物、また本製品に付随して提供されるサービスについて、その商品性及び特定の目的に対する適合性など本保証規定に規定されていないその他の保証は、明示・暗示を問わず一切いたしません。
- 6.本製品を使用することによりお客様の期待した効果が得られなかった場合や、原因の種類を問わずいかなる場合においても、BSL はこの製品の使用又は使用不能から生じる本保証規定に規定されていないいかなる損害(事業利益の損失、事業の中断、情報の損失、その他金銭的損失など)に関して、一切の責任を負わないものといたします。たとえ BSL がそのような損害の危険性について知らされていた場合でも同様です。本製品の使用又は機能から生じるすべての結果は、お客様自身が負担するものといたします。
- 7.本保証規定は、日本国内においてのみ有効です。

#### ■サービス規定

お客様は、本製品のユーザー登録を行うことにより、BSL が別途 定めた期間及び内容の無償サポートサービスが提供されます。 また所定の手続きを行い、料金を支払うことにより、別途定めた 期間及び内容の有償サポートサービスが提供されます。

- 1.BSL が提供するサポートサービスの内容及び提供する期間は、本製品と共に交付される文書、BSL のウェブサイト(www.bsl-ip.com)、本製品の通知機能、又はその他の方法でお客様に掲示するものとします。掲示された内容が異なる場合は、後から掲示されたものが優先して適用されるものとします。BSL は提供するサポートサービスの内容及び提供する期間について変更、追加又は廃止(以下変更)することがあります。お客様は変更に異議を述べないものとします。
- 2.以下のいずれかの事由に該当する場合、お客様に対し何らの 通告・催告なしに、サポートサービスの提供を停止いたします。
  - ・本契約が効力を失った場合。
- ・お客様が BSL ヘサポートサービスの提供停止の申し入れを 行った場合。
- ・本製品の製造が終了し、BSLが別途定めた期間が経過した場合。
- ・お客様が故意に BSL の利用する電気通信設備等に過大な負荷を生じさせた、又は生じさせる恐れがある場合。
- ・提供されるサポートサービスの内容が、第三者の提供する サービス等に依存する場合であって、第三者のサービス等の 停止又は廃止により、BSL がサポートサービスを提供すること が困難となった場合。

- ・BSL の電気通信設備等に障害が発生した場合や、保守・点 検・整備・工事等を行う必要が生じた場合。
- ・天災・停電・事変等の不可抗力によりサポートサービスの提供 が困難となった場合。
- ・お客様がサポートサービスの提供対象者として不適当である とBSLが判断した場合。
- ・その他、BSL がサポートサービスの提供を停止する必要がある と判断した場合。
- 3.BSLはお客様のユーザー登録の情報を基に、BSL所定の合理 的な判断基準に基づき、お客様に対するサポートサービスを 提供するものとします。実際にサポートサービスを受けるのが 誰であるかに関わらず、提供されたサポートサービスは、お客 様ご自身に提供されたものとみなします。
- 4.BSL はお客様に提供するサポートサービスの内容において、 情報・データの完全性、正確性、確実性、有用性、適法性等に ついては、一切保証いたしません。
- 5.お客様はサポートサービスを受けるに際して以下の行為をして はならないものとします。
  - ・国内外の諸法令又は公序良俗に反する様態によりサポート サービスを利用する行為。
  - ・サポートサービスに伴い BSL からお客様へ提供された情報・ データ・プログラム等を第三者に開示する行為。
  - ・BSL 又は第三者を誹謗中傷する情報を流す行為。
  - ・お客様の行為として不適当であると弊社が判断して中止を指示した行為。
  - ・その他 BSL が不適当と認める行為。
- 6.BSL は、本サービス規定に基づくサポートサービスの提供、提供の遅延、停止、変更、中止、廃止、データの喪失や漏洩、その他サポートサービスに関連してお客様が被った被害又は損害等について、一切の責任を負わないものとします。BSL が提供するサポートサービスにより生じるすべての結果は、お客様自身が負担するものとします。
- 7.本サービス規定は、日本国内においてのみ有効です。サポートサービスは日本国外には提供されません。

#### ■その他の規定

- 1.BSL はお客様の承諾を得ることなく、本契約書の内容を変更、 追加又は廃止(以下 変更)することができるものとします。変更 した場合は BSL のウェブサイト(www.bsl-ip.com) 及び本製品の 通知機能により掲示し、その時点から変更後の本契約書が適 用されます。お客様は本契約の変更に異議を述べないものと します。変更によりお客様に損害が生じたとしても BSL は一切 の保証をいたしません。
- 2. 本契約に基づくBSL の責任は、本製品に対しお客様が実際に 支払った金額、又は本製品の標準価格の、どちらか低いほうの 金額を上限とします。
- 3.本契約の一部条項が法律によって無効となった場合でも、当 該条項以外は有効に存続するものとします。
- 4.本契約に関連又は起因して生じる紛争については、BSL の本 店所在地を管轄する裁判所を専属的合意管轄裁判所とします。

〒160-0004 東京都新宿区四谷 4-11 日新ビル 株式会社BSLシステム研究所

# 目 次

1章	運用の準備	7
	1-1 付属 CD-ROM で製品をセットアップする	7
	1-2 付属 CD-ROM を使用せずにセットアップする	
	1-3 製品を新規セットアップする	
2 章	: データファイルの作成	14
	2-1 新規データファイルを作成する	14
	2-2 同一のコンピューター内でデータを移行する	19
	2-3 別のコンピューターからデータを移行する	
3 章	- 基本的な操作	25
	3-1 メインメニューの操作	25
	3-2 メニューバーの操作	26
	3-3 データファイルのバックアップを行う	27
	3-4 バックアップファイルを復元する	29
	3-5 データファイルを切り替える	31
	3-6 プログラムの更新操作	32
4 章	日常行う作業	33
	4-1 帳簿を開く	33
	4-2 帳簿入力画面の構成	36
	4-3 帳簿の明細を入力する	
	4-4 帳簿の様々な操作	
	4-5 帳簿を印刷する	50
	4-6 帳簿などを PDF ファイルとして出力する	52
	4-7 一年分の明細を入力し終えたら	53
5 章	固定資産台帳	55
	5-1 固定資産台帳を作成する	55
	5-2 通常償却資産を管理する	56
	5-3 一括償却資産を管理する	
	5-4 「減価償却費の計算」を印刷する	
	5-5 不動産所得の収入の内訳を管理・印刷する	60
6 章	集計表の操作	61
7 章	決算の処理	64
	7-1 決算の準備を行う	
	7-1 次昇の年頃と17	
	7-3 確定申告書を作成する	
	7-4 決算書・確定申告書の操作	
	7-5 決算書・確定申告書を印刷する	
0 <del>==</del>		
δ草	: 台帳管理	
	8-1 台帳を操作する	80
9 章	: 設定	
	9-1「設定」画面の操作	82
	9-2 各種の設定を行う	84

98
98
100
101
102
104
107
109
112
115
119
121

操作マニュアルの記述について:

本文中の「年度」は、1月から12月までの通年を指します。

この操作マニュアルでは、以下のアイコンが使われています。



本製品を使用する際の重要な説明の記載があるところで使用されています。このアイコンが使われている部分の説明は、必ずお読みください。



本製品を使用する際に知っておくと便利な機能や説明の記載があるところで使用されています。

#### ■「かるがるできる青色申告 2019」の仕様

	1 D.I. D 5010]01 E W					
主な仕様	主な仕様					
運用対象	個人事業者専用(一般·不動産)(兼業対応)	金額	整数 10 桁(1 明細 10 億円未満を推奨)			
記帳方式	簡易簿記(単式簿記)	集計金額	整数 11 桁			
複数申告者	対応(データファイル数無制限)	消費税入力方式	税込入力			
決算·申告	青色申告(一般用·不動産所得用)	消費税集計方式	税込集計·税抜集計			
	白色申告(一般用・不動産所得用) 所得税確定申告書 B(対応版プログラム必須)	消費税率	10%-8%(軽減税率)-8%-5%			
帳簿	出納帳·売掛帳·買掛帳·経費帳·補助帳 固定資産台帳	消費税端数処理	切捨て・切上げ・四捨五入			
		使用可能文字	シフト JIS コードの文字			
帳簿数	出納帳 100 冊·売掛帳, 買掛帳各 200 冊	データ量	データファイル 1 つにつきファイルサイズは 1GB 以内			
明細行数	無制限(月平均 1,000 明細以内を推奨)	データ移行	旧バージョンの「かるがるできる青色申告 2018」のデータ			
科目数	一般:51 科目(うち 16 項目名称変更可) 不動産:51 科目(うち 23 項目名称変更可)		を移行可能(ただし決算書の内容は移行されません) (Excel や CSV 等の外部データの取込は不可)			
補助科目数	無制限(1 科目につき 100 件以内を推奨)	データ出力	Excel, CSV, TSV			
科目·補助科目名称	全角 12 文字(全角 5 文字以内を推奨)	ネットワーク利用	利用 ネットワーク共有による同時利用(マルチクライアント)に			
摘要文字数 全角 50 文字(全角 20 文字以内を推奨)			は非対応			

※実際に印刷できる文字数・桁数・項目数は、用紙の型番により異なります。※パッケージ 1 つに付き最大 2 台のコンピューターでご利用いただけます。(ただし同一データファイルの同時利用はできません)※データの安全性確保のため、他の「らくだ」シリーズおよび「かるがるできる」シリーズとのデータ連動はしておりません。※上記仕様は、改良のため予告なしに変更することがあります。

※本製品は個人事業者専用の簡易簿記方式による申告ソフトです。複式簿記の仕訳伝票や貸借対照表の作成機能等はありません。会計期間は1月~12月で固定です。法人には非対応です。※2018年、2019年分の記帳、および2018年分(平成30年分)の決算・申告処理に対応します。ユーザー登録されたお客様に、2019年分の決算・申告処理に対応する次期パージョン発売後、無料でダウンロード提供いたします。※確定申告書を作成する場合、プログラムのダウンロードが必要です。ダウンロードは無料です。CD-ROMをご希望の場合は有償にてご提供いたします。※農業所得の申告、電子申告(e-tax)、および法人の申告には非対応です。消費税申告書の作成機能はありません。※本製品の仕様は製品発売時点の法律に基づいています。発売後の法改正等への対応は原則として有償となります。

#### ■対応用紙

出納帳·売掛帳·買掛帳	A4 普通紙·B5 普通紙·BS-3001·BS-3002·BS-3004
経費帳·補助帳	A4 普通紙·B5 普通紙·BS-3004
固定資産台帳・不動産所得の内訳	A4 普通紙
所得税青色申告決算書	A4 普通紙·OCR 用紙
収支内訳書	A4 普通紙·OCR 用紙
所得税確定申告書 B	A4 普通紙·OCR 用紙
各種集計表·台帳	A4 普通紙

※各用紙のレイアウトおよびフォントは固定です。※申告書は平成30年(2018年)分のみ対応します。※上記「普通紙」とは、市販のコピー用紙等(白紙)への印刷です。「OCR用紙」とは、税務署で配布している用紙です。※上記「普通紙」の印刷内容は、PDFへの出力も可能です。※お使いのプリンター機種により使用可能な用紙は異なります。※対応用紙および書式仕様は変更することがあります。

#### 【動作環境】(運用に必要なシステム要件)

●対応 OS: Windows 10/8.1/7(SP1)(日本語版) ※Windows 10 は Home / Pro に対応します。 「デスクトップモード」でご使用ください。 「タブレットモード」は非対応です。 「Sモー ド」は非対応です。※Windows 10 ではバージョン 1803 で動作を確認しています。Windows 10 の新しいバージョン(機能更新プログラム等)がリリースされた場合、本製品の発売 期間中は対応状況等を弊社ウェブサイトでご案内いたします。本製品の発売終了後にリリースされる新しいバージョンはサポート対象外です。※Windows 8.1 は Windows 8.1 / Windows 8.1 Proに対応します。RT8.1 は非対応です。※Windows 7 は Home Premium / Professional に対応します。SP1 が必要です。※各 OS の 32bit 版と 64bit 版に対応 します。※Windows Mobile/Phone/Server は非対応です。※アップグレードインストールした Windows はサポート対象外です。●コンピューター本体(CPU): 対応 OS が稼動するコ ンピューター(2GHz 以上の CPUを推奨)※キーボードおよびマウス等の使用を推奨します。※Windows10 では x86/x64 ベース プロセッサのコンピューターで動作を確認してい ます。 最新の対応状況については、 弊社ウェブサイトをご覧ください。 ●メモリ:20B 以上 ●ハードディスク:セットアップのために 500MB 以上の空き容量 実行時に作業領域として 1GB 以上の空き容量 ※システムドライブ(C ドライブ)に必要な空き容量です。 セットアップ先はシステムドライブ固定で、変更はできません。 ※さらに 1GB~4GB 程度の空き容量 が必要となる場合があります。「動作に必要なソフトウェア」の項目をご確認ください。●ディスプレイ:XGA(1024×768)以上の解像度 ※ディスプレイの「項目のサイズ」の設定 (DPI)は、150%以下でご使用ください。それ以上のサイズでは正しく表示されない場合があります。●プリンター: OS に対応したプリンター(プリンターの機種により使用可能な用紙 は異なります)●インターネット環境:インターネットに接続できる環境が必要です。●セットアップ方法:CD - ROM またはダウンロード ※製品同梱の CD-ROM でセットアップする場合 は、CD-ROMドライブ等が必要です。ドライブの無いコンピューターの場合は、ダウンロードによるセットアップが可能です。●動作に必要なソフトウェア:本製品は Microsoft Access 2013 Runtime の 32bit 版を使用しています。インストール済みでない場合は、セットアップの際に自動的にインストールされます。その際、ハードディスクに 3GB の空き容量が別途 必要です。Microsoft Office 製品の 64bit 版がインストールされている場合、Access 2013 Runtime の 64bit 版のダウンロードが必要となる場合があります。また本製品は.NET Framework3.5 を使用しています。Windows 7 にはあらかじめインストールされています。Windows 10/8.1 でインストール済みでない場合は、機能の有効化が必要です。有効化 の際にダウンロードが必要となる場合があります。その際、ハードディスクに 1GB の空き容量が別途必要です。

※Microsoft によるサポートが終了した OS は、その時点で弊社のサポート対象外となります。※Microsoft Access をご利用の場合には、動作に影響を与えることがあります。※弊社製品「らくだ」シリーズ、「かるがるできる」シリーズの旧パージョンをご利用の場合には、動作に影響を与えることがあります。当該製品を本製品と同一世代(Ver.9.00)にしてご利用になることを推奨します。※各種プログラム等のダウンロードにはインターネット接続環境が必要です。※諸般の事情により、製品の仕様・対応用紙・デザイン・動作環境等は変更することがあります。※記載されている会社名、製品名は各社の登録商標または商標です。※製品内容や動作環境の詳細、印刷見本、およびサポートサービスの詳細については、弊社ウェブサイトをご覧ください。(http://www.bsl-jp.com)

# 1章 運用の準備

この章では、製品のセットアップの手順について記載しています。

初めて本製品を使用する場合は、コンピューターに製品をセットアップする必要があります。以下の手順に したがってセットアップを行ってください。

セットアップの手順には、製品 CD-ROM を使用する方法と、CD-ROM を使用しないでセットアップする方法があります。CD-ROM を使用しないでセットアップする方法については、9 ページの「付属 CD-ROM を使用せずにセットアップする」をご覧ください。

# 1-1 付属 CD-ROM で製品をセットアップする

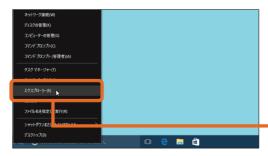
本製品をご使用になるためには、パッケージに同梱されている CD-ROM 内のファイルをコンピューターの ハードディスクにコピーして使用できる状態に設定する必要があります。この作業を「セットアップ」と言います。

#### ① CD-ROM をコンピューターのドライブにセットする



製品のセットアップを行うために、製品同梱の CD-ROM を CD ドライブや DVD ドライブなどの光学ドライブ(以下、ドライブ)にセットします。

※ドライブが無いコンピューターで製品をセットアップ する場合は、9ページの「付属 CD-ROM を使用せずに セットアップする」をご覧ください。



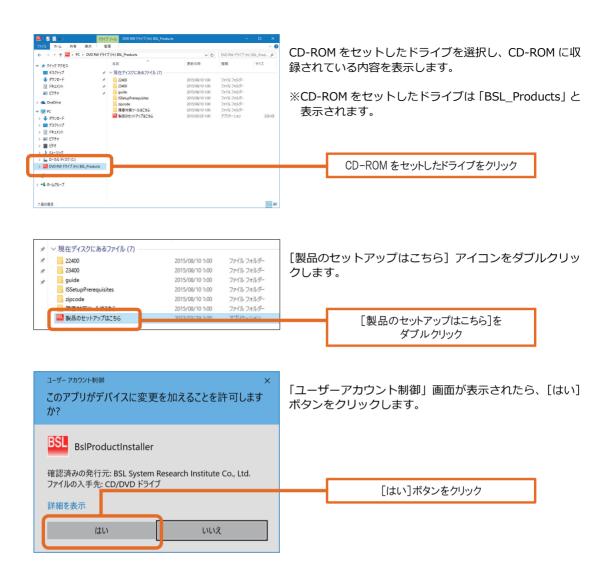
Windows 10/8.1 の場合は、スタート [

「

フリックして、「エクスプローラー」を選択します。(画面は Windows 10 です)

Windows 7 の場合は、スタートメニューをクリックして「コンピューター」を選択します。

スタートメニューから 「エクスプローラー ]を選択



## ② 製品の新規セットアップを開始する



セットアップメニュー画面が表示されます。

これ以降の操作については、10ページの「製品を新規セットアップする」をご覧ください。

# 1-2 付属 CD-ROM を使用せずにセットアップする

CD-ROM ドライブが付属していないコンピューターの場合、「BSL Web インストーラー」を使用してセットアップすることができます。



- ●「BSL Web インストーラー」は、Windows 10/8.1/7 で動作します。
- ●その他の動作環境(運用に必要なシステム要件)などは、セットアップする各製品の仕様に準じます。
- ●セットアップには、弊社製品の「製品シリアルナンバー」が必要です。
- ●インターネット接続の速度などによりますが、セットアップの完了まで 5 分~最長 30 分ほどかかります。さらにお客様がご利用の OS 環境などによっては数時間かかる場合があります。あらかじめご了承ください。また、セットアップが完了するまで、インターネット接続を切断しないでください。
- ●「BSL Web インストーラー」の転載、再配布などは一切禁止します。
- ●弊社ウェブサイトの画面は、予告なく変更される場合があります。

#### ① 「BSL Web インストーラー |をダウンロードする



「BSL Web インストーラー」は、弊社ウェブサイトのサポートページよりダウンロードできます。ウェブページの記載手順にしたがってダウンロードしてください。 (http://www.bsl-ip.com/)

[サポート]をクリックし、[BSL Web インストーラー]の項目をクリックします。

### ②「BSL Web インストーラー」を起動する

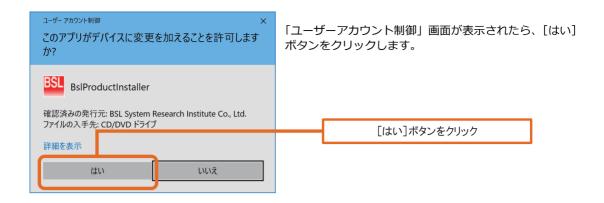
ダウンロードした「BSL Web インストーラー」を起動します。 ※ブラウザーによって表示される内容は異なります。

<マイクロソフト Internet Explorer の場合>



#### <グーグル Chrome の場合>





#### ③ 製品の新規セットアップを開始する



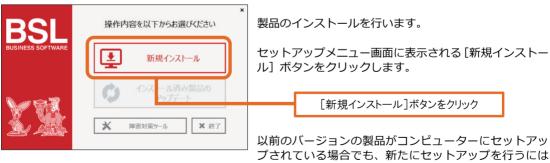
セットアップメニュー画面が表示されます。

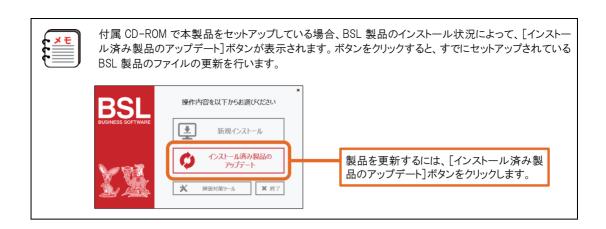
[新規インストール] ボタンをクリックします。

これ以降の操作については、10ページの「製品を新規セットアップする」をご覧ください。

# 1-3 製品を新規セットアップする

## ④ 製品の新規インストールを開始する





#### ⑤ シリアルナンバーを入力する



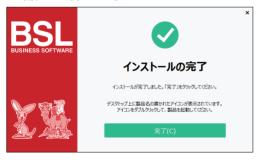
シリアルナンバー入力画面が表示されます。

※本製品をセットアップするには、シリアルナンバーが必要です。シリアルナンバーは、操作マニュアルの裏面または弊社からの案内状などに記載されています。

※ハイフン(-)は自動で入力されます。

入力後、「次へ」 ボタンをクリックすると、「製品使用許諾 契約の確認」 画面が表示されますので、 画面の指示にした がってセットアップを行います。

#### ⑥ 製品の動作に必要なソフトウェアをインストールする



必要なファイルのリストが表示され、自動的にインストールが始まります。(お客様のコンピューター環境によっては、すでにインストールされているものがあります。その場合はインストールされません)

インストールの完了画面が表示されます。



本製品の動作には、製品版の Microsoft Access または Access ランタイム版が必要です。 製品版 Microsoft Access をお使いの場合など、何らかの理由で Microsoft Access 2013 Runtime を インストールしない場合は、「インストールオプションの選択」画面で、「インストール詳細オプション]をク リックして、「Access Runtime をインストールしない」を選択してください。

### ⑦ 製品を起動する

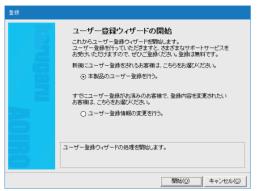


製品のセットアップが完了すると、デスクトップ上に製品名の書かれたアイコンが表示されます。このアイコンをダブルクリックすると、製品が起動します。

#### ⑧ 初期設定を行う

本製品をセットアップ後、はじめて製品を起動すると「ユーザー登録ウィザード」と「印刷位置の一括調整」、「アップデートプログラムの確認」が表示されます。

#### ■ ユーザー登録ウィザードの開始



ユーザー登録を行うには、[開始] ボタンをクリックしま す。

ユーザー登録は、オンライン経由での登録と、登録用紙を印刷して FAX や郵便で送付する方法を選択できます。

製品を再セットアップする際など、すでにユーザー登録を行っている場合は、[ユーザー登録を行わない] を選択すると [終了] ボタンに変わるので、クリックして先に進んでください。

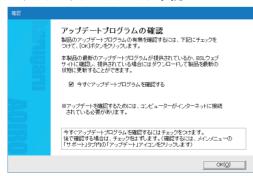
後からユーザー登録を行いたい場合は、[キャンセル] ボタンをクリックしてください。製品起動後、メインメニューの [サポート] タブ内にある [ユーザー登録] アイコンをクリックすると、ユーザー登録を行うことができます。



ユーザー登録は必ずしなければなりませんか?

ユーザー登録を行うことにより、お客様がBSL製品の正規ユーザーであることが証明され、サポートサービスを受ける権利を取得できます。サポートサービスをお受けになるためには、ユーザー登録が必要です。(ユーザー登録は無料です)弊社から直接製品を購入された場合やアップグレードで製品を購入された場合でも、ユーザー登録をお願いします。

### ■ アップデートプログラムの確認



「アップデートプログラムの確認」が表示されます。

アップデートプログラムの有無を確認するには、[今すぐ アップデートプログラムを確認する] にチェックを付けて [OK] ボタンをクリックします。

アップデートプログラムが存在する場合は、製品が自動終了し、プログラムの更新後に再起動します。



本製品をセットアップ後、初回起動した際に「かるがるできる青色申告 2018」のデータファイルが自動検 出された場合は、自動的にデータファイルを移行します。移行後、メインメニューが表示されます。詳しく は、25 ページの「メインメニューの操作」をご覧ください。

#### (9) データファイルを作成する



本製品に入力した各種の情報を保存するためのデータファイルを作成します。

データファイルの作成については、14 ページの「データファイルの作成」をご覧ください。

※データファイルは既定のドキュメントフォルダーに保存されます。保存場所を他のフォルダーやクラウドストレージの同期フォルダーに変更したい場合には、96ページの「データ保守」にある「フォルダー設定」をご覧ください。



お使いのコンピューターから本製品をアンインストールするには、以下の方法で行います。

- ・Windows 10 の場合は、「設定」の「アプリ」にある「アプリと機能」で、本製品をアンインストールします。
- ・Windows 8.1/7 の場合は、「コントロールパネル」の「プログラム」で、本製品をアンインストールします。

# 2章 データファイルの作成

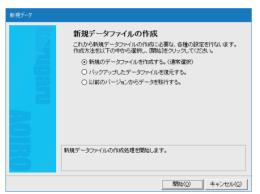
この章では、製品のセットアップ後に行うデータファイルの作成について説明します。 データファイルとは、本製品に入力した各種の情報を保存するためのファイルのことで、データファイルを 作成することにより、自社情報や各種の設定情報を登録して、製品を使用可能な状態にします。

# 2-1 新規データファイルを作成する

データを保存するためのデータファイルを新規に作成します。

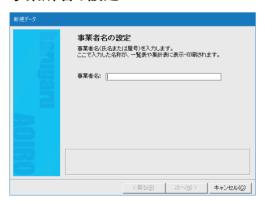
新規データファイルの作成は、以下の手順で行います。なお、新規データファイルを作成する際に入力する 内容は、後から変更できます。

#### ① 新規データファイルの作成



「新規データファイルの作成」画面で、「新規のデータファイルを作成する」を選択し、[開始] ボタンをクリックします。

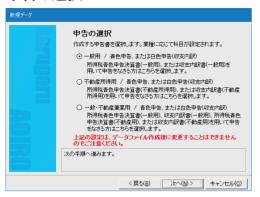
#### ② 事業所名の設定



扱うデータの事業所名の設定を行います。ここで入力された事業所名が、一覧、集計表などに表示・印刷されます。 ([事業所名] 欄が空欄の場合は、先に進むことができません)

事業所名の設定については、84 ページの「自社設定」を ご覧ください。

#### ③ 申告の選択



作成する申告書を選択します。 選択された申告書の種類に応じて科目が設定されます。

この設定は、**データファイル作成後には変更できません**のでご注意ください。

#### 一般用/青色申告、または白色申告(収支内訳)

一般の事業を営んでいる場合に選択します。

不動産業を兼業している場合は、[一般・不動産兼業用]のデータファイルを作成するか、個別に不動産用のデータファイルを作成する必要があります。

#### 不動産所得用/青色申告、または白色申告(収支内訳)

不動産業を営んでいる場合に選択します。不動産所得用の勘定科目が設定されます。

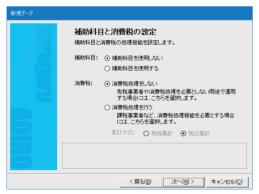
一般の事業を兼業している場合は、[一般・不動産兼業用]でデータファイルを作成するか、個別に一般用のデータファイルを作成する必要があります。

#### 一般・不動産兼業用/青色申告、または白色申告(収支内訳)

一般の事業と不動産業を兼業している場合に選択します。一般用と不動産所得用の両方の勘定科目が設定されます。

別個にデータファイルを作成する際は、新規データファイルの作成から行います。後から別個に新規データファイルを作成する方法に関しては、18ページの「新規データファイルを追加作成するには」をご覧ください。

### ④ 補助科目と消費税の設定



補助科目と消費税に関する設定を行います。

補助科目(特定の科目の内訳となる科目)を使用する場合は[補助科目を使用する]を、使用しない場合は[補助科目を使用しない]を選択してください。

課税事業者など消費税処理を必要とする場合は[消費税処理を行う]を、免税事業者や消費税処理を必要としない場合は「消費税処理をしない」を選択してください。

※これらの項目は後から変更することも可能です。

設定後、[次へ] ボタンをクリックします。

#### ⑤ 使用開始年度の設定



使用開始年度の設定を行います。

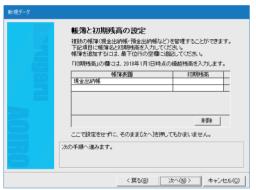
[+][-]ボタンを使って使用開始年度を決定してください。

※記帳された年度へは後からさかのぼることができます。

設定後、「次へ」ボタンをクリックします。

本製品は個人事業者専用のため、会計期間は1月1日から12月31日になります。期首日や期末日は指定できません。年度の途中から導入した場合でも期首日は1月1日になります。

#### ⑥ 帳簿と初期残高の設定



帳簿と初期残高の設定を行います。

初期残高には、1月1日時点での繰越残高を入力します。

新たな帳簿(出納帳)を追加したい場合は、[帳簿表題] 欄の空白行に帳簿名を入力し、初期残高を設定します。「現金出納帳」は、はじめから表示されています。

※これらの項目は後から変更することも可能です。

設定後、「次へ」ボタンをクリックします。

## (7) 売掛先 (得意先) 情報の設定



(この画面は不動産用のデータファイルを作成する際には表示されません)

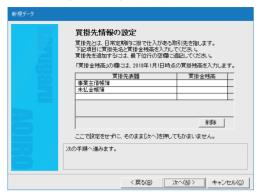
売掛先情報の設定を行います。

新たな帳簿(売掛帳)を追加したい場合は、[売掛先表題] 欄の空白行に帳簿名を入力し、売掛金残高を設定します。 「家事消費帳簿」は、はじめから表示されています。

※これらの項目は後から変更することも可能です。

設定後、[次へ] ボタンをクリックします。

#### ⑧ 買掛先 (仕入先) 情報の設定



(この画面は不動産用のデータファイルを作成する際には 表示されません)

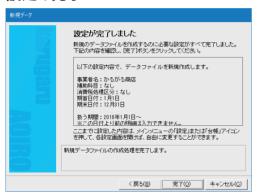
買掛先情報の設定を行います。

新たな帳簿(買掛帳)を追加したい場合は、[買掛先表題]欄の空白行に帳簿名を入力し、買掛金残高を設定します。「事業主借帳簿」と「未払金帳簿」は、はじめから表示されています。

※これらの項目は後から変更することも可能です。

設定後、[次へ] ボタンをクリックします。

#### ⑨ 設定の完了



新規データファイルの設定項目が一覧で表示されます。 設定内容を確認し[完了] ボタンをクリックすると、設定 内容に基づいてデータファイルが作成されます。

内容を修正する場合は、[戻る] ボタンをクリックして設 定する箇所に戻ります。

#### ① メインメニュー



新規データファイルが作成され、メインメニューが表示されます。

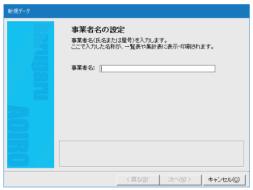
## ◆ 新規データファイルを追加作成するには

データファイルを複数作成することによって、異なる事業所の明細書を作成し、別々に管理できます。 新規データファイルを追加作成するには、以下の方法で行います。



メインメニューの [データ保守] タブ内にある [データ作成] アイコンをクリックします。

[データ作成]アイコンをクリック



「新規データ」画面が表示されるので、画面の表示にしたがって、新規データファイルを追加作成します。

- ※「新規データ」画面で表示される内容については、14ページの「新規データファイルを作成する」をご覧ください。
- ※追加作成した後に、使用するデータファイルを切り替える方法については、31 ページの「データファイルを切り替える」をご覧ください。

# 2-2 同一のコンピューター内でデータを移行する

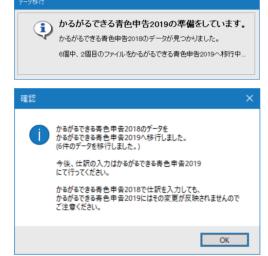
本製品は、「かるがるできる青色申告 2018」のデータファイルを移行して運用を開始できます。



本製品のセットアップ後、初回起動した際に「かるがるできる青色申告 2018」の製品のデータファイルが検出された場合は、自動的にデータファイルを移行します。

なお、「かるがるできる青色申告 2018」で最後に開かれたデータファイルがある場所以外のデータファイルやバックアップデータなどは、自動的に移行されません。

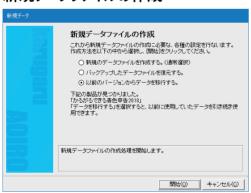
自動的に移行されなかったデータファイルを移行したい場合は、以下の手順(①「新規データファイルの 作成」)にしたがってデータファイルを移行してください。



自動的にデータファイルが移行される場合、「データ移行」画面(左図)が表示された後に、「確認」画面(左下図)が表示されます。 「確認」画面で[OK]ボタンをクリックすると、移行したデータファイルのメインメニューが表示されます。

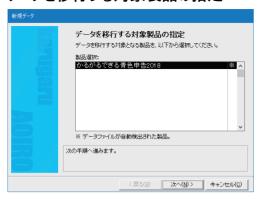
※データファイルは、旧バージョンで最後に使用したファイルが表示されます。複数のデータファイルを移行した場合に、ほかのデータへ切り替えるには、31 ページの「データファイルを切り替える」をご覧ください。

### ① 新規データファイルの作成



「新規データファイルの作成」画面で、[以前のバージョンからデータを移行する] を選択し、[開始] ボタンをクリックします。

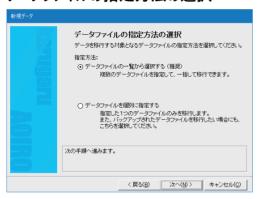
#### ② データを移行する対象製品の指定



データを移行する対象となる製品を選択します。 データファイルが自動的に検出された製品は、製品名の右側に「※」が表示されます。

データを移行したい製品を選択し、[次へ]ボタンをクリックします。

#### ③ データファイルの指定方法の選択

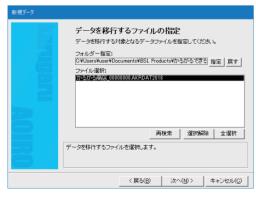


[データファイルの一覧から選択する]を選択して、「次へ] ボタンをクリックします。



以前のバージョンの製品のデータファイルが自動検出された場合は、[データファイルの一覧から選択する]に「(推奨)」と表示されます。一方、データファイルが自動検出されなかった場合は、[データファイルを個別に指定する]に「(推奨)」と表示されます。「(推奨)」と表示された項目を選択することをお勧めします。

## ④ データを移行するファイルの指定



データファイルが自動的に検出され、移行可能なデータ ファイルが画面中央に一覧表示されます。

移行したいデータファイルをクリックして選択し、「次へ] ボタンをクリックします。

※データは複数選択が可能です。選択されたデータファイルは背景が黒く反転し、文字が白抜きで表示されます。

[全選択] ボタンをクリックすると、一覧に表示されているデータファイルすべてを一度に選択できます。

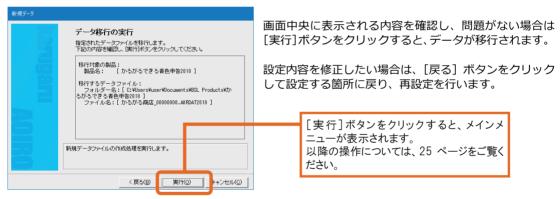
#### ⑤ 設定の移行方法の選択



各種の共通設定内容を移行するかどうかを指定します。

項目	説明
設定を移行する	移行するデータの各種設定をそのまま引き継ぐ場合はチェックを付けます。(プリンターや印刷位置の設定は移行しません)ただし、すでに本製品の運用を開始している場合は、設定内容が上書きされるため、チェックを付けないことをお勧めします。

## ⑥ データ移行の実行





旧バージョンからのデータ移行が完了し、本製品での運用ができることを確認した後は、旧バージョンの製品をアンインストールできます。製品をアンインストールしても、データファイルは残ります。

# 2-3 別のコンピューターからデータを移行する

「かるがるできる青色申告 2018」をセットアップしたコンピューターとは別のコンピューターに、「かるがるできる青色申告 2019」をセットアップした場合に、データを移行して運用するには以下の手順で行います。

#### ① 別のコンピューターのデータファイルをバックアップする

「かるがるできる青色申告 2018」をセットアップしたコンピューターに保存されているデータファイルの バックアップを行います。バックアップの方法については、以前にお使いの製品の操作マニュアルをご覧く ださい。

#### ② バックアップファイルを移動する

別のコンピューターからデータを移行するには、本製品がセットアップされているコンピューター内にデータが保存されている必要があります。別のコンピューターに保存されているデータを移行したい場合は、USBメモリなどを利用して、あらかじめ本製品がセットアップされているコンピューターにバックアップファイルを移動してください。

#### ③ 新規データファイルの作成



「新規データファイルの作成」画面で、[以前のバージョンからデータを移行する]を選択し、[開始] ボタンをクリックします。



別のコンピューターで本製品を使用しており、そのコンピューターから移動したバックアップファイルから データを復元する場合は、[バックアップしたデータファイルを復元する]を選択します。 バックアップファイ ルの復元については、29 ページの「バックアップファイルを復元する」をご覧ください。

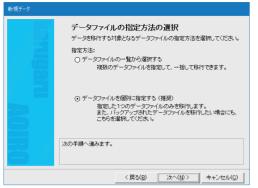
### ④ データを移行する対象製品の指定



データを移行する対象となる製品を選択します。

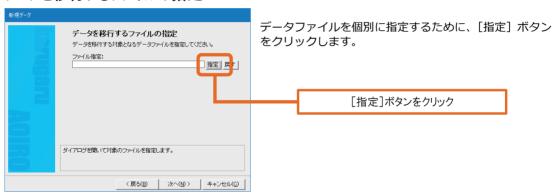
データを移行したい製品を選択し、[次へ]ボタンをクリックします。

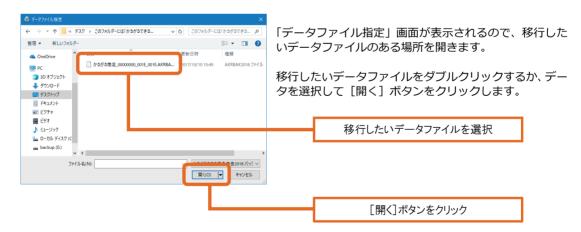
#### ⑤ データファイルの指定方法の選択



[データファイルを個別に指定する] を選択して、[次へ] ボタンをクリックします。

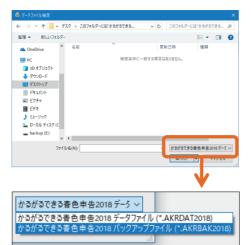
#### ⑥ データを移行するファイルの指定





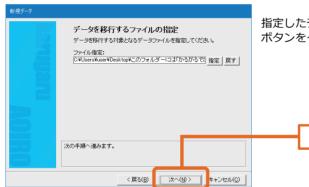


移行するデータの種類(データファイル・バックアップファイル)は、以下の方法で変更します。



データファイルとバックアップファイルは拡張子が 異なるため、ファイルの種類を指定しなければ表 示されません。移行するデータの種類を指定す るには、「データファイル指定」画面下にある[ファ イル名]に表示されるリストから選択してください。 [▼]をクリックして表示されるリストから、ファイル の種類を選択します。

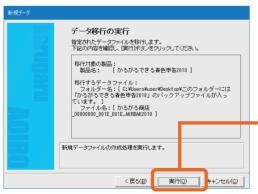
コンピューターに以前のバージョンのデータファイルが存在する場合は、データファイルが選択された状態になります。コンピューターに以前のバージョンのデータファイルが存在しない場合は、バックアップファイルが選択された状態になります。



指定したデータファイルが正しいか確認してから、[次へ] ボタンをクリックします。

「次へ〕ボタンをクリック

### ⑦ データ移行の実行



画面中央に表示される内容を確認し、問題がない場合は [実行] ボタンをクリックしてデータ移行を実行します。

設定内容を修正したい場合は、[戻る] ボタンをクリック して設定する箇所に戻り、再設定を行います。

> [実行] ボタンをクリックすると、メインメニューが表示されます。 以降の操作については、25 ページをご覧ください。

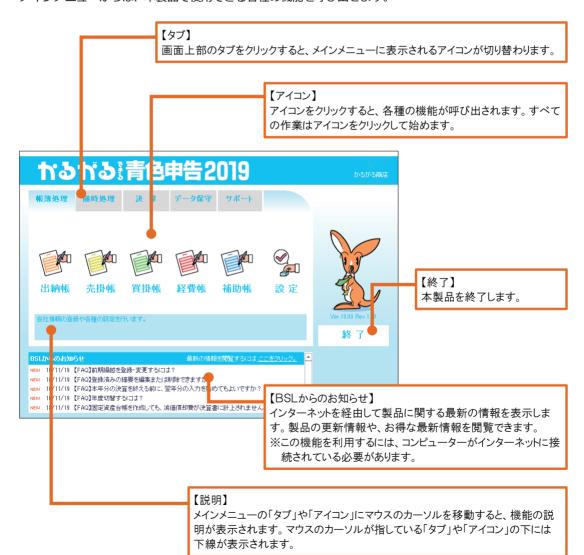
# 3章 基本的な操作

この章では、本製品の操作画面の紹介と操作方法について説明します。

作成したデータファイルのバックアップ方法や復元方法、データファイルの切替方法、本製品を最新の状態 にするオンラインでのアップデート方法についても確認できます。

# 3-1 メインメニューの操作

本製品を起動すると、最初にメインメニューが表示されます。 メインメニューからは、本製品で使用できる各種の機能を呼び出せます。



# 3-2 メニューバーの操作

本製品の画面上部には、メニューバーがあります。メニューバーから、さまざまな便利な機能を呼び出せます。メニューバーから機能を呼び出す基本的な方法は、どの画面でも同じです。



<u>(i)</u>

操作している画面によって、メニューバーに表示される内容は異なります。

# 3-3 データファイルのバックアップを行う

本製品に入力されているデータは、非常に重要な情報です。データを安全に運用するためにも、データは定期的にバックアップを行い、コンピューターのトラブルなどに備えておくことが大切です。

本製品には、手動のバックアップ機能に加えて自動のバックアップ機能など、データを安全に守るための機能が搭載されています。データファイルのバックアップは、以下の手順で行います。

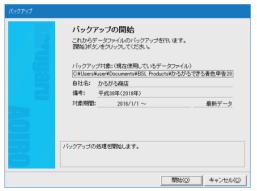
#### ① 「バックアップ アイコンをクリック



メインメニューの[データ保守]タブ内にある[バックアップ] アイコンをクリックして、バックアップ操作を開始します。

「バックアップ]アイコンをクリック

### ② バックアップの開始



「バックアップの開始」画面が表示されます。

[開始] ボタンをクリックします。

## ③ バックアップ先の指定

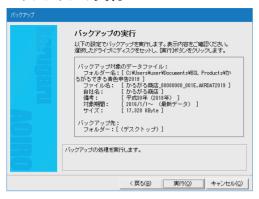


バックアップファイルの保存先を指定して [次へ] ボタン をクリックします。

[変更] ボタンをクリックすると、バックアップファイルの保存先を任意のドライブまたはフォルダーに変更できます。(通常の設定ではデスクトップ上に作成されます)最初に表示される保存先を変更する場合は、「設定」画面で変更します。詳しくは、96 ページの「データ保守」をご覧ください。

[戻す] ボタンをクリックすると、バックアップファイル の保存先をデスクトップに設定します。

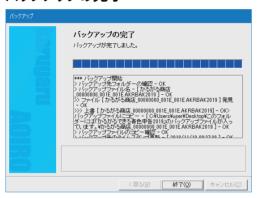
#### ④ バックアップの実行



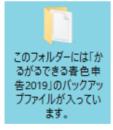
バックアップ前の確認を行います。画面中央に表示される 内容を確認し、問題がない場合は [実行] ボタンをクリッ クします。

設定内容を修正したい場合は、[戻る] ボタンをクリック して設定する箇所に戻り、再設定を行います。

## ⑤ バックアップの完了



バックアップが実行され、完了すると最後にバックアップ の完了メッセージが表示されます。



バックアップファイルの保存先が「(デスクトップ)」の場合は、デスクトップに「このフォルダーには「かるがるできる青色申告 2019」のバックアップファイルが入っています。」という名前のフォルダーが作成され、そのフォルダーにバックアップファイルが保存されます。

バックアップファイルの保存先が「(デスクトップ)」以外の場合は、指定した保存先にバックアップファイルが保存されます。



CD-R/RW や DVD-R などの、バックアップ機能では直接書き込めないメディアにバックアップファイルを保存したい場合には、デスクトップ上のファイルを手動で書き込んでください。CD-R/RW や DVD-R などへの書き込みに関しては、専用の書き込みソフトが必要です。専用ソフトによる書き込み方法などに関しては、各メーカーへお問い合わせください。



本製品の操作終了時にも、「終了時に、データファイルのバックアップを行いますか?」と表示され、同様にバックアップを行えます。終了時のバックアップの設定については、96ページの「データ保守」をご覧ください。

# 3-4 バックアップファイルを復元する

本製品で、以前にバックアップしたファイルや、別のコンピューターでバックアップした本製品のバックアップファイルを復元して運用する場合は、以下の手順で行います。



**バックアップファイルの復元は、主にデータファイルやコンピューターが破損した場合などの非常時に行うもので、日常的に使用するものではありません。**応用的な利用法として、例えば、1 つのデータを 2 台のコンピューターで利用しており、最新の状態のデータをもう 1 台のコンピューターに移したい場合などに使用します。

**復元を実行すると、現在のデータがバックアップファイルの内容で上書きされます。**バックアップファイルの復元の操作は十分に注意して行ってください。

#### ① 「復元] アイコンをクリック



メインメニューの [データ保守] タブ内にある [復元] アイコンをクリックして、復元操作を開始します。

[復元]アイコンをクリック

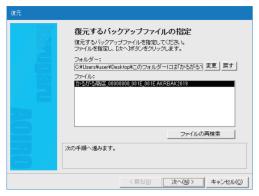
## ② バックアップの復元



「バックアップの復元」画面が表示されます。

復元したいバックアップファイルの種類を選択してから [開始] ボタンをクリックします。(別のコンピューターから移動したバックアップファイルを復元する場合は、[手動バックアップしたファイルを復元] を選択します)

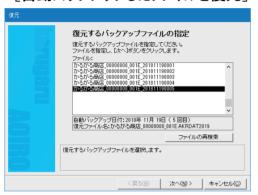
#### ■ 「手動バックアップしたファイルを復元」を選択した場合



復元可能なバックアップファイルの一覧が画面中央に表示されます。復元したいファイルを選択し、[次へ] ボタンをクリックします。

参照先のフォルダーを変更する場合は[変更]ボタンをクリックします。

#### ■ 「自動バックアップしたファイルを復元」を選択した場合



自動的にバックアップされた、復元可能なバックアップファイルの一覧が画面中央に表示されます。復元したいファイルを選択し、「次へ」ボタンをクリックします。



自動バックアップファイルは、ファイル名からいつバックアップされたファイルか(日付)と、何回目にバックアップされたファイルかを識別できます。

例えば、ファイル名が「かるがる商店\_00000000\_201811190001」と表示されている場合は、「2018年 11月 19日」に自動バックアップされたファイルの「0001」番目になります。

### ③ 復元の実行



画面中央に表示される内容を確認し、問題がない場合は [実行] ボタンをクリックしてバックアップファイルの復元を実行します。

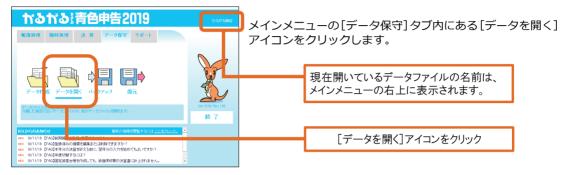
[実行] ボタンをクリックすると復元作業が開始されます。

設定内容を修正したい場合は、[戻る] ボタンをクリック して設定する箇所に戻り、再設定を行います。

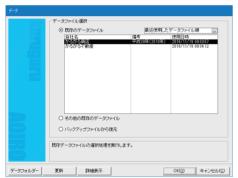
## 3-5 データファイルを切り替える

本製品で複数のデータファイルを作成している場合は、データファイルを切り替えて作業を行うことができます。データファイルの切り替えは、以下の手順で行います。

#### ① 「データを開く] アイコンをクリック



#### ② データファイルを選択する



画面中央に、作成済みのデータファイルの一覧が表示されます。目的のデータファイルを選択し、[OK] ボタンをクリックします。

項目	説明
既存のデータファイル	既定のデータフォルダーに保存されているファイルを一覧表示します。 一覧表示されるデータファイルの並び順は、右上の[▼]をクリックすると表示されるリストから選択できます。
その他の既存のデータファイル	既定のデータフォルダー以外の場所に保存したデータファイルを開く場合に、この項目を選択します。[OK]ボタンをクリックすると、ファイル選択のダイアログが表示されますので、目的のファイルを指定します。
バックアップファイルから復元	ファイルから復元バックアップファイルを復元して使用できる状態にします。
データフォルダー	既存のデータファイルが保存されているフォルダーの内容を表示します。
更新	データファイルリストの表示内容を更新します。
詳細表示	データファイルの詳細を表示するには、[詳細表示]ボタンをクリックし、データファイルを選択します。データファイルをクリックすると、データファイルの場所やデータサイズ、 作成日時、使用日時などの詳細な情報が表示されます。



本製品の起動時には、自動的に前回使用したデータファイルが開きます。起動時に毎回データファイルを選択したい場合は、「設定」画面の[その他の設定]内にある[起動時にデータファイルの選択画面を毎回表示する]にチェックを付けてください。(95ページの「その他の設定」をご覧ください)

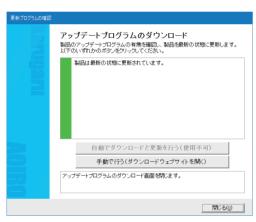
# 3-6 プログラムの更新操作

本製品は、最新版プログラムのダウンロードとアップデートを行えます。



プログラムの更新は、メインメニューの [サポート] タブ 内にある [アップデート] アイコンをクリックします。

[アップデート]アイコンをクリック



[アップデート] アイコンをクリックすると、自動的に本製品の更新プログラムの有無を確認します。更新プログラムが存在する場合は、自動的にプログラムのダウンロードと更新作業ができます。

### ■ 製品の状態について

本製品の状態は、画面中央に表示される色と案内で確認できます。

色	案内の内容	対応方法
グリーン	製品は最新の状態に更新されています。	本製品のプログラムは最新の状態です。特別な操作は 必要ありません。
オレンジ	以下のアップデートプログラムが見つかりました。	本製品を新しいプログラムへ更新できます。 更新プログラムを利用するには、[自動でダウンロードと更新を行う(推奨)]ボタンをクリックします。更新プログラムのダウンロードと更新作業が自動的に行われます。



[手動で行う(ダウンロードウェブサイトを開く)]をクリックすると、本製品のダウンロードサイトが表示され、手動で更新プログラムをダウンロードできます。また、これまで公開されてきた更新プログラムの一覧や更新内容なども確認できます。(各種の法改正などへの対応版プログラムは、保守サービス期間中にダウンロード可能です)



使用しているブラウザーやセキュリティソフトによっては、[アップデート]アイコンからの更新ができない場合があります。その場合は、本製品を終了し、直接 BSL ウェブサイト(http://www.bsl-jp.com)のダウンロードページからアップデートファイルをダウンロードし、実行してください。

# 4章 日常行う作業

この章では、日常行う帳簿への明細の入力方法について説明しています。 各種帳簿の操作説明や、売掛先、買掛先の登録の仕方、帳簿の印刷について確認ができます。

## 4-1 帳簿を開く

帳簿への入力を行うには、メインメニューの「出納帳」「売掛帳」「買掛帳」「経費帳」「補助帳」のいずれかのアイコンをクリックします。



出納帳を開いて入力を行うには、[出納帳]アイコンをクリックします。

※「出納帳」「売掛帳」「買掛帳」「経費帳」「補助帳」の各帳簿の操作方法は同一ですので、この先は「出納帳」の操作方法を例に解説しています。ただし「経費帳」と「補助帳」では新規の帳簿は作成できません。

## ◆ 出納帳を新規に作成する

メインメニューの[出納帳]アイコンをクリックすると、「帳簿選択」画面が表示されます。

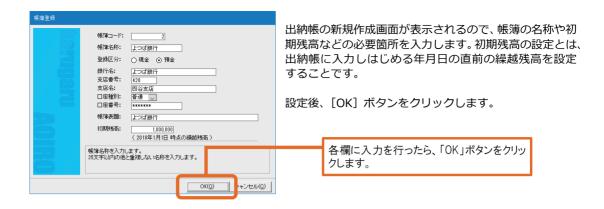
本製品では複数の出納帳に分けて明細を管理できます。セットアップした直後にはあらかじめ「現金」という出納帳が1冊用意されています。



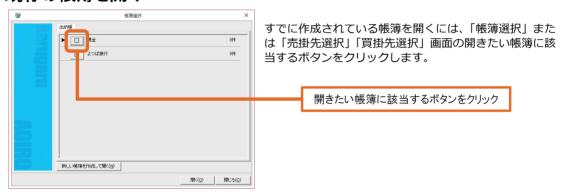
現金と預金を別々の出納帳で管理したい場合などには、預 金出納帳を新規に作成します。

新規に作成する場合は、画面左下の [新しい帳簿を作成して開く] ボタンをクリックします。

出納帳を新規に作成するには、[新しい帳簿を作成して開く]ボタンをクリックします。

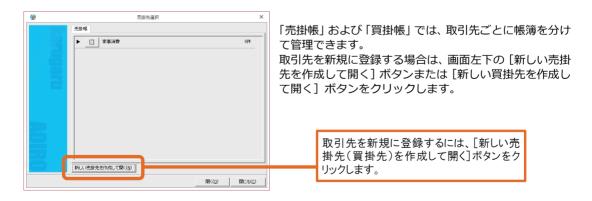


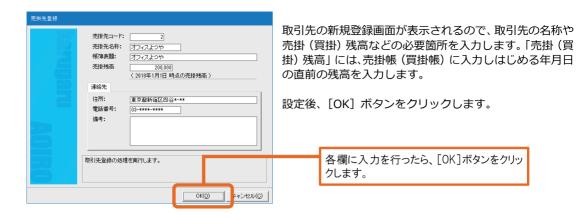
## ◆ 既存の帳簿を開く



## ◆「売掛先」または「買掛先」を新規に登録する

メインメニューの[売掛帳] または[買掛帳] アイコンをクリックすると、「売掛先選択」または「買掛先選択」画面が表示されます。



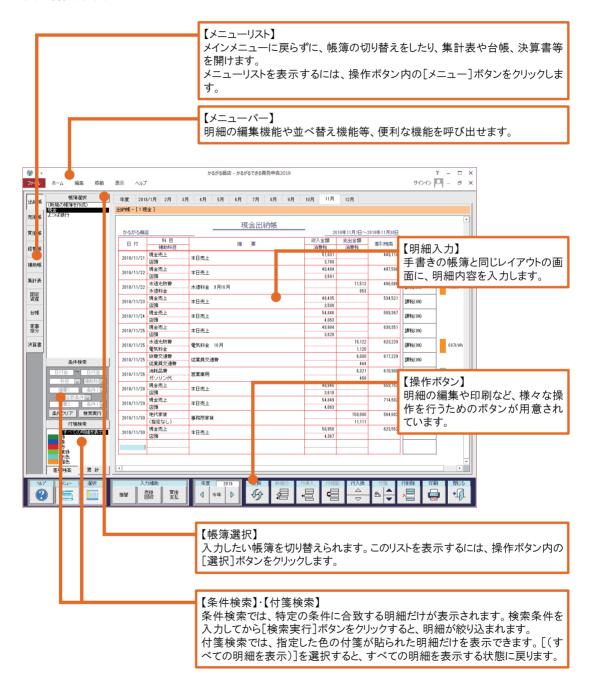




帳簿の作成(出納帳、売掛帳、買掛帳等)は台帳からも行うことができます。80 ページの「台帳を操作する」以降をご覧ください。

# 4-2 帳簿入力画面の構成

帳簿の入力画面には、入力作業に役立つさまざまな機能が用意されています。ほとんどの操作は画面上のボタンで行えます。



# 4-3 帳簿の明細を入力する

# ◆ 入力する年月を選択する



# ◆ 明細の内容を入力する

明細の内容は、以下の手順で入力します。新しい明細を入力する場合は、必ず画面最下部の新規行に入力します。

# ① 日付を入力する



年・月・日をすべて入力するか、月・日、または日だけを入力します。例えば「2018 年 11 月 19 日」を入力する場合には、「2018/11/19」「11/19」「19」の、どの方法でも入力できます。年・月・日の区切り記号には「/」のほかに「.」(小数点)やスペースを用いることもできます。

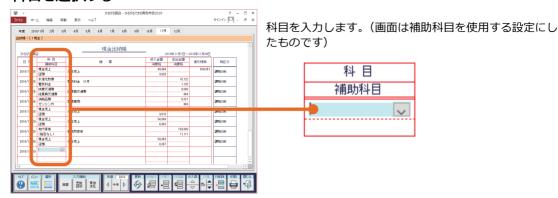
また「繰返し入力キー」(通常は「End]キー)を押すと、直前の明細行と同じ日付を入力できます。

日付を入力する際に便利な簡易カレンダーが用意されています。日付入力欄にカーソルがある状態で「入力補助キー」(通常は [Home] キー)を押すかダブルクリックをすると、画面上にカレンダーが表示されますので、曜日を確認しながら日付を指定できます。



[更新]ボタンをクリックしたり、画面を開き直したりすると、自動的に日付順に並び替わります。 また、後から同一日付内の並び順を変更するには、[行入換]ボタンを利用します。

# ② 科目を選択する





科目はあらかじめ登録されていますので、リストから選択 して入力できます。

キーボードの [F4] キー、または [Alt] + [ $\downarrow$ ] キーを押すとリストが表示されますので、[ $\uparrow$ ] [ $\downarrow$ ] キーで選択して [Enter] キーで決定します。

また、科目は「科目コード」で番号入力することもできます。例えば上記画面では「現金売上」は科目コードが「1」ですので、「1」と入力すると自動的に「現金売上」の名称が入力されます。



科目のリストに登録されていない名称を使用する場合は、「その他経費1」など、汎用的に使用できる科目の名称を変更して使用してください。科目の名称の変更は「科目台帳」画面から行えます。台帳の操作に関する詳細は、80ページの「台帳を操作する」をご覧ください。

# ③ 補助科目を入力する

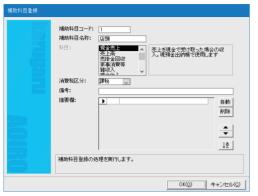


補助科目はデータファイルの作成手順の中で補助科目を使用する設定にした場合、または設定画面で [補助科目を使用する] の欄にチェックを入れた場合にだけ、入力欄が表示されます。 補助科目を使用しない設定の場合には、入力欄は表示されません。

キーボードの [F4] キー、または [Alt] + [↓] キーを押すとリストが表示されますので、[↑] [↓] キーで選択して [Enter] キーで決定します。あるいは [補助科目] 欄をクリックすると表示される [▼] ボタンをクリックしてリストから選択します。補助科目を指定しない場合には空欄のままで構いません。自動的に「(指定なし)」と挿入されます。

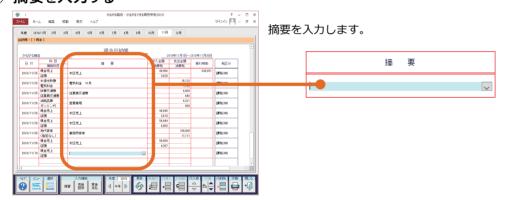
### ■ 新しい補助科目を登録する

新しく補助科目を登録する場合には、新規の補助科目名称を直接入力します。入力後[Enter]キーを押すと、登録確認のメッセージが表示されますので「はい」ボタンをクリックします。



補助科目の登録画面が表示されますので、必要事項を入力 してから [OK] ボタンをクリックします。各項目に入力す る内容については、画面下に説明が表示されます。

# ④ 摘要を入力する



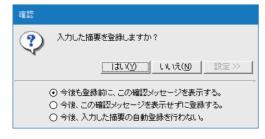


摘要欄にはその明細の摘要を文字入力します。 摘要は登録 しておくとリストから選択することもできます。

キーボードの [F4] キー、または [Alt] +  $[\downarrow]$  キーを押すとリストが表示されますので、 $[\uparrow]$   $[\downarrow]$  キーで選択して [Enter] キーで決定します。あるいは [摘要] 欄をクリックすると表示される  $[\blacktriangledown]$  ボタンをクリックしてリストから選択します。

# ■ 新しい摘要を登録する

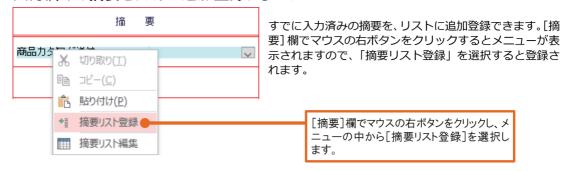
頻繁に入力する内容は、科目(または補助科目)ごとに、摘要のリストに登録できます。登録しておくと次回からはリストから選択するだけで摘要を入力できます。



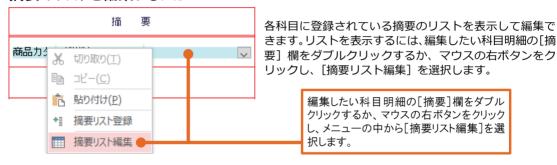
新規の摘要を入力すると、登録確認のメッセージが表示されますので、[はい] ボタンをクリックするとリストに登録されます。[いいえ] ボタンをクリックすると登録されません。

[設定] ボタンをクリックすると、新しい摘要を入力した場合の動作を指定できます。毎回登録確認を行うか、自動的に登録するか、あるいは自動登録を行わないようにするかの選択ができます。

### ■ 入力済みの摘要をリストに追加登録するには



# ■ 摘要のリストを編集するには

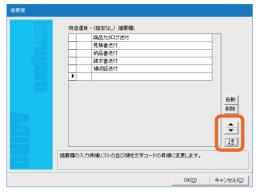




科目に登録されている摘要のリストが表示されます。 新たな摘要の登録や、登録済みの摘要の編集・並び替えな どができます。

### ■ 登録した摘要の表示順序を変更するには

すでに登録され、リストに表示される摘要の表示順序を変更するには、科目に登録されている摘要リストを表示します。(摘要リストを表示するには、[摘要] 欄をダブルクリックするか、マウスの右ボタンをクリックして「摘要リスト編集」を選択します)



[▲]・[▼] ボタンをクリックすることで、表示順序を変更できます。一覧の上から登録されている順序で選択リストに表示されます。

また[ le ] ボタンをクリックすることで、登録された摘要をシフト JIS コード順に並べ替えます。

※摘要の表示順序の変更は、科目や補助科目の登録画面からも可能です。

# ■ 常に特定の摘要を自動的に入力させるには

特定の科目(あるいは補助科目)を選択した際に、常に特定の摘要を自動的に入力させることができます。 自動入力を有効にするには科目に登録されている摘要リストを表示します。(摘要リストを表示するには、[摘要]欄をダブルクリックするか、マウスの右ボタンをクリックして「摘要リスト編集]を選択します)



摘要リストで、自動入力にする摘要をクリックして選択し、 右にある[自動]ボタンをクリックします。(選択されている摘要の左側には「▶]が表示されます)

自動入力にする摘要を選択してから、[自動]ボタンをクリックします。



[自動] ボタンをクリックすると、摘要に「自動」と表示され、次回の入力時からこの摘要が自動的に入力されます。

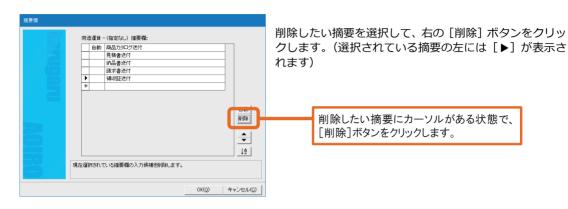
「自動」と表記され、次回の入力時からこの 摘要が自動的に入力されます。

もう一度 [自動] ボタンをクリックすると、自動入力が解除されます。

## ■ 登録済みの摘要を削除するには

登録済みの摘要を削除するには、削除したい摘要が登録されている科目の摘要リストを表示します。(摘要リストを表示するには、[摘要] 欄をダブルクリックするか、マウスの右ボタンをクリックして [摘要リスト編集] を選択します)

なお、登録した摘要をリストから削除しても、明細で使用されている摘要は削除されません。明細ですでに使用されている摘要は、出納帳を開いて明細行から直接削除してください。



### ⑤ 金額を入力する





消費税はデータファイルの作成手順の中で「消費税処理を行う」に設定した場合、または設定画面で [消費税処理を行う(課税事業者)]の欄にチェックを入れた場合だけ、表示されます。

収入金額	支出金額	差引残高
消費税	消費税	AE 7 17 3 1 PJ
1,080		
80		

出納帳の明細金額を入力します。収入金額と支出金額の2つの欄があり、選択した科目に応じて適切な欄に自動的にカーソルが移動します。消費税機能を使用している場合には、税込金額を入力します。



消費税機能を使用している場合には、税込金額を入力します。

例えば、税込金額が「1,080 円」の場合は、収入金額に「1,080」と入力します。消費税には自動的に 「80」が入力されます。(消費税率を8%とした場合)

金額欄の中に計算式を入力すると、計算した結果が自動的に表示されます。例えば[収入金額]欄に「1000 +1250」と入力してキーボードの[Enter]キーを押すと、[収入金額]欄には計算結果として「2250」が自動的に計算されて入力されます。単純な四則演算を行う際には便利です。



金額を入力する際に便利な電卓が用意されています。金額入力欄にカーソルがある状態で「入力補助キー」(通常は [Home] キー)を押すか、マウスでダブルクリックをすると、画面上に電卓が表示されますので、計算した結果を入力できます。(キーボードの数字を押しても金額欄に数字が入力されない場合は、キーボードの [NumLock] キーを押してから再度お試しください)

左下の [税率] には、現在設定されている電卓の税率が表示されます。電卓の税率は、[税率] ボタンをクリックし、変更画面で選択します。

## ⑥ 消費税を計算・入力する

消費税金額と消費税区分を確認します。

消費税はデータファイルの作成手順の中で「消費税処理を行う」に設定した場合、または設定画面で[消費税処理を行う (課税事業者)]の欄を選択した場合だけ、入力欄が表示されます。消費税処理をしない設定の場合には、入力欄や税区分欄は表示されません。

収入金額	支出金額	差引残高	税区分
消費税	消費税	Æ91/3(IP)	17622.73
58,950			課税(8%)
4,367			5米1九(0/0)

「税区分」欄には明細の消費税区分が表示されます。消費税区分は科目(または補助科目)を入力する際に自動的に設定されますが、任意に変更することも可能です。

[消費税] 欄には消費税区分に応じて自動的に金額が計算されます。端数処理については「設定」画面の[自社設定]内の設定にしたがって処理されます。(「設定」画面については、84 ページの「各種の設定を行う」を参照してください)消費税金額は任意に変更することも可能です。

# ⑦ 差引残高を計算する

収入金額	支出金額	差引残高
消費税	消費税	소프기(7명(B)
58,950		623,552
4,367		



[差引残高] 欄には、差引金額を自動的に計算して表示します。

差引残高は、入力直後は表示されていませんが、画面下の[更新]ボタンをクリックしたり、明細の編集画面を開きなおしたりすることによって更新され、金額が表示されます。

# ■ 差引残高と累計の表示を切り替える

残高欄は出納帳の差引残高のほかに、現在表示中の明細だけの累計額も表示できます。 画面左下の[選択] ボタンをクリックすると画面左に[選択リスト] が表示されます。[選択リスト] の下部 に残高計算方法の指定ボタンが用意されています。



#### ●差引残高表示の場合

摘 要	収入金額	支出金額	差引残高
IIII 🚓	消費税	消費税	조도 9 175(1年)
本日売上	50,000		150,000
本日元上	3,704		
本日売上	20,000		170,000
本口元工	1,481		

選択されている帳簿の、全期間の差引 残高が表示されます。(初期残高を含む) 条件検索で表示する明細を絞っても、 差引残高に影響しません。

#### ●累計表示の場合

摘 要	収入金額	支出金額	累計
1191 🛱	消費税	消費税	<del>///</del> □1
本日売上	50,000		50,000
40 CL	3,704		
本日売上	20,000		70,000
本日元上	1,481		

表示対象になっている明細の、差引累 計額が表示されます。

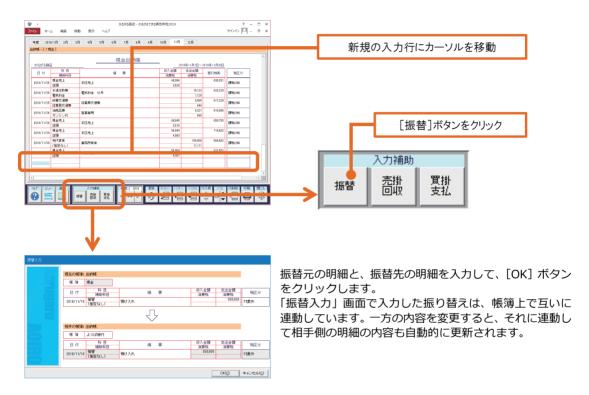
条件検索で表示する明細を絞ると、対 応して累計も変化します。

# 4-4 帳簿の様々な操作

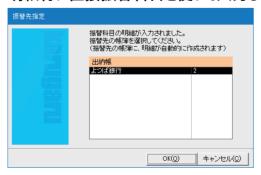
# ◆ 振り替えの明細を入力する

預金の引き出しや口座への預け入れなどで資金を振り替えた場合には、実際の実務処理と同様の内容を出納帳に記載できます。現金出納帳と預金出納帳を分けて記帳している場合には、「振替」機能を使用すると、帳簿間の振り替え入力が行えます。

新規の入力行にカーソルを移動してから、[振替] ボタンをクリックすると、「振替入力」画面が表示されます。



# ■ 明細行に直接振替科目を使って入力した場合



明細行に直接、振替科目を使って入力した場合、「振替先 指定」画面が表示されます。

振替先の帳簿を選択して[OK]ボタンをクリックしてく ださい。

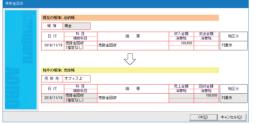
振替先の帳簿には明細が自動的に作成されます。

# ◆「売掛回収 |または「買掛支払 |の明細を入力する

売掛金の回収や買掛金の支払いは、売掛帳(買掛帳)と出納帳との間での振替処理となります。例えば売掛金の回収では、売掛残高は減少し出納帳残高は増加します。このような振替処理は「売掛回収」または「買掛支払」の専用画面で入力が行えます。

新規の入力行にカーソルを移動してから、[売掛回収] または [買掛支払] ボタンをクリックすると、入力画面が表示されます。





「売掛金回収」画面では、売掛帳の売掛先と回収した口座 に該当する出納帳を選択します。

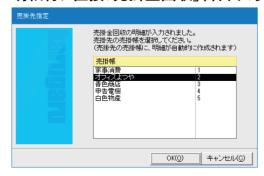


「買掛金支払」画面では、買掛帳の買掛先と支払った口座 に該当する出納帳を選択します。

振替元の明細と、振替先の明細を入力して、[OK] ボタンをクリックします。

「売掛回収」「買掛支払」の入力画面で入力した明細は、帳簿上で互いに連動しています。一方の金額を変更すると、それに連動して相手側の明細の内容も自動的に更新されます。

# ■ 明細行に直接「売掛金回収 |科目や「買掛金支払 |科目を使って入力した場合



明細行に直接、「売掛金回収」科目や「買掛金支払」科目を 使って入力した場合、「売掛先指定」画面や「買掛先指定」 画面が表示されます。

振替先の帳簿を選択して [OK] ボタンをクリックしてく ださい。

振替先の帳簿には明細が自動的に作成されます。

# ◆ 明細の内容を置換する



現在一覧に表示されている明細のうち、特定の明細の内容を、指定した内容に一括して置き換えられます。メニューバーの「編集」-「置換」を選択すると置換指定画面が表示されます。

メニューバーから [編集]―[置換]の順番で選択



置換の指定画面が表示されますので、置換対象と置換前・ 置換後の内容を指定して[実行]ボタンをクリックします。 指定した内容で明細の内容が置き換えられます。

※置換実行後には、元に戻すことができませんのでご注意ください。置換実行前にデータのバックアップを取ることを推奨します。データのバックアップについては、27ページの「データファイルのバックアップを行う」をご覧ください。

# ■ 置換の対象となる明細について

置換の対象となる明細は、現在表示対象になっている明細です。そのため、科目や補助科目、税区分、摘要などを置換する場合は、条件検索や付箋検索を利用し、あらかじめ置換の対象となる明細を絞り込んでから置換を実行してください。画面に表示されていない明細は置換されませんのでご注意ください。また、出納帳と売掛帳、預金出納帳と買掛帳など、用途の異なる帳簿は置換の対象として選択できません。



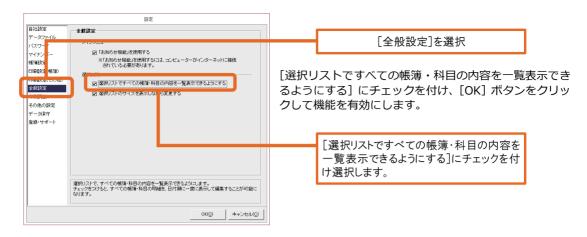
#### 「日付」の置換について

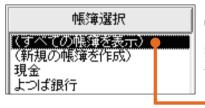
日付置換で、日数の多い月の明細すべてを日数の少ない月に置換すると、置換先の日付が存在しない場合があります。その場合は、置換先の日付が存在する明細だけが置換されます。(例えば 1 月の明細をすべて 6 月に置換する場合、6/31 は存在しないため、1/31 の明細は置換されず 1 月にそのまま残ります)

# ■「帳簿」と「科目」の置換について

帳簿 A の内容をすべてまとめて帳簿 B に置換したい場合は、帳簿 A と帳簿 B のすべての明細が表示されている必要があります。また、科目 A の明細をすべてまとめて科目 B に置換したい場合も同様に、科目 A と科目 B が使用されているすべての明細が表示されている必要があります。

その場合は、すべての帳簿や科目の明細を同時に表示して、設定を変更する必要があります。 設定の変更を行うには、メインメニューの[設定]アイコンをクリックして「設定」画面を表示し、[全般設定]を選択します。





帳簿の入力画面を開きます。

画面下の[選択]ボタンをクリックして、選択メニューを表示し、[(すべての帳簿を表示)] を選択します。

「(すべての帳簿を表示)]を選択



[(すべての帳簿を表示)] を選択すると、各帳簿に含まれる明細がすべて表示されます。明細には新たに [帳簿] 欄が表示され、帳簿の置換が可能になります。

[(すべての帳簿を表示)]を選択すると、 明細に[帳簿]欄が表示され、帳簿の置換 が可能になります。

# ■「税区分」の置換について

現在設定されている税区分を別の税区分にまとめて置換できます。

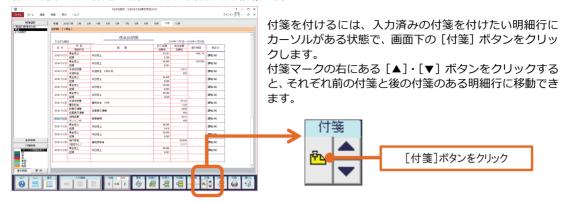
[置換したい税区分] と [置換後の税区分] を、それぞれの選択欄の右にある [▼] をクリックすると表示されるリストから選択します。[消費税額を再計算] にチェックをつけておくと、税区分の置換後、消費税額の再計算を行います。

# ■「税区分」の再取得について

科目や補助科目ごとに消費税区分を変更したい場合には、まず科目台帳(または補助科目台帳)で、各科目の消費税区分を変更します。その後、「置換」画面から [税区分を再取得] を選択し、[各科目既定の税区分] と [消費税額を再計算] にチェックを付けて実行すると、各明細行の税区分と税額が更新されます。(消費税の端数処理の設定変更などにより、消費税額も更新したい場合には、[消費税額を再計算] にもチェックを付けて実行します)

# ◆ 付箋を付ける

付箋を使うと、特定の明細に関する付加的な情報が残せます。





[付箋] ボタンをクリックすると、「付箋」画面が表示されます。この画面では付箋の色を選択したり、付箋にメモを入力したりできます。

[OK] ボタンをクリックすると、明細に付箋が付けられます。

# ■ 付箋の色やメモを編集するには



付箋の色を変更したりメモを編集したりするには、明細上の編集したい付箋をクリックします。

「付箋」画面が表示され、付箋の色やメモを編集できます。

明細上の付箋をクリックすると、「付箋」画 面が表示されて、付箋の色やメモを編集で きます。

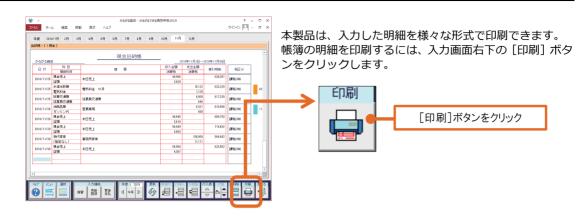
[付箋検索] 欄で特定の付箋色を選ぶと、選択した付箋色の明細だけが表示されます。

[付箋検索]欄では、特定の付箋色の明細だけが表示されるように絞り込めます。付箋色の追加や編集は、台帳の付箋設定から行います。詳細については、80ページの「台帳の操作」をご覧ください。

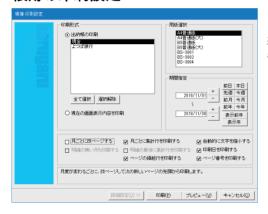


付箋メモは印刷されません。 印刷に含めたい内容は、[摘要]欄に入力してください。

# 4-5 帳簿を印刷する



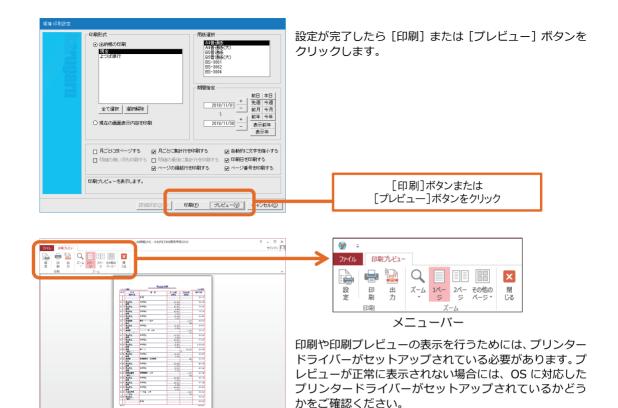
# ■ 帳簿の印刷設定



[印刷] ボタンをクリックすると、「帳簿印刷設定」画面が表示されます。

各項目を設定して印刷を行います。

項目	説明
印刷形式	「出納帳の印刷」では、印刷する帳簿の種類を選択します。 「現在の画面表示内容を印刷」を指定すると、現在の入力画面に表示されている内容をそのまま印刷します。
用紙選択	印刷に使用する用紙型番とタイプを選択します。
期間指定	印刷する明細の期間を指定します。 (ボタンを使用すると特定の期間を簡単に指定できます)
詳細設定	「帳簿印刷設定」画面下の[詳細設定>>]ボタンをクリックすると表示されます。 詳細設定内の各項目にマウスのカーソルを合わせると、画面の下に項目の説明が表示されます。ご希望 の内容に合わせて詳細な設定項目を選択してください。



# ■ メニューバー 「印刷プレビュー]



「印刷プレビュー」画面左上のメニューバーに、[印刷プレビュー] が表示されます。「印刷プレビュー」画面を操作する様々な機能を呼び出すことができます。

ボタン	説明
設定	「印刷設定」画面を表示し、余白の設定を行います。詳しくは、76 ページの「余白/印刷位置を調整し印刷を実行するには」をご覧ください。
印刷	「印刷」画面を表示します。「印刷」画面から印刷を実行できます。詳しくは、78 ページの「印刷実行」をご覧ください。
出力	PDF 形式・XPS 形式でファイルに出力できます。「出力先の選択」画面が表示され、出力先と出力形式を選択します。(BSL 用紙などの専用帳票を利用する場合など、印刷内容によっては、表示されない場合があります) PDF 出力については、52 ページの「帳簿などを PDF ファイルとして出力する」もご覧ください。
ズーム	クリックするたびに、「印刷プレビュー」画面を拡大/縮小します。 [▼]をクリックすると、画像サイズ(%) を選択できます。
1ページ	「印刷プレビュー」画面を1ページずつ表示します。
2ページ	「印刷プレビュー」画面を2ページずつ表示します。
その他のページ	「印刷プレビュー」画面を 4 ページ/8 ページ/12 ページから選択して表示します。
閉じる	「印刷プレビュー」画面を閉じます。



BSL 専用帳票の購入方法について

本製品では、BSL 専用帳票(「BS-3001」(A4 現金出納帳)、「BS-3002」(B5 現金出納帳)、「BS-3004」(A4 汎用出納帳))をご利用いただけます。

各種の BSL 専用帳票は、「ユーザー様専用オンラインショップ」からお求めください。

※インターネットに接続できる環境にないお客様は、弊社まで直接お問い合わせください。問い合わせ先につきましては、120 ページの「雷話問い合わせ」をご覧ください。

# 4-6 帳簿などを PDF ファイルとして出力する

本製品では、出納帳や集計表、台帳などを PDF 形式や XPS 形式のファイルとして出力できます。ファイルとして出力することによって、メールに添付して送付するなどの操作を行えます。



PDF 形式のファイルとして出力できる用紙は、普通紙に印刷可能な用紙だけとなります。 BSL の専用帳票は印刷データに罫線を含まないため、PDF 形式のファイルには出力はできません。

PDF 形式のファイルとして出力したい帳簿や集計表が開いている状態で、画面右下の [印刷] ボタンをクリックします。



帳簿画面から[印刷] ボタンをクリックすると、「帳簿印刷設定」画面が表示されます。(集計表や台帳から[印刷] ボタンをクリックするとこの画面は表示されず、そのまま「印刷プレビュー」画面が表示されます)

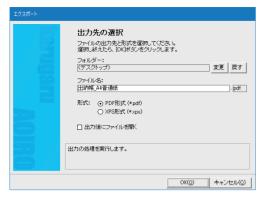
必要な設定を行い、[プレビュー] ボタンをクリックします。(設定に関しては、50ページの「帳簿の印刷設定」をご覧ください)



「印刷プレビュー」画面が表示されます。

PDF 形式のファイルとして出力するには、画面左上に表示される [出力] ボタンをクリックします。

「出力」ボタンをクリック



「出力先の選択」画面が表示されます。

ファイルの出力先となるフォルダーと、出力形式(PDF・XPS)の選択を行います。必要に応じてファイル名を変更してください。

選択が終わったら、[OK] ボタンをクリックして出力を実行します。

[出力後にファイルを開く] にチェックを付けておくと、 出力後、自動的に出力されたファイルを表示します。

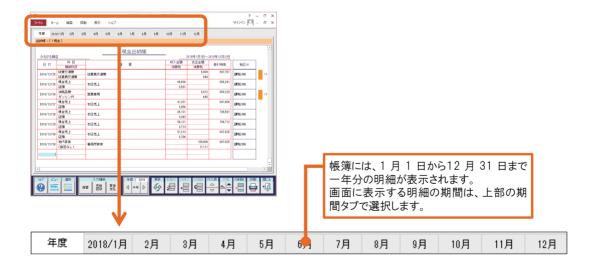
# 4-7 一年分の明細を入力し終えたら

本製品では、一年分の明細を入力し終えた後に、**年次更新などの特別な操作を行う必要はありません。**そのまま、次の年度の明細を入力できます。(決算書の作成が完了していなくても、次の年度の明細が入力できます)

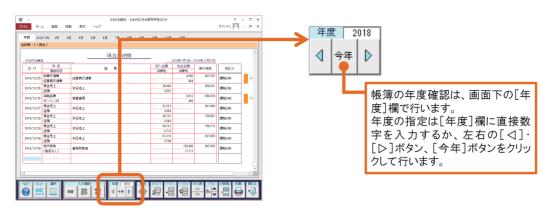
帳簿に表示される明細の期間や、年度を切り替えて入力する方法は、以下の通りです。

# ■ 帳簿に表示される明細の期間について

帳簿には、設定された「1月1日」から「12月31日」まで一年分の明細が表示されます。 帳簿に表示する明細は、各帳簿画面の上にある期間タブで選択して切り替えられます。[年度] タブを選択すると、1月1日から12月31日までのすべての明細が表示されます。また各月のタブを選択すると、該当する月の明細だけが表示されます。



# ■ 年度を切り替えて入力する



# 5章 固定資産台帳

この章では、固定資産台帳の管理について説明しています。

固定資産台帳の作成や償却資産の登録、「減価償却の計算」の印刷方法や不動産所得の収入を記帳する方法が確認できます。

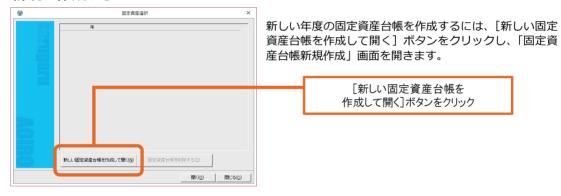
# 5-1 固定資産台帳を作成する

固定資産台帳では、青色申告に必要となる固定資産の情報を管理できます。 固定資産台帳の内容は決算書の作成時に自動的に転記されます。

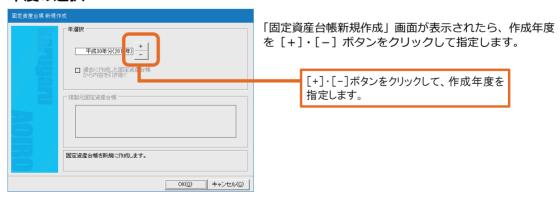
#### ① 固定資産台帳を開く

メインメニューの [随時処理] タブ内にある [固定資産] アイコンをクリックして、「固定資産選択」画面を開きます。

# ② 新規に作成する



# ③ 年度の選択



### ■ 既存の固定資産台帳を元に作成する場合

指定した年度より過去の固定資産台帳がある場合には、既存の固定資産台帳から共通の内容が転記できます。「減価償却費の計算」で複製元の償却方法が定率の場合には、複製元の未償却残高を取得価額として取り込みます。

既存の固定資産台帳を元にして新年度の固定資産台帳を作成するには、「過去に作成した固定資産台帳から内容を引き継ぐ」にチェックを付け、下のリストからコピーしたい固定資産台帳を選択します。

### ④ 固定資産台帳に入力する

最後に「OK」ボタンをクリックすると、固定資産台帳が表示されます。

画面上部に表示される[通常償却資産]、[一括償却資産]、[添付資料]、[不動産所得の内訳]の各タブをクリックして切り替えながら、必要事項の入力を行います。

各タブでの入力操作については、56ページの「通常償却資産を管理する」、および57ページの「一括償却資産を管理する」をご覧ください。

※[不動産所得の内訳]タブは、不動産用または兼業用としてデータファイルを作成している場合にだけ表示されます。

# 5-2 通常償却資産を管理する

固定資産台帳では、定額法・定率法で償却する通常償却資産の管理が行えます。 固定資産台帳(通常償却資産)の内容は決算書の作成時に取り込まれます。

# ① 「通常償却資産」タブを選択する



通常償却資産を管理するには、「固定資産台帳」画面上部の[通常償却資産] タブをクリックして選択します。

# ② 通常償却資産を入力する

固定資産に関する名称等の必要事項を入力します。

[取得年月]、[取得価額]、[償却の基礎となる金額]、[期首残高]、[償却方法]、[定率法区分]、[耐用年数]、 [本年中の償却期間]、[割増(特別)償却費]、[事業専用割合]の各欄を入力すると、その他の各項目は自動 的に計算されます。

減価償却資産 の名称等	面 積 は 数量	取得年月	ィ 取得価額	ロ (質却の基礎 となる金額		耐用 年数	ハ 償却率 又は	二 本年中 の償却 期 間	ホ 本年分の 普通償却費	へ 割増(特別) 債 却 費	ト 本年分の 償却費合計	チ 事業専 用割合	リ 本年分の 必要経費 算入額	ヌ 未償却残高 (期末残高)	摘	要
V)-BIT #	奴里	(和曆)	((賞去)(呆証証額)	期首残高	定率法区分		改定被每率	AN IBI	$(\square \times \wedge \times \square)$		(ホ+ヘ)		具 八 6棟 (ト×チ)			
		年月	円	P.		9	F	月	円	円	P.	96	円	円		
			( )					/12								

項目	説明
減価償却資産の名称等	固定資産に関する名称等を入力します。
面積又は数量	固定資産の面積または数量を入力します。
取得年月	固定資産の事業用の供用を開始した年月を入力します。
取得価額	固定資産の取得価額を入力します。
償却の基礎となる金額	98 ページの「記帳ガイド・付録」をご覧ください。
期首残高	98 ページの「記帳ガイド・付録」をご覧ください。
償却方法	固定資産の償却方法を定額・定率のいずれかから選択します。
定率法区分	通常は入力しません。平成 24 年度の固定資産台帳を管理する場合にだけ利用します。(平成 24 年 4 月 1 日以後に取得した固定資産については改正された「200%定率法」が適用されますが、経過措置の「250%定率法」を適用する場合には、この欄で選択します)
耐用年数	固定資産の耐用年数を入力します。
本年中の償却期間	固定資産の本年度における償却期間を月数で入力します。中途で取得や譲渡、取り壊しなどをした場合は、その月を1ヵ月として含めます。
割増(特別)償却費	割増(特別)償却費を入力します。
事業専用割合	固定資産を事業で使用している割合を入力します。
摘要	固定資産の摘要を入力します。

# ■ 前年度を参照する場合



未償却残高(期末残高)を計算する際など、前年度の金額を参照するには、画面下の [前年度参照] ボタンをクリックします。

# 5-3 一括償却資産を管理する

固定資産台帳では、3年間で償却する20万円未満の一括償却資産を管理できます。 固定資産台帳(一括償却資産)の内容は決算書の作成時に自動的に決算書に転記されます。

# ① 「一括償却資産」タブを選択する



一括償却資産を管理するには、「固定資産台帳」画面の上部にある[一括償却資産]タブをクリックして選択します。

# ② 一括償却資産を入力する

一括償却資産を固定資産台帳に入力します。画面上部の入力欄に一括償却資産の入力を行うと、自動的に画面下の「今年度の「減価償却費の計算」に転記される内容」に集計されます。

減価償却資産 の名称等	面積 又数量	取得年月(和曆)	取得価額	ロ 償却の基礎 となる金額	償却 方法	耐用 年数	償却率	- 本年中 の償却 期 間	ホ 本年分の 普通償却費 (ロ×ハ×ニ)	へ 割増(特別) 償却費	本年分の 償却費合計 (ホ+へ)	事業専用割合	リ 本年分の 必要経費 算入額 (h×チ)	ヌ 未償却残高 (期末残高)	摘	要
ブリンタ	1台	30 <sup>筆 月</sup>	円 120,000	円 120,000	-	- *	-	月 - /12	- <sup>M</sup>	- <sup>FI</sup>	— <sup>円</sup>	- <sup>96</sup>	- <sup>m</sup>	— <sup>円</sup>		-
OAデスク	1台	30 <sup>年月</sup>	円 100,000	円 100,000	-	- <sup>年</sup>	-	月 - /12	- <sup>m</sup>	- H	- <sup>m</sup>	- <sup>96</sup>	- H	- <sup>m</sup>	-	-
		年月	д	円	-	- <sup>年</sup>	-	月 - /12	- <sup>M</sup>	- H	- <sup>m</sup>	- <sup>96</sup>	- H	- <sup>m</sup>	-	-
													括償却資			
今年度の「鴻信	<b>工信</b> 却看	か計算	に転記されるめ	蒋			4	白動	的に画		今年度の			を 産の情報 かけい かいいい かいいい かいいい かいいい かいいい かいいい かいいい		
今年度の「滅価 滅価償却資産 の名称等 (標延資産を含む)	画債却費 面又数	<b>取</b> 得年月	リン・転記される内 取得価額	<b>7容</b> (質却の基礎 となる金額	價力法	耐用数	償却率	白動	的に画	面下の「~	今年度の					
減価償却資産 の名称等		取得 年月 30 <sup>年月</sup>			價方法	耐用數	償却率	自動され	的に画で る内容」(	面下の「全に集計され	今年度の れます。	「減価	償却費0	の計算」に	転言	2
減価償却資産 の名称等 (類延資産を含む)	面積 又数量	取得年月30年月	取得価額	償却の基礎 となる金額	價方法	耐 用 年 数	償却率	自動本の期 年間 月 1/12 月 1/12	的に画[ る内容]( <sup>本年分の 普通償却費</sup>	面下の「全に集計され	今年度の れます。 本年分の 質却費合計	事業専用割合	償却費の 本年分の 必要経費 算入額	た	転言	2
減価償却資産 の名称等 (類延資産を含む)	面積 又数量	取得 年月 30 <sup>年月</sup>	取得価額	償却の基礎 となる金額	價力法	耐 用 サ 数	償却率	自動 本の期 中却間 月/12 月	的に画[ る内容]( <sup>本年分の 普通償却費</sup>	面下の「全に集計され	今年度の れます。 本年分の 質却費合計	事業専用割合	償却費の 本年分の 必要経費 算入額	た	転言	2

「今年度の「減価償却費の計算」に転記される内容」の各欄の集計方法は以下の通りです。

●「取得価額」および「償却の基礎となる金額」欄 現在の会計期間を含む過去3年以内に取得した一括償却資産を、年度ごとに合算して集計されます。

#### ●「本年分の普通償却費」欄

この欄には、上部画面に入力した一括償却資産の「償却の基礎となる金額」を3分の1にした金額の合算になります。その際に発生する端数は、端数処理の設定に基づいて3年目に調整されます。(端数処理の設定については、84ページの「自社設定」をご覧ください)

#### 「例]

今年度に、「資産 A  $(100,000\,\text{円})$ 」と「資産 B  $(150,000\,\text{円})$ 」を一括償却する場合「取得価額」は「資産 A 」 + 「資産 B 」となり、「250,000」円となります。

端数処理の方法が「切り上げ」の場合、「本年分の普通償却費」は「250,000/3」円=「83,334」円となります。この際発生する切り上げられた端数は、3年目の償却費で処理されます。(端数処理の方法が「切り捨て」や「四捨五入」の場合も、端数は3年目に調整されます。端数処理の設定については、84ページの「自社設定」をご覧ください)

# 5-4 「減価償却費の計算 |を印刷する

青色申告決算書の「減価償却費の計算」欄の入力行には限度があるため、入力行数を超える減価償却資産がある場合は、別用紙として「減価償却費の計算」を印刷し、決算書に添付する必要があります。

「減価償却費の計算」の印刷は、以下の手順で行います。

## ① 「添付資料」タブを選択する

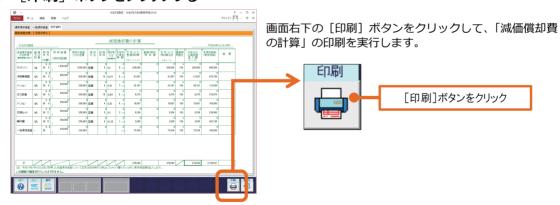


減価償却費の計算を印刷するには、「固定資産台帳」画面 上部にある[添付資料] タブをクリックして「減価償却費 の計算」画面を表示します。



「減価償却費の計算」画面で編集はできません。編集は「通常償却資産」の管理画面や、「一括償却資産」の管理画面で行います。

# ② 「印刷」ボタンをクリックする





[印刷]ボタンをクリックするとプレビュー画面が表示されます。プレビュー画面内における詳細な操作方法や、印刷時の余白や印刷位置の設定に関しては、76 ページの「余白/印刷位置を調整し印刷を実行するには」をご覧ください。

# 5-5 不動産所得の収入の内訳を管理・印刷する

不動産所得用(または一般/不動産兼業用)としてデータを作成している場合は、不動産の収入の内訳を管理できます。「不動産所得の収入の内訳」の内容は、決算書の作成時に取り込むことが可能です。決算書の入力行には限度があるため、入力行数を超える不動産収入がある場合は、別用紙として「不動産所得の収入の内訳」を印刷し、決算書に添付する必要があります。

# ① 「不動産所得の収入の内訳」タブを選択する



不動産所得の内訳を管理・印刷するには、「固定資産台帳」 画面上部の[不動産所得の収入の内訳]タブをクリックし て選択します。

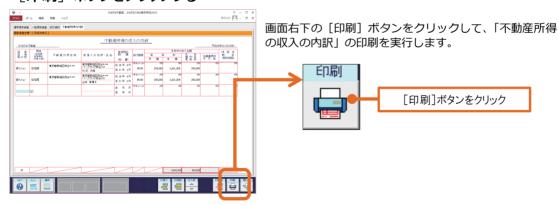
その後、不動産所得の収入の内訳を入力します。

※一般/不動産兼業用としてデータファイルを作成している場合は、画面左上の[固定資産台帳]欄にて、一般用と不動産用の「固定資産台帳」画面を切り替えます。[固定資産台帳]欄は、画面左下の[選択]ボタンをクリックすると表示されます。



[不動産所得の収入の内訳]タブは、不動産用(または一般/不動産兼業用)としてデータファイルを作成している場合にだけ表示されます。

# ② 「印刷] ボタンをクリックする





[印刷]ボタンをクリックするとプレビュー画面が表示されます。プレビュー画面内における詳細な操作方法や、印刷時の余白や印刷位置の設定に関しては、76ページの「余白/印刷位置を調整し印刷を実行するには」をご覧ください。

# 6章 集計表の操作

この章では、集計表の操作方法と各集計表の種類について説明しています。

# ◆ 集計表の操作



集計表を表示するには、メインメニューの [随時処理] タ ブ内にある、「集計表] アイコンをクリックします。

[集計表]アイコンをクリック



[選択] タブを使用して集計表の種類を切り替えることができます。

各種集計表の画面が表示されますので、集計期間の変更や、 集計対象の帳簿を指定し、集計を行います。

[選択]タブで集計表の種類を切り替えます。

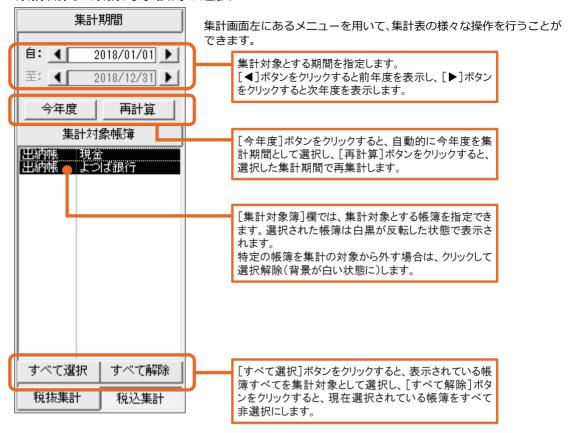


集計期間を変更した場合は、画面下にある [更新] ボタンをクリックします。変更した期間で新たに再集計が行われます。

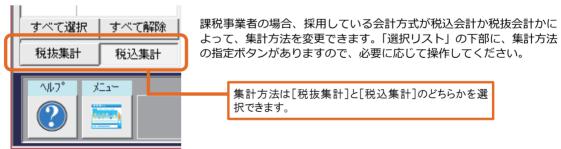
更新

[更新]ボタンをクリック

## ■ 集計期間と集計対象帳簿の選択



# ■ 消費税の集計方式の選択





画面に消費税の集計方式の選択ボタンを表示させるには、メインメニューの[設定]ボタンをクリックして「設定」画面を開き、[自社設定]内の[消費税処理]の項目で、[消費税処理を行う(課税事業者)]が選択されている必要があります。また消費税の集計方式の既定値を設定することもできます。(「設定」画面については、84ページの「自社設定」をご覧ください)

## ■ 補助科目(補助科目年間)集計表の場合

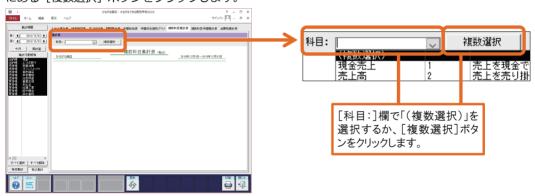
「補助科目集計表」、および「補助科目年間集計表」では、集計の対象とする補助科目を任意に選択できます。

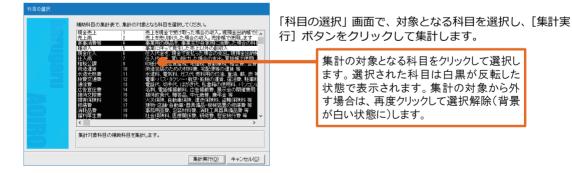
集計する補助科目を選択するには、集計表画面上部にある [科目:] 欄で選択を行います。右にある [▼] を クリックして表示されるリストから選択してください。



さらに複数の補助科目を任意に選択して集計することも可能です。

複数の補助科目を集計に含めるには、上述の[科目:]欄で「(複数選択)」を選択するか、[科目:]欄の右にある「複数選択]ボタンをクリックします。







補助科目集計表および補助科目年間集計表を表示させるには、メインメニューの[設定]ボタンをクリックして設定画面を開き、[自社設定]内の[補助科目を使用する]にチェックが入っている必要があります。

# 7章 決算の処理

この章では、本製品で決算の方法を説明しています。

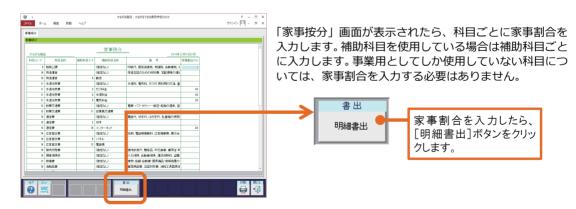
各種帳簿に記帳した内容を集計し、決算書に自動で取り込む方法や、家事按分の設定、確定申告書の作成方 法について確認ができます。

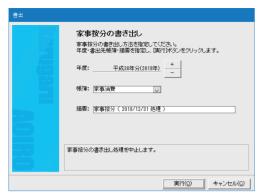
# 7-1 決算の準備を行う

# ◆ 家事按分の処理を入力する

自宅の一部を事務所や店舗として使用している場合や、自家用車を仕事で使用している場合など、事業用と個人用を共有している施設や設備等については、事業使用分と家事使用分の比率で経費を按分して計上します。本製品では、家事按分の明細を自動的に作成できます。







「家事按分の書き出し」画面が表示されます。 家事按分の書き出し方法を指定し、[実行]ボタンをクリッ クすると、12 月 31 日付けで指定した帳簿に家事按分処 理の明細が作成されます。



すでに家事按分の明細が書き出されている場合、「すでに家事按分の明細書出が実行されている可能 性があります。」という警告メッセージが表示されます。

2 回目以降の家事按分処理を行う場合は、必ず前回の家事按分処理によって作成された明細を削除してから行ってください。

# 7-2 決算書を作成する

本製品は、出納帳・売掛帳・買掛帳などの各種帳簿に記帳された内容を集計して、決算書に自動的に取り込めます。さらに決算書の詳細な項目は、実物の決算書と同じレイアウトの分かりやすい画面で直接入力できます。

# ◆ 決算書の作成の準備をする

決算書の作成のためには、該当年度の通常取引の記帳が全て入力されている必要があります。家事按分による経費の計上や、固定資産の入力を完了しておきます。本製品は、家事按分の経費を計上するための明細を自動的に作成できます。詳しくは、64ページの「家事按分の処理を入力する」をご覧ください。

# ◆ 決算書の作成

青色申告決算書、および白色申告の収支内訳書は、下記の手順で作成します。(画面は「青色申告決算書(一般用)」のものです)

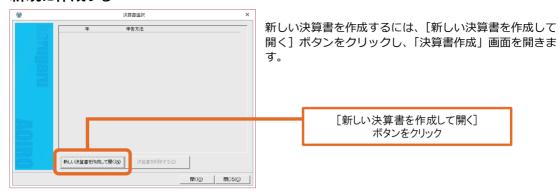
# ① 決算書を開く



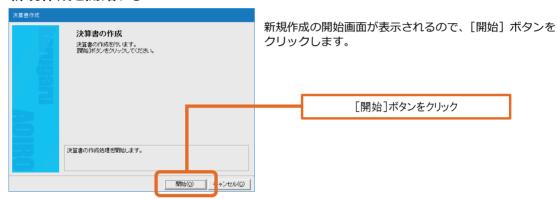
メインメニューの [決算] タブ内にある [決算書] アイコンをクリックして、「決算書選択」画面を開きます。

「決算書]アイコンをクリック

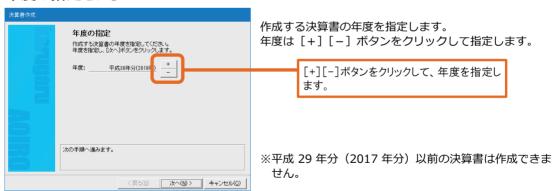
### ② 新規に作成する

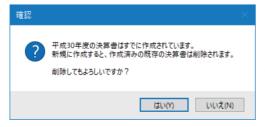


# ③ 新規作成を開始する



# ④ 年度の指定をする

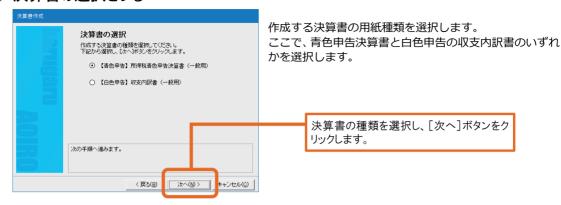




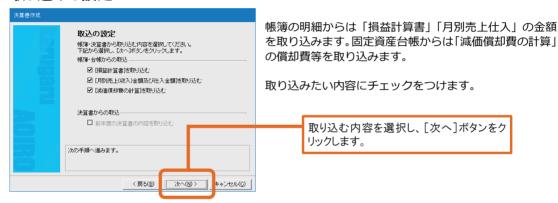
指定した年度の決算書が既に作成されている場合、確認 メッセージが表示されます。

既存の決算書を削除し、新しい決算書を作成する場合は [はい] ボタンを、既存の決算書を削除しない場合は [いいえ] ボタンをクリックします。

#### ⑤ 決算書の選択をする



## ⑥ 取り込みの設定



# ■ 項目

#### ● [損益計算書] を取り込む

この項目をチェックすると、各帳簿から損益計算書に売上(収入)金額・仕入金額・各経費金額・繰入額(専従者給与)の金額を取り込みます。ただし、期首期末の棚卸高や繰戻額は取り込みません。

後から取り込む場合は、決算書の編集画面上にある[損益計算書]タブをクリックするか、決算書を開いた最初の画面中央にある[損益計算書]ボタンをクリックして、「損益計算書」の画面を開きます。「損益計算書」画面左上にある[帳簿から取込]ボタンをクリックすると、自動的に各帳簿から売上金額、仕入金額、経費の科目と金額を取り込みます。

#### ● 「月別売上(収入)金額及び仕入金額]を取り込む

この項目をチェックすると、各帳簿から、「月別売上(収入)金額及び仕入金額」に各月ごとの売上(収入)金額・仕入金額・家事消費等・雑収入を取り込みます。

後から取り込む場合は、決算書の編集画面上にある[月別売上仕入]タブをクリックするか、決算書を開いた最初の画面中央にある[月別売上仕入]ボタンをクリックして、「月別売上仕入」の画面を開きます。「月別売上仕入」画面左上にある[帳簿から取込]ボタンをクリックすると、自動的に各帳簿から売上金額、家事消費等、雑収入、仕入金額を取り込み記載します。(※不動産用データおよび収支内訳書の作成では、本項目は表示されません)

#### ● 「減価償却費の計算] を取り込む

この項目をチェックすると、固定資産台帳から同年度の固定資産の償却費を取り込みます。

後から取り込む場合は、決算書の編集画面上にある [減価償却費] タブをクリックするか、決算書を開いた 最初の画面中央にある [減価償却費] ボタンをクリックして、「減価償却費の計算」の画面を開きます。「減 価償却費の計算」画面左上にある [台帳から取込] ボタンをクリックすると、固定資産台帳を取り込みます。

#### ● 「不動産所得の収入の内訳」を取り込む

この項目は、不動産用および兼業用データを作成している場合にだけ表示されます。

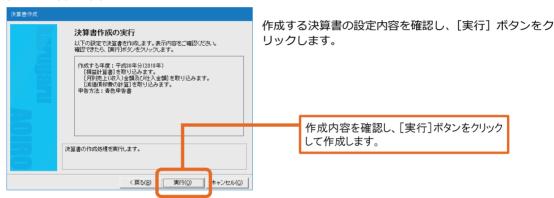
この項目をチェックすると、固定資産台帳の「不動産所得の内訳」から、「不動産所得の収入の内訳」に情報を取り込みます。

後から取り込む場合は、決算書の編集画面上にある[不動産所得の内訳]タブをクリックするか、決算書を開いた最初の画面中央にある[不動産所得の内訳]ボタンをクリックして、「不動産所得の収入の内訳」の画面を開きます。「不動産所得の収入の内訳」画面左上にある[台帳から取込]ボタンをクリックすると、自動的に固定資産台帳の「不動産所得の内訳」から情報を取り込みます。

#### ●前年度の決算書の内容を取り込む

この項目をチェックすると、前年度の決算書から、住所氏名等・専従者給与・給与賃金の内訳等の内容を取り込みます。専従者給与・給与賃金は年齢に1を加算して取り込みます。なお、前年度の決算書データが存在しない場合、または同年度の決算書が存在する場合は、この項目を選択することはできません。

## ⑦ 設定内容を確認



# ⑧ 必要事項を入力

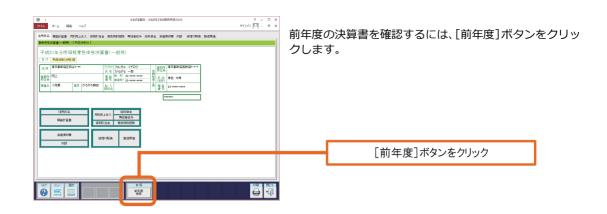


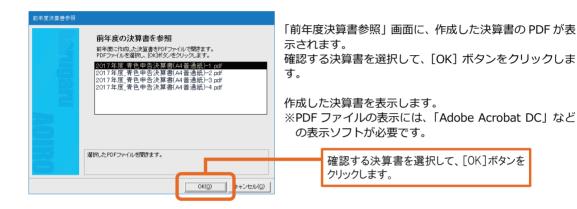
事業者の住所・氏名、依頼税理士の項目、またそれ以外の 各種項目に必要事項を入力します。

# ◆ 前年度の決算書を確認する

「かるがるできる青色申告 2018」 で作成したデータを移行した場合、前年度の決算書を PDF 形式のデータとして出力できます。

ただし、「かるがるできる青色申告 2018」で決算書を作成し、印刷していない場合は表示されません。





# 7-3 確定申告書を作成する

# ◆ 確定申告書を作成する前に【重要】

初回出荷版 (Ver.19.00 Rev.1.00) では確定申告書は作成できません。確定申告書の作成機能は、「確定申告対応版」(Ver.19.00 Rev.2.00 以降) で対応いたします。

「確定申告対応版」は、国税当局による様式決定後に、弊社のダウンロードサイトよりダウンロードが可能になります。(2019年2月上旬の予定)ダウンロードは無料です。



「お知らせ機能」は、製品の起動時にインターネットを経由し、製品のアップデートプログラムが存在する場合のお知らせや更新情報、お得な最新情報などを表示します。 「確定申告対応版」についても、詳細が決まり次第、メインメニュー下に表示される「BSL からのお知らせ」にてご案内いたします。

> 「確定申告対応版」の詳細は、決まり次第 メインメニューの「BSL からのお知らせ」に表示されます。



「お知らせ機能」を有効にするには、メインメニューの[設定]アイコンを開いて表示される「設定」画面の 「全般設定]内にある「「お知らせ機能」を使用する]にチェックを付けます。



「確定申告対応版」ダウンロードを行うには、メインメニューの [サポート] タブ内にある [アップデート] アイコンをクリックします。

[アップデート]アイコンをクリック

# ◆ 作成の準備を行う

確定申告書を作成する前に、以下の点を確認してください。

- 青色申告決算書を作成する 確定申告書を作成する前に、「青色申告決算書(または収支内訳書)」を作成します。
- ●作成の手引きを手元に用意する

税務署から配布されている「平成 30 年分所得税の確定申告の手引き 確定申告書 B」を手元に置いておくと、確定申告をよりスムーズに作成することができます。

作成の手引きについては、国税庁のウェブサイトからご確認いただけます。(URL: http://www.nta.go.jp)

# ◆ 確定申告書に入力する



確定申告書を作成するには、メインメニューにある [確定申告] アイコンをクリックします。

「確定申告]アイコンをクリック



[確定申告]アイコンは、「確定申告対応版」(Ver.19.00 Rev.2.00 以降)にアップデートすると表示されます。「Ver.19.00 Rev.2.00」より前の製品には表示されません。



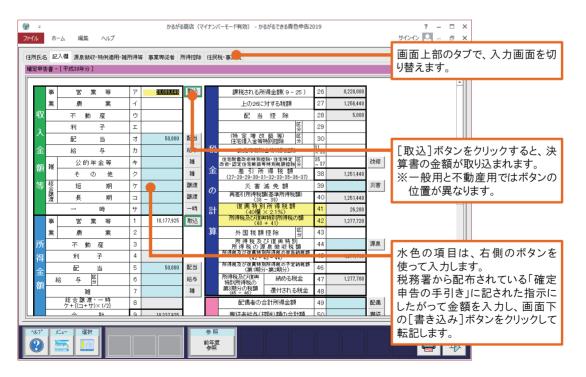
「マイナンバーモード」を有効にしていない場合、確認の メッセージが表示されます。

「マイナンバーモード」を有効にする場合は、「設定」画面の [マイナンバー] 項目で設定してください。設定方法については、91 ページの「マイナンバー」をご覧ください。



確定申告書の入力画面が表示されます。

確定申告書の入力項目には色が付けられており、灰色の欄以外のすべての項目は内容を編集できます。

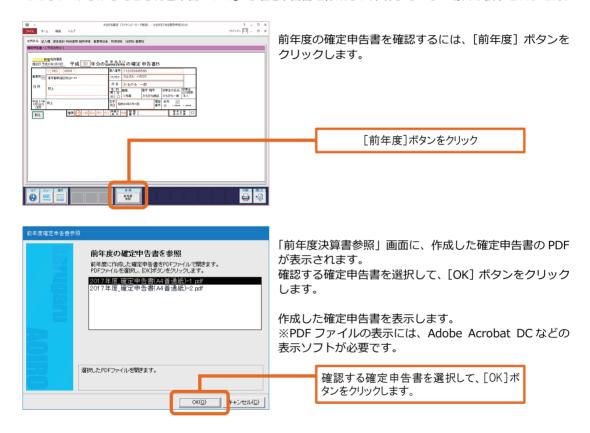


項目		説明
白色の欄	<b>ij</b>	すべて手入力の項目です。右に[取込]ボタンがある項目の場合は、クリックすると青色申告決算書の金額が取り込まれます。
灰色の欄	ij	確定申告書に入力された金額に応じて自動計算されます。直接編集はできません。
水色の欄	Ħ	項目名の右にある[給与]ボタン等をクリックすると、入力のための画面が表示されます。税務署から配布されている「確定申告の手引き」と同じ画面が表示されるので、手引きに従って入力します。

# ◆ 前年度の確定申告書を確認する

「かるがるできる青色申告 2018」 で作成したデータを移行した場合、前年度の確定申告書を PDF 形式のデータとして出力できます。

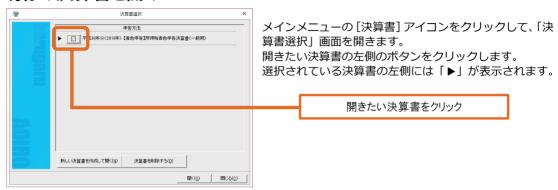
ただし、「かるがるできる青色申告 2018」で確定申告書を作成し、印刷していない場合は表示されません。



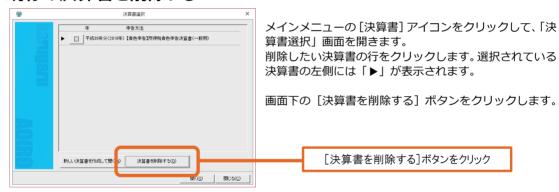
# 7-4 決算書・確定申告書の操作

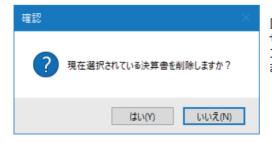
既存の決算書や確定申告書を開いたり、削除したりするには、以下の方法で行います。 ※以下は決算書における操作方法を例に記載していますが、確定申告書の場合も同様になります。

### ◆ 既存の決算書を開く



## ◆ 既存の決算書を削除する



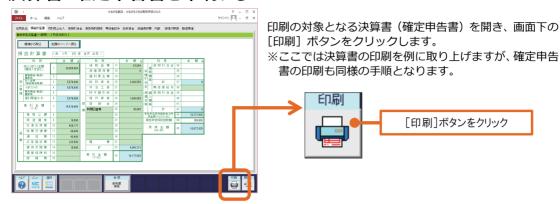


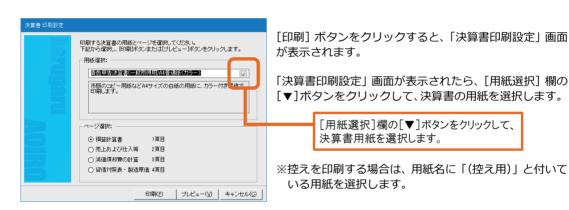
[決算書を削除する] ボタンをクリックすると、確認メッセージが表示されます。削除してもよければ [はい] ボタンを、削除しない場合には [いいえ] ボタンをクリックします。

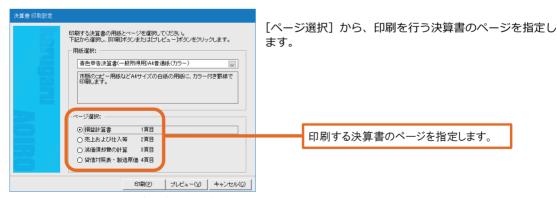
はじめのメッセージで [はい] ボタンをクリックすると、もう一度確認メッセージが表示されます。最終的に削除する場合には [OK] ボタンを、削除しない場合には [キャンセル] ボタンを選択してください。一度削除してしまうとデータを元に戻すことができませんので、削除するときには十分に確認してから行ってください。

# 7-5 決算書・確定申告書を印刷する

### ◆ 決算書・確定申告書を印刷する







その後「印刷」または「プレビュー」ボタンをクリックして、印刷を開始します。

減価償却費の計算用紙の行数を超えて固定資産が取り込まれると、「別紙明細」という文字だけが印刷されます。その場合は「固定資産台帳」から白紙用紙に「減価償却費の計算」を印刷し、別紙資料として添付してください。

また、「不動産所得の収入の内訳」も、用紙の行数を超えると「別紙明細」という文字だけが印刷されます。 その場合も、「固定資産台帳」から白紙用紙に「不動産所得の収入の内訳」を印刷し、別紙資料として添付してください。

### ■ 確定申告書を印刷する際の注意事項

確定申告書を印刷する際は、以下の点にご注意ください。

●税務署から配布されている OCR 用紙に印刷する場合

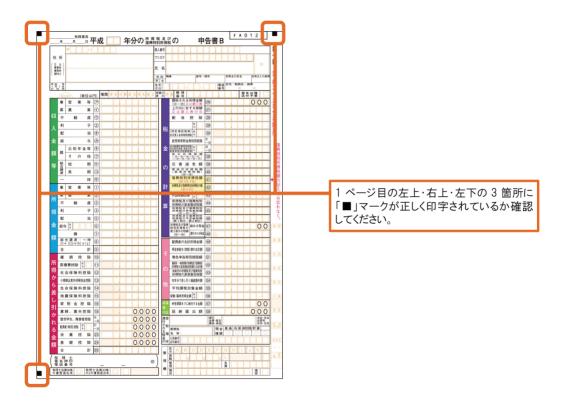
用紙の選択時に「A4 OCR」を選択してください。また、印刷時には各用紙を切り離し、1 枚ずつプリンターにセットして印刷します。

OCR 用紙に印刷を行う前に、一度 A4 普通紙に印刷して OCR 用紙を重ね、透かして見たときに各項目の位置が合っているかを確認することを推奨します。

#### ●A4 普通紙(白紙のコピー用紙等)に印刷する場合

用紙の選択時に「A4(モノクロ)」または「A4(カラー)」を選択してください。

プリンターの印字領域によっては、確定申告書が 2 ページに渡って印刷される場合がありますが、1 ページ目の左上・右上・左下の 3 箇所に「■」マークが正しく印字されているか確認してください。3 つの「■」マークが 1 ページ内に印刷されていない場合には、印字位置を調整してください。

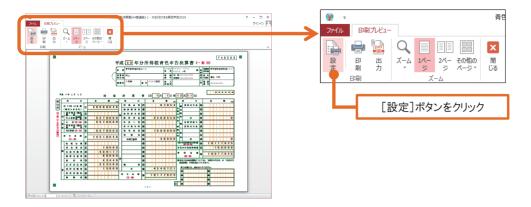




確定申告書の作成機能は「確定申告対応版」(Ver.19.00 Rev.2.00 以降)で対応いたします。 「確定申告対応版」は、国税当局による様式決定後に、弊社のダウンロードサイトよりダウンロードが可能 になります。(2019 年 2 月上旬の予定)ダウンロードは無料です。(69 ページの「確定申告書を作成する前に【重要】」をご覧ください)

### ◆ 余白/印刷位置を調整し印刷を実行するには

印刷にあたって用紙の余白調整や印刷位置の調整は、「印刷プレビュー」画面上にあるメニューバーの [印刷プレビュー] にある「設定] ボタンから行います。



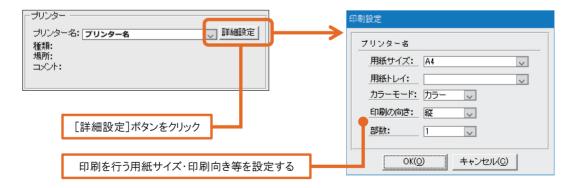


[設定] ボタンをクリックすると、次のような「印刷設定」 画面が表示されます。

「印刷設定」画面では、「プリンター」・「印刷設定」・「印刷位置調整」・「余白」の四つの分野に関して設定できます。 (設定は、変更を行った用紙型番に対して保存されますので、ご注意ください)

### ■ プリンター

印刷に使用するプリンターを設定できます。コンピューターにインストールされているプリンターを選択して [詳細設定] ボタンをクリックすると、用紙サイズから部数までさらに詳細な条件を設定できます。



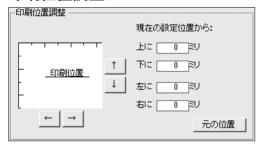
### ■ 印刷設定



印刷部数の変更や、プリンターのカラー印刷の設定を切り替えることができます。

カラー印刷の設定は通常変更する必要はありません。(カラーまたはモノクロがあらかじめ決まっている用紙では「カラーで印刷」欄がグレーで表示され、設定の変更はできません)

### ■ 印刷位置調整

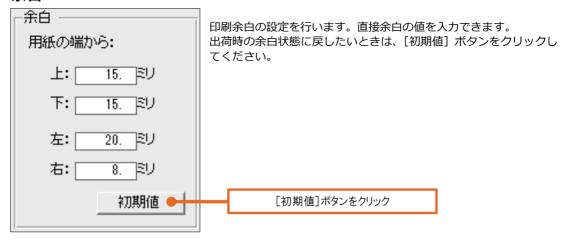


詳細な印刷位置を調整できます。

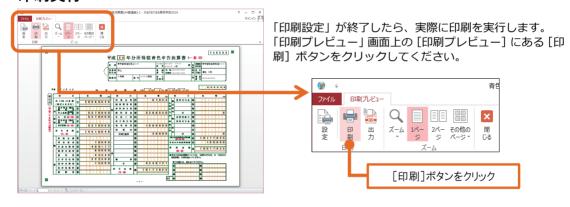
※ここで変更した値は右側の[余白]欄に反映されます。

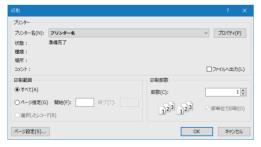
項目/ボタン	説明
1	1 回クリックするごとに、0.5 ミリずつ文字の印刷位置を上にずらします。(用紙の上の余白が 0.5 ミリずつ狭くなります)
Eta 0 ≋V	印刷位置が上に何ミリずれたか表示します。直接入力することもでき、上下余白の数値も自動的に連動します。(0.1 ミリ単位での入力が可能です)
1	1 回クリックするごとに、0.5 ミリずつ文字の印刷位置を下にずらします。 (用紙の下の余白が 0.5 ミリずつ狭くなります)
Fic 0 ≋y	印刷位置が下に何ミリずれたか表示します。直接入力することもでき、上下余白の数値も自動的に連動します。(0.1 ミリ単位での入力が可能です)
<b>←</b>	1 回クリックするごとに、0.5 ミリずつ文字の印刷位置を左にずらします。 (用紙の左の余白が 0.5 ミリずつ狭くなります)
<b>左に 0 ミリ</b>	印刷位置が左に何ミリずれたか表示します。直接入力することもでき、左右余白の数値も自動的に連動します。(0.1 ミリ単位での入力が可能です)
<b>→</b>	1 回クリックするごとに、0.5 ミリずつ文字の印刷位置を右にずらします。 (用紙の右の余白が 0.5 ミリずつ狭くなります)
右に 0 ミリ	印刷位置が右に何ミリずれたか表示します。直接入力することもでき、左右余白の数値も自動的に連動します。(0.1 ミリ単位での入力が可能です)
元の位置	[元の位置]ボタンをクリックすると、「印刷設定」画面を開いたときの設定に戻ります。

### ■ 余白



### ■ 印刷実行





[印刷] ボタンをクリックすると、「印刷」画面が表示されます。

プリンターを選択して印刷を実行します。[プリンター]で印刷に使用するプリンターを選択し、[印刷部数] などを指定します。

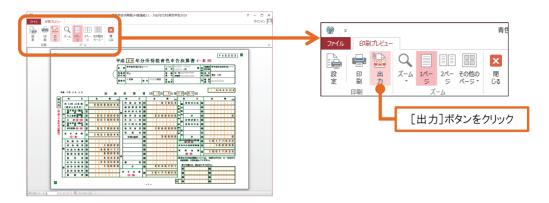
最後に [OK] ボタンをクリックすると印刷が実行されます。

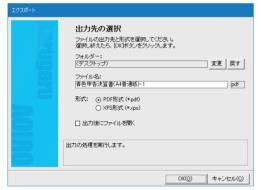
### ◆ 決算書・確定申告書の PDF 出力について

青色申告決算書や確定申告書は、PDF 形式のデータとして出力できます。

データとして出力し保存しておくことで、来年以降の申告の際に参照できる資料として役立てることができます。

PDF 出力をするには、「印刷プレビュー」画面上にあるメニューバーの [印刷プレビュー] にある [出力] ボタンをクリックします。

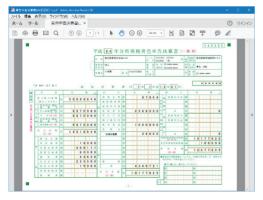




「出力先の選択」画面が表示されます。

ファイルの出力先になるフォルダーと出力形式の選択を行います。必要に応じてファイル名を変更してください。

選択が終わったら、[OK] ボタンをクリックして出力を実行します。



[出力後にファイルを開く] にチェックを付けておくと、 出力後、自動的に出力された PDF ファイルを表示します。



PDF ファイルとして出力可能なのは、A4 普通紙の用紙を選択した場合だけです。OCR 用紙を選択した場合は、PDF ファイルには出力できません。

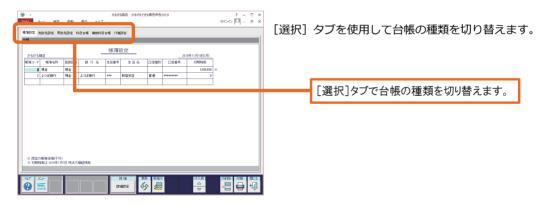
# 8章 台帳管理

本製品には、帳簿や科目など様々な台帳があります。ほとんどの設定は帳簿の入力画面から「入力補助キー」 (通常は [Home キー])を使用することで変更できますが、台帳設定画面からも操作できます。

# 8-1 台帳を操作する

## ◆ 台帳の操作

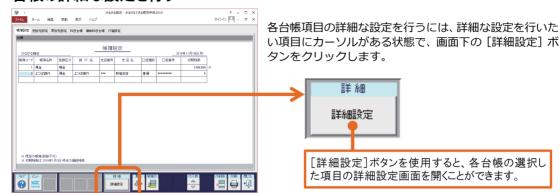




タブ	説明
帳簿設定	新しい現金出納帳や預金出納帳を登録し、初期残高を設定できます。また、登録されている出納帳の情報を編集することもできます。新しい出納帳を登録すると、メインメニューの[出納帳]アイコンをクリックした時の出納帳の一覧に表示されます。その際、出納帳の一覧は、帳簿設定と同じ並び順で表示されます。
売掛先設定	新しい売掛先を登録し、売掛残高を設定できます。また、登録されている売掛先の情報を編集することもできます。新しい売掛先を登録すると、メインメニューの[売掛帳]アイコンをクリックした時の売掛帳の一覧に表示されます。その際、売掛帳の一覧は、売掛先設定と同じ並び順で表示されます。
買掛先設定	新しい買掛先を登録し、買掛残高を設定できます。また、登録されている買掛先の情報を編集できます。新しい買掛先を登録すると、メインメニューの[買掛帳]アイコンをクリックした時の買掛帳の一覧に表示されます。その際、買掛帳の一覧は、買掛先設定と同じ並び順で表示されます。
科目台帳	登録されている科目情報を編集できます。なお、※が付いている科目の科目名称は変更できません。

タブ	説明	
補助科目台帳	新しい補助科目を登録したり、登録されている補助科目情報を編集したりできます。(補助科目の使用を有効にしている場合に表示されます)	
付箋設定	新しい付箋を登録したり、登録されている付箋情報を編集したりできます。なお、※が付いている既定の付箋を削除できません。	

### ■ 台帳の詳細な設定を行う





「帳簿登録」画面などが表示されます。

開いている台帳の種類によって、表示される内容が異なります。

詳細情報を入力し、[OK] ボタンをクリックすると、設定内容が台帳に反映されます。

### ■ 台帳の内容を並べ替える



表示されている台帳の内容を並べ替えるには、[行入換] ボタンを使用します。 $[\triangle]$ ・ $[\nabla]$  ボタンをクリックすると、上下の行を入れ換えられます。

また、台帳の内容を名称順やコード順に並べ替えたい場合は、画面上部のメニューバーにある [編集] をクリックし、表示されるリストから並び順を選択します。

### ■ 台帳の内容を削除する



表示されている台帳の内容を削除するには、[行削除] ボタンを使用します。削除したい項目にカーソルがある状態で[行削除] ボタンをクリックすると、削除の確認メッセージが表示されるので、[はい] ボタンをクリックして削除します。

ただし、台帳の右に「※」が付いた項目および科目台帳の内容は、既定の項目のため削除できません。

また、補助科目を削除すると、その補助科目を使用している明細の補助科目が「(指定なし)」に変更されます。

一度削除した内容を元に戻すことはできません。ご注意ください。

# 9章 設定

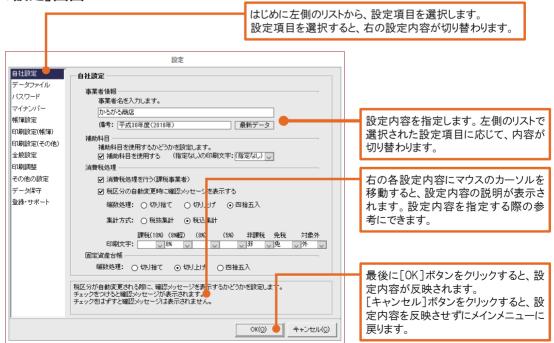
この章では、本製品の機能の設定を行う「設定」メニューについて説明しています。 各種機能の有効・無効の設定や、データファイルの設定について確認ができます。

# 9-1「設定」画面の操作

本製品は、「設定」画面において入力画面の動作や印刷方法など、さまざまな設定を細かく指定できます。またデータファイルのバックアップや復元などのメンテナンスを行う機能も用意されています。必要に応じて下記の設定機能を使用して操作してください。

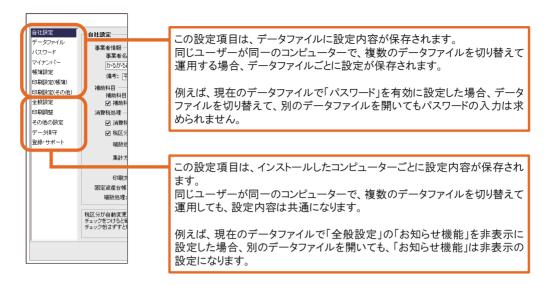


### ■「設定|画面



### ■ 設定の保存について

「設定」画面の左には、内容ごとに分けられた設定項目が一覧表示されます。設定の項目によって、データファイルごとに設定内容が保存される設定項目と、同じユーザーが作成するデータファイル全てに共通となる設定項目があります。



# 9-2 各種の設定を行う

## ◆ 自社設定



「自社設定」では、事業者名や作成する決算書の種類の設 定などを行います。

項目	説明
事業者情報	[事業者名]欄には、事業者名(氏名または屋号)を入力します。 ここに登録した名称が、集計表などに表示・印刷されます。また、メインメニューの右上の部分に表示されます。さらに[備考]ボタンをクリックして備考を設定すると、データファイルの切り替え操作時に表示されるので、データファイルの判別に役立つ情報を入力しておくと便利です。
補助科目	補助科目を使用するかどうかを設定します。 チェックを付けると帳簿に補助科目欄が表示されます。さらに補助科目別の集計などを行うことができるようになります。 補助科目を使用しない場合は、チェックを外します。[印刷文字]では、補助科目が「指定なし」の場合の印刷文字を指定します。何も印刷しない場合は、空欄にします。
消費税処理	消費税処理を行うかどうかを設定します。 課税事業者など消費税処理を必要とする場合はチェックを付け、端数処理と集計方式を選択します。[印刷文字]では、帳簿の印刷時に印字される各消費税区分の印刷文字を設定します。何も印刷しない場合は、空欄にします。
固定資産台帳	固定資産台帳の償却費計算時の端数処理方法を選択します。

## ◆ データファイル



「データファイル」では、現在使用中のデータファイルの場所の表示や、新規データファイルの作成や切り替え、 データ出力などのデータファイル操作を行います。

項目	説明
データファイル	[フォルダー名]には、現在使用しているデータファイルが存在するフォルダー名が表示されます。
	[ファイル名]には、現在使用しているデータファイル名が表示されます。全てのデータはこのファイルに随時自動的に保存されます。別のデータファイルを開くには、[データファイルの切替]を選択します。
	[対象期間]には、現在使用しているデータファイルの対象期間が表示されます。この期間内の日付の帳簿明細だけを、入力・処理します。([過去の古いデータを分離]の処理をした場合は、対象期間は変更できません)
データファイル変更	[新規のデータファイルを作成]では、新しく帳簿を管理するためのデータファイルを作成します。
	[データファイルの切替]では、作成したほかのデータファイルを開きます。
データファイル パックアップ	[データファイルのバックアップ]では、デスクトップなどに現在使用しているデータファイルをバックアップします。
	[バックアップファイルの復元]では、バックアップしたデータファイルを復元して使用できる状態にします。
データファイル操作	[データ出力(エクスポート)]では、入力されている明細を外部ファイルに出力して、表計算ソフトなどほかのアプリケーションで帳簿明細を扱えるようにします。Microsoft Excel 形式・CSV 形式・Tab 区切テキスト形式でエクスポート可能です。詳しくは、85ページの「データを外部ファイルに出力(エクスポート)する」をご覧ください。
	[過去の古いデータを分離]では、指定した日付以前の過去の古い帳簿明細を別のファイルに分離します。帳簿の明細件数が極端に多く、動作が遅くなってきた場合などに実行します。詳しくは、89ページの「過去の古いデータを分離する」をご覧ください。

# ◆ データを外部ファイルに出力 (エクスポート) する



帳簿の明細データを外部ファイルにデータ出力(エクスポート)するには、メインメニューの[設定]アイコンをクリックして「設定」画面を開き、「データファイル」内にある、[データ出力(エクスポート)]ボタンをクリックします。

[データ出力(エクスポート)]ボタンを クリック

エクスポートの開始
 これからデータを外部ファイルニエクスポートします。
 エクスポートする内容と形式を選択、開始が多ンをクリックしてください。
 エクスポート対象: (現在使用。ているデータファイル)
 〇半以sers \*\*user \*\*Acp Data \*\*Froaming \*\*¥BSL Products \*\*サンであるできる音色自社名: からから商店
 信号: 平成30年度(2018年)
 エクスポート内容:
 ① 帳簿時間
 〇 帳簿時間
 〇 帳簿時間
 〇 帳簿時記ます。

 『ボールの処理を開始します。

「エクスポートの開始」画面が表示されます。 はじめに、外部ファイルにエクスポートする形式を選択し ます。

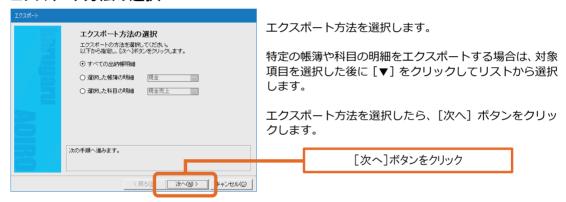
エクスポート内容を選択したら [開始] ボタンをクリック して、エクスポートの設定を開始します。

[開始]ボタンをクリック

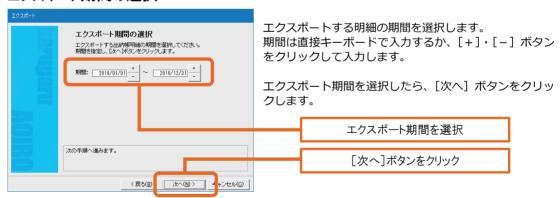
エクスポート内容	説明		
	帳簿内容のエクスポート		
帳簿明細	選択した帳簿や科目の明細を Excel(xls)形式、CSV 形式、TSV(txt)形式で出力できます。出力期間や、出力項目も任意に選択可能です。詳細については、86 ページの「「帳簿明細」を選択した場合」をご覧ください。		
	設定・台帳のエクスポート		
帳簿設定·科目台帳	帳簿設定・科目台帳をエクスポートします。 「帳簿設定」・「売掛先設定」・「買掛先設定」・「科目台帳」・「補助科目台帳」・「科目-補助 科目台帳」を Excel(xls)形式、CSV 形式、TSV(txt)形式で出力できます。 詳細については、88 ページの「「帳簿設定・科目台帳」を選択した場合」をご覧ください。		

# ◆「帳簿明細 |を選択した場合

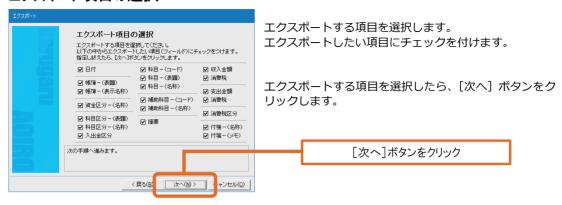
### ① エクスポート方法の選択



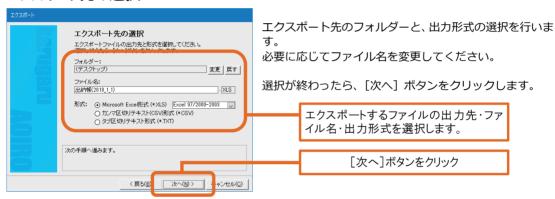
### ② エクスポート期間の選択



### ③ エクスポート項目の選択



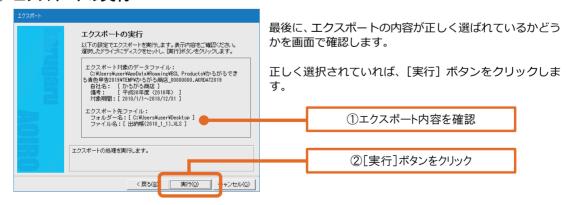
### ④ エクスポート先の選択





エクスポート先は、通常デスクトップに設定されています。エクスポート先を変更するには、右側の[変更] ボタンをクリックして指定します。

### ⑤ エクスポートの実行



### ⑥ エクスポートの完了



正しくエクスポートが完了すると、「エクスポートの完了」 画面が表示されます。

これでエクスポートの完了です。

エクスポート実行後、エクスポート先にファイルが作成されていることを確認してください。

## ◆「帳簿設定・科目台帳 |を選択した場合

### 1 エクスポート内容の選択



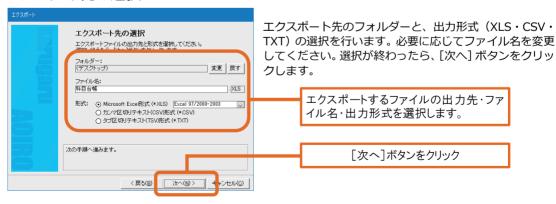
エクスポート内容を選択します。

エクスポートしたい帳簿、または台帳を選択します。

台帳を選択した場合にだけ、「摘要欄の入力候補の登録内容を含める」にチェックを付けることができるようになります。チェックを付けると、摘要欄の入力候補の登録内容をエクスポート項目に含めます。

エクスポート内容を選択したら、[次へ] ボタンをクリックします。

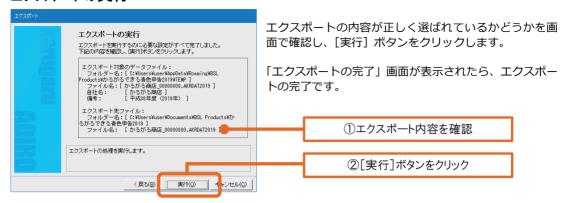
### ② エクスポート先の選択





エクスポート先は、通常デスクトップに設定されています。エクスポート先を変更するには、右側の[変更] ボタンをクリックして指定します。

### ③ エクスポートの実行



エクスポート実行後、エクスポート先にファイルが作成されていることを確認してください。

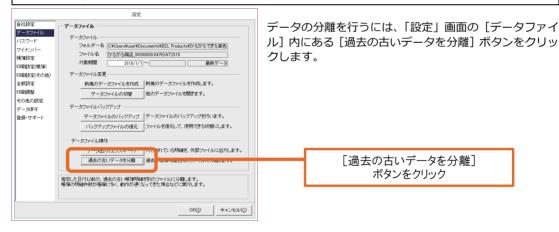
## ◆ 過去の古いデータを分離する

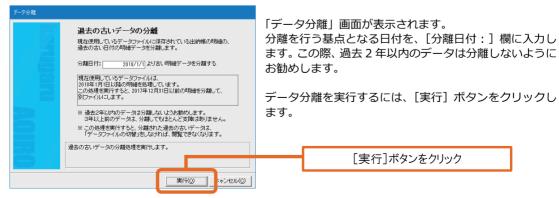
明細件数が極端に多くなり動作が遅くなってきた場合などに、入力されている過去の明細を別ファイルに分離できます。

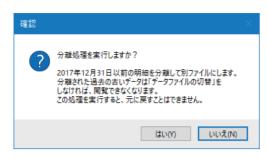
データの分離を行うと、分離日付時点の残高が新しいデータの繰越残高として自動的に引き継がれます。



データ分離を行うとデータを元に戻すことはできません。分離を行う前に必ずデータのバックアップを行ってください。データのバックアップ方法については、27 ページの「データファイルのバックアップを行う」をご覧ください。







確認メッセージが 3 回表示されますので、十分注意して 行ってください。

一度データの分離を行うと、元に戻すことはできません。

分離したデータを参照したい場合は、データの切り替えを行う必要があります。データの切り替えについては、31ページの「データファイルを切り替える」をご覧ください。

### ◆ パスワード



「パスワード」では、データファイルにパスワードを指定 して、データを保護します。

パスワードを設定すると、次回データファイルを開こうとしたときに、パスワードの入力画面が表示されます。



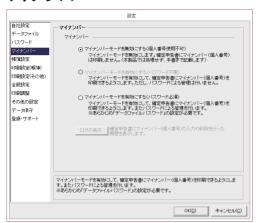
# パスワードを忘れると、データファイルを開くことができません。パスワードの取り扱いには十分ご注意ください。

項目	説明
今までのパスワード	パスワードを変更するために、現在設定されているパスワードを入力します。正しいパスワードが入力されると、[新しいパスワード]欄が入力可能になります。(入力したパスワードは、安全のため「*」で表示されます)
新しいパスワード	新しくデータファイルパスワードを設定します。パスワードを解除する場合は、空欄にしておきます。(入力したパスワードは安全のため「*」で表示されます) 新しくパスワードを設定するには、この欄にパスワードを入力します。パスワードは A~Z,0~9 までの半角英数字だけ使用でき、最大 10 文字まで設定できます。
パスワードの確認	新しいデータファイルパスワードを、確認のためもう一度入力します。パスワードを解除する場合は、空欄にしておきます。(入力したパスワードは、安全のため「*」で表示されます)



パスワードを設定すると、次回本製品を起動する際に、パスワードの入力画面が表示されます。

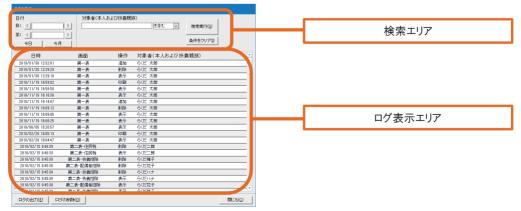
# ◆ マイナンバー



「マイナンバー」では、確定申告書 B に記載する個人番号 (マイナンバー)の登録・管理を行います。

項目	説明
マイナンバー	[マイナンバーモードを無効にする(個人番号使用不可)]を選択すると、本製品で個人番号(マイナンバー)を管理しません。確定申告書の[個人番号]欄へのマイナンバーの入力、印字はできません。確定申告書に個人番号(マイナンバー)を手書きしたい場合に選択します。 [マイナンバーモードを有効にする(パスワード不要)]を選択すると、確定申告書の[個人番号]欄にマイナンバーを入力できます。また、確定申告書の印刷時に入力したマイナンバーが印字されます。(ただし、データファイルパスワードを設定されている場合、選択することはできません)Windows ログオンの機能にて本製品の使用ユーザーが限定できており、本製品を起動するたびにデータファイルパスワードの入力を不要と思われる場合に選択します。 [マイナンバーモードを有効にする(パスワード必須)]を選択すると、確定申告書の[個人番号]欄にマイナンバーを入力できます。また、確定申告書の印刷時に入力したマイナンバーが印字されます。(選択するには、先にデータファイルのパスワードを設定する必要があります)本製品のデータファイルパスワードにて、使用ユーザーを限定する場合に選択します。 [ログの表示]ボタンをクリックすると、マイナンバーの登録・変更・廃棄や印刷など、マイナンバーの取り扱いの履歴を表示します。「マイナンバーモード」を有効にすると、[ログの表示]ボタンをクリックできるようになります。「ログの表示」画面では、履歴の検索やログの出力などができます。

# ■「□グの表示」画面の構成



項目	説明	
検索エリア	画面上部は検索画面中央に表示	エリアとなっており、条件を指定して検索を実行すると、検索条件に合致するログだけをします。
	日付	ログ表示エリアに表示するログの日付を指定します。 自」と「至」に日付を直接入力します。 [◀] [▶]ボタンをクリックすると、入力した日付から1日ずつ変更できます。 [今日]ボタンをクリックすると、「自」から「至」に今日の日付が指定されます。 [今月]ボタンをクリックすると、「自」から「至」に今月の期間が指定されます。
	対象者 (社員および 扶養親族)	マイナンバーの表示や削除などの操作対象となった社員および扶養親族を指定します。右の[▼]ボタンをクリックすると、「を含む」か「と一致する」のいずれかの条件を選択できます。

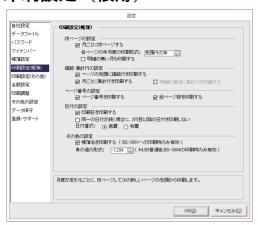
# ◆ 帳簿設定



「帳簿設定」では、帳簿画面の入力や表示に関する詳細な 設定を行います。

項目	説明
随時登録	[一覧に無い帳簿名・売掛先名・買掛先名が入力されたら、登録画面を開く]にチェックを付けると、台帳画面を開かなくても、いつでも帳簿を登録できます。チェックを外すと、一覧に無い帳簿名は入力できなくなります。(以下「補助科目」、「摘要」に関しても同様です) [摘要を登録する前に、確認メッセージを表示する]にチェックを付けると、登録前に確認メッセージが表示されます。チェックを外すと、確認メッセージを表示せずに自動的に登録します。
表示	[文字の表示サイズを拡大する]にチェックを付けると、帳簿の文字サイズを拡大します。文字の視認性が向上しますが、表示できる文字数・数値の桁数は減りますので、ご注意ください。 [日付の表示方法]では、帳簿の日付の表示方法をリストから選択して変更できます。 [帳簿を開いた直後は「差引残高」を表示する]にチェックを付けると、帳簿を開いた直後の残高欄の表示内容を必ず「差引残高」で表示します。チェックを外すと、前回の設定で表示します。 [集計表を開いた直後は「集計対象」をすべて選択した状態にする]にチェックを付けると、集計表を開いた直後は、「集計対象」をすべて選択した状態にします。チェックを外すと、前回の選択状態で表示されます。
科目別表示	[オートコンプリート]では、帳簿・科目・摘要の各欄の入力時に、オートコンプリート(自動補完)を有効にするかどうかを設定します。チェックを付けると、オートコンプリートが有効になります。オートコンプリートとは、入力欄に文字を入力した際に、その文字と合致する入力候補を自動的に選択して、操作を補完する機能です。 [補助帳に全ての科目を表示する]にチェックを付けると、補助帳にすべての科目を表示します。ただし、「振替」「売掛金回収」「買掛金支払」「事業主返済」の科目は表示されません。 [科目別入力画面の累計は入出金の絶対値で計算する]にチェックを付けると、科目別の入力画面で、累計を入出金の絶対値で計算します。チェックを外すと、科目の入出金区分にしたがって正負を自動的に切り替えます。

# ◆ 印刷設定(帳簿)



「印刷設定(帳簿)」では、帳簿の印刷に関する設定を行います。

項目	説明
改ページの設定	[月ごとに改ページする]にチェックを付けると、月度が変わるごとに改ページして次の新しいページの 先頭から印刷を行います。その際、[各ページの年月度の印刷形式]から、各ページの年月度の印刷形式を選択します。([月ごとに改ページする]にチェックを付けると編集ロックされます) [明細の無い月も印刷する]にチェックを付けると、明細が無い月でも、繰越行または小計行だけの帳簿も印刷します。(ただし、[ページの先頭に繰越行を印刷する]または[月ごとに集計行を印刷する]の項目にチェックが付いていない場合、明細のない月は印字されません)
繰越・集計行の設定	[ページの先頭に繰越行を印刷する]にチェックを付けると、各ページの先頭に繰越行を印刷します。 [月ごとに集計行を印刷する]にチェックを付けると、各月の最終行に集計行を印刷します。 [明細の最後に集計行を印刷する]にチェックを付けると、明細の最終行に集計行を印刷します。 ([月ごとに改ページする]または[月ごとに集計行を印刷する]のどちらかにチェックを付けている場合は、その設定が優先されるため、この項目は選択できなくなります)
ページ番号の設定	[ページ番号を印刷する]にチェックを付けると、帳簿の印刷時にページ番号を付けて印刷します。 [総ページ数を印刷する]にチェックを付けると、帳簿の印刷時にページ番号とともに、総ページ数を 印刷します。
日付の設定	[印刷日を印刷する]にチェックを付けると、印刷した日付を印刷します。 [同一の日付が続く場合に、2 行目以降の日付を印刷しない]にチェックを付けると、同一の日付が続く場合に、2 行目以降の日付を印刷しません。 [日付書式]から、日付の書式として[西暦]か[和暦]を選択できます。
その他の設定	[帳簿名を印刷する]にチェックを付けると、帳簿名を印刷します。(この設定は専用帳票 BS-3001への印刷時に有効です) 「負の値の形式]では、負の値の場合の表示形式を選択します。(この設定は A4、B5 普通紙および専用帳票 BS-3004への印刷時に有効です)

### ◆ 印刷設定 (その他)



「印刷設定 (その他)」では、印刷に関わるその他の全般的な設定を行います。

項目	説明
日付の設定 (集計表・台帳共通設定)	[印刷日を印刷する]にチェックを付けると、印刷した日付を印刷します。この際、日付の書式を[西暦]と[和暦]から選択できます。
ページ番号の設定 (集計表・台帳共通設定)	[ページ番号を印刷する]にチェックを付けると、ページ番号を印刷します。[総ページ数を印刷する]にチェックを付けると、ページ番号と合わせてページ総数を印刷します。
文字サイズの設定	[欄の幅に入りきらない場合に、自動的に文字を縮小する]にチェックを付けると、欄の幅に入りきらない場合に、自動的に文字を縮小して全体が印刷されるようにします。帳簿、決算書、固定資産台帳の印刷時に適用されます。[自動縮小時の最小文字サイズ]では、自動的に文字を縮小する時の、最小の文字サイズを設定します。欄の幅に入りきらない場合でも、ここで指定した以上には縮小しません。

# ◆ 全般設定



「全般設定」では、メインメニューや帳簿の選択など、全般的な操作に関わる設定を行います。「お知らせ機能」は、製品の起動時にインターネットを経由し、製品のアップデートプログラムが存在する場合のお知らせや更新情報、お得な最新情報などを表示します。

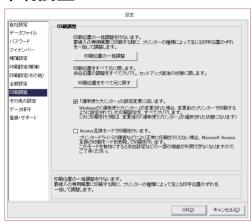


製品のアップデートプログラムの有無や更新情報、お得な最新情報などを表示します。

項目	説明
メインメニュー	[「お知らせ機能」を使用する]にチェックを付けると、メインメニューに「お知らせ機能」を表示します。 インターネットに接続している場合、「BSL からのお知らせ」や最新の「よくある質問」を表示します。 「BSL からのお知らせ」には、製品のアップデートプログラムが存在する場合のお知らせ、重要な情報 や便利な情報、お得な情報などが表示されますので、「お知らせ機能」を表示した状態でご利用に なることをお勧めします。

項目	説明
選択リスト	[選択リストですべての帳簿・科目の内容を一覧表示できるようにする]にチェックを付けると、すべての帳簿・科目の明細を日付順に一度に表示して編集することが可能になります。 [選択リストのサイズを表示しながら変更する]にチェックを付けると、選択リストの幅をマウスで変更する際に、画面内容を表示したまま変更します。画面の表示速度が遅いコンピューターでは、チェックをはずしておきます。

### ◆ 印刷調整



「印刷調整」では、印刷の位置調整や Access 互換モードでの印刷に関する設定を行います。

項目	説明
印刷調整	[印刷位置の一括調整]ボタンをクリックすると、印刷余白を一括して自動調整します。 [印刷位置をすべて元に戻す]ボタンをクリックすると、これまでに設定した各種用紙の印刷余白の設定をすべて製品の出荷時点に戻します。 [「通常使うプリンター」の設定変更に従います]にチェックを付けると、Windows の「通常使うプリンター」が変更された場合、変更前のプリンターで印刷するように設定されていた印刷設定を、すべてクリアします。 (次に印刷を行う場合は、設置後の「通常使うプリンター」が選択された状態になります) [Access 互換モードで印刷を行います]にチェックを付けると、プリンタードライバーの障害などによって正常に印刷が行えない場合に、Microsoft Access 互換の印刷モードを使用して印刷を行います。ただしこのモードを有効にすると余白設定などの一部の機能が利用できなくなります。

# ◆ その他の設定



「その他の設定」では、起動と終了時の設定やキーボード の設定、電卓の消費税率の設定などを行います。

項目	説明			
起動と終了時の設定	[起動時にデータファイルの選択画面を毎回表示する]にチェックを付けると、起動時にデータファイルの選択画面を表示し、使用するデータファイルを指定して起動できます。 [終了時にバックアップ処理を行うかどうか確認メッセージを表示します。]にチェックを付けると、終了時にバックアップ処理を行うかどうかメッセージを表示します。作業終了時に毎回 USBメモリなどにバックアップを行うことで、データの安全性が向上します。			
ショートカットキーの設定	「入力補助キー」や「繰返入力キー」に割り当てるキーを変更できます。			
電卓設定	[NumLock キーを自動的に制御する(ノート型パソコン支援機能)]にチェックを付けると、電卓を起動した際に自動的に NumLock を ON にします。電卓を閉じると元の状態に戻します。ノート型パソコンなどでテンキーがメインキーの一部を共有している場合に、電卓使用時に自動的に NumLock を ON にすることで、テンキーで入力できます。 [消費税率]では、消費税の税率設定を行います。電卓で[消費税]ボタンを使用する際の消費税率になります。			

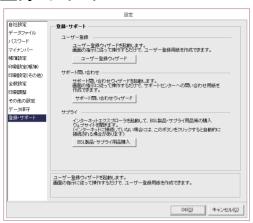
# ◆ データ保守



「データ保守」では、データファイルのバックアップや、 自動バックアップ機能の設定などを行います。

項目	説明
自動パックアップ	[データファイルを開く前に自動的にバックアップする]にチェックを付けると、起動時やデータファイルの切替時、データファイルを開く前に自動的にバックアップを行います。コンピューターのトラブルや急な電源断などによりデータファイルが破損してしまった場合に、直前のデータに復元できます。 [頻度]では自動バックアップを行う頻度を選択し、[保存回数]では自動バックアップしたファイルを保存する回数を選択します。
修復と最適化	[データファイルを開く前に自動的に修復と最適化をする]にチェックを付けると、データファイルを開く前にデータベースの修復と最適化を行います。コンピューターのトラブルや急な電源断などによりデータファイルが破損してしまった場合に、データの修復を試みます。通常はチェックを付けたままにします。 [終了時に自動的に修復と最適化をする]にチェックを付けると、作業用の一時領域や作業領域を削除し、終了時にデータベースの修復と最適化を行います。通常はチェックを付けたままにします。(最適化とは作業用に使用したハードディスクの領域を開放して、空き容量を増やす作業です)
フォルダー設定	データファイルの保存場所やバックアップの場所の既定のフォルダーを指定します。通常は変更しないでください。 [変更]ボタンをクリックすると、保存先やバックアップ先のフォルダーを指定できます。データファイルをクラウドストレージ上に保存したい場合は、[データフォルダー]の右にある[変更]ボタンをクリックして、保存先を選択してください。 [戻す]ボタンをクリックすると、初期値に戻ります。

# ◆ 登録・サポート



「登録・サポート」では、各種のユーザーサポートのため の機能を呼び出せます。

項目	説明
ユーザー登録	[ユーザー登録ウィザード]ボタンをクリックすると、ユーザー登録ウィザードを起動して、ユーザー登録およびユーザー登録情報の変更ができます。
サポート問い合わせ	[サポート問い合わせウィザード]ボタンをクリックすると、ブラウザーを使用して BSL のユーザーサポートウェブサイトを開き、サポートセンターへの問い合わせができます。
サプライ	[BSL 製品・サプライ用品購入]ボタンをクリックすると、ブラウザーを使用して BSL 製品・サプライ用品などの購入ウェブサイトを開き、ほかの BSL 製品やサプライ用紙の購入などができます。

# 10章 記帳ガイド・付録

# 10-1 簡易簿記の特徴

事業を営む上で発生する各種の取り引きを記録する方法としては、「複式簿記」と「簡易簿記」の 2 種類があります。

「複式簿記」は会計処理の中で「正規の簿記」と呼ばれ、日常の収支だけではなく資産や負債、資本などの動きまですべて記帳することにより、事業の動きを完全に網羅できます。

しかしその反面、難解な複式簿記の仕組みを正確に理解していなければ正しい記帳を行えませんので、非常 に多くの手間と労力が必要です。

一方、正規の簿記に対し「簡易簿記」は単式簿記による記帳方法で、個人事業者や小規模な事業者が簡単な帳簿への記帳だけで処理できる方法です。簡易簿記は日常の収支、つまり売上・仕入・経費などの流れを正確に把握することを目的としています。ですから記帳の手間が少なく仕組みも簡単になっています。資産や負債などの増減を記帳するわけではありませんので、作成できる決算書には限りがありますが、事業の経営状況を把握して利益を算出し、資金の正確な動きを把握するという、記帳本来の目的を達成できます。

簡易簿記では最低限必要な帳簿として、「現金出納帳」「売掛帳」「買掛帳」「経費帳」「固定資産台帳」の5つの帳簿の備え付けと記帳が定められています。これらは主要標準簡易5帳簿と呼ばれる簡易簿記の基本となる帳簿です。また銀行の口座を利用して取り引きを行うことが多い場合に現金出納帳と併用して使用する「預金出納帳」や、科目ごとの収支を管理するために各種の「補助簿」を用意できます。

各帳簿は、それぞれ次のような役割を果たします。

### ◆ 現金出納帳(および預金出納帳)

出納帳は日常の入金・出金のすべての取り引き内容を記帳して管理するための帳簿です。預金出納帳と併用する場合には、小口現金は「現金出納帳」、銀行口座は「預金出納帳」と、それぞれ分けて管理することで、自己資金の種類ごとに正確な入出金と残高の記録が管理できます。

出納帳は、日付・科目・摘要・入金額・出金額・差引残高の6つの欄で構成され、毎日のお金の動きを伴う取り引きをすべてを記帳します。

出納帳は入金・出金のすべての取り引きを記帳しますが、例えば売掛金の回収や買掛金の支払いなどがあった場合には、売掛帳や買掛帳に、それぞれ転記します。また支払った内容が経費の場合には、経費帳に転記を行います。このように入出金の取り引きは、一旦出納帳に記載した後、関連するほかの帳簿にも転記します。

本製品では、これらの転記をすべて自動的に行います。

## ◆ 売掛帳

売掛帳は商品やサービスを掛で売った(商品やサービスを先に提供し、あとから代金を支払ってもらう)場合に発生する、売掛金を管理するための帳簿です。売上先(売掛先)ごとに 1 冊ずつ帳簿を用意して記帳します。

売掛帳は、日付・科目・摘要・売上金額・回収金額・差引残高の6つの欄で構成され、商品やサービスを提供(納品)するたびに、売上金額に記入し、支払ってもらった際には回収金額に記入します。差引残高欄には、売上先から未回収の代金を記入します。

売上先から支払ってもらった際には、出納帳に入金の記帳をした後に売掛帳に転記します。現金で支払われた場合には現金出納帳、銀行口座に振り込まれた場合には預金出納帳から転記します。本製品では、売掛金の回収は対応する帳簿に自動的に転記を行います。

また商店などを営んでいる人で、お店の商品を自家用に消費した場合には、「家事消費」という売掛帳に記帳することで、自宅に売ったようにして処理します。(不動産所得用としてデータを作成した場合、初期状態では「家事消費」帳簿は登録されていません。必要に合わせて作成してください)

### ◆ 買掛帳

買掛帳は商品の仕入れなどの購入を掛で買った(商品やサービスを先に受け、後から代金を支払う)場合に発生する、買掛金を管理するための帳簿です。購入先(買掛先)ごとに1冊ずつ帳簿を用意して記帳します。 買掛帳は、日付・科目・摘要・仕入金額・支払金額・差引残高の6つの欄で構成され、商品の仕入れなどがあるたびに、仕入金額に記入し、支払った際には支払金額に記入します。差引残高欄には、購入先への未払いの代金を記入します。購入先へ支払った際には、出納帳に出金の記帳をした後に買掛帳にも転記します。本製品では、買掛金の支払いは対応する帳簿に自動的に転記を行います。

また支払う際に事業主がその代金を一時的に立て替えた場合には、「事業主借」という買掛帳に記帳することで、事業主から仕入れたようにして処理します。(不動産所得用としてデータを作成した場合、初期状態では「事業主借」帳簿は登録されていません。必要に合わせて作成してください)

# ◆ 経費帳

経費帳は仕入以外に発生したすべての必要経費を管理するための帳簿です。青色申告では事業に関連して発生する費用が経費として認められますので、支出した金額を科目ごとに分類して管理(科目ごとに 1 冊の帳簿を用意して記帳)します。

本製品の経費帳は、日付・科目・摘要・収入金額・支出金額・合計の6つの欄で構成され、経費の支払いがあるたびに支出金額に記入します。

経費を支払った際には、出納帳に記帳した後に経費帳にも転記します。現金で支払った場合には現金出納帳、銀行口座に振り込んだ場合には預金出納帳から転記します。本製品では、経費の支払いは自動的に転記を行います。

また家賃や水道光熱費などで、事業用と家事用の両方に関わる費用が発生した場合には、事業用と家事用に費用を按分して記帳します。

さらに本製品では補助簿として、経費以外の科目についても経費帳と同様に、科目別帳簿が管理できます。

### ◆ 固定資産台帳

固定資産台帳は事務所や店舗などの建物や附属設備、車や機械装置、什器備品などの、減価償却をする資産を管理するための帳簿です。この台帳で管理する資産とは、取得価格が10万円以上であり、耐用年数が1年以上のものが該当します。また事業用と家事用に兼用している資産の場合には、事業占有割合に基づいて必要経費算入額を計算します。

本製品では、年ごとに 1 冊の台帳を作成して記入します。その年の固定資産台帳を開くと、当該年度の減価 償却費をすぐに把握できます。

簡易簿記ではこれら 5 種類の帳簿を組み合わせて運用することにより、事業を営む上で発生する様々な取り引きを正確に記録します。

# 10-2 記帳の仕組み

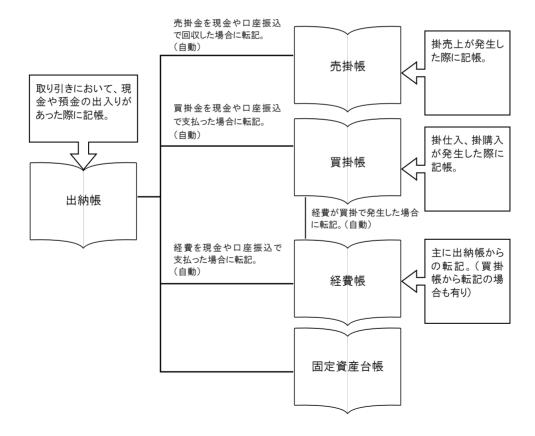
簡易簿記では、ほとんどの取り引きを出納帳を中心に記帳していきます。しかし 1 つの取り引きを出納帳だけに記入するというのは、実務上あまりありません。むしろほとんどの取り引きは、一旦出納帳に記帳した後、関連するほかの帳簿にも転記する必要があります。

たとえば売掛金を回収した場合には、現金(または預金)残高が増加しますから、そのことをまず出納帳に記帳します。しかし売掛金の回収は同時に売掛残高が減少しますので、売掛帳にもそのことを記帳しなければなりません。

また消耗品の購入などを行った場合にも、現金の支出を出納帳に記帳しますが、同時に経費として計上するために経費帳にも記帳します。

このように簡易簿記で行う「単式簿記」の記帳でも、取り引きの内容によっては「複式簿記」の仕訳のように相手勘定に該当する帳簿に同時に記帳することにより、資金や利益の流れを把握できる仕組みになっています。

簡易簿記は一般的に、こうした転記の作業が面倒で敬遠されがちですが、本製品なら、これらの転記を全て 自動的に行いますので、転記ミスが無く確実に帳簿を管理できます。 帳簿間の転記は、下図のような関連があります。



# 10-3 所得の種類について

### ◆ 所得の種類

所得税法では、個人の所得をその性格に応じて下記の10種類に区分しています。

所得の種類	内容	青色申告の対象		
利子所得	預貯金や公社債の利子として受け取る所得。			
配当所得	株の配当金などの所得。			
不動産所得	土地や建物などの不動産の貸付(賃貸マンション・借地・駐車場など)による所得。	0		
事業所得	事業所得 商工業者・医師・弁護士・俳優などのように、事業を営んでいる人がその事業から 生じる所得。			
給与所得	サラリーマンなどが勤務先から受ける、給与・賞与などの所得。			
退職所得	退職により勤務先から受ける、退職金などの所得。			
山林所得	山林を伐採した材木の譲渡や、立木の譲渡によって生じる所得。	0		
讓渡所得	土地・建物や株券などの資産を譲渡することによって生じる所得。			
一時所得	懸賞や福引の賞金品、競馬・競輪の払戻金、宝くじなどから生じる所得や、また生命保険の一時金や損害保険の満期払戻金による所得。			
雑所得	上記のいずれにも該当しない所得。			

本製品では上記の所得の種類のうち、「事業所得」および「不動産所得」の処理に対応します。(ただし農業を除く)

例えば、銀行口座の預金に利息が付いた場合、その収入は「利子所得」に該当します。また株式の配当金は「配当所得」に、土地建物の売却益は「譲渡所得」に該当しますので、「事業所得」の記帳処理には含めません。

また支出に関しても、個人の年金や生命保険の支払いなどは、事業主個人のプライベートな支出とみなしますので、「事業所得」のための記帳処理には含めません。

## ◆「事業主貸」「事業主借」勘定

実際の記帳業務においては、青色申告のための「事業所得」の帳簿に、所得の種類が異なるものも記帳して おきたい場合があります。

例えば事業用に使用している銀行口座に、1,000 円の利息が入ったとします。利息の受け取りは「利子所得」ですので、事業用の口座に入金されていたとしても、「事業所得」の帳簿に収入としてそのまま記帳することはできません。

しかし帳簿上は、受け取った 1,000 円の利息も記帳して、帳簿の残高と、実際の口座残高を合わせておいたほうが、分かりやすくて便利です。

このような場合には、「事業用の資金に、利子として 1,000 円の収入があった」と記帳するのではなく、「事業主個人が受け取った利子所得 1,000 円を、事業用の資金に回した」という記帳を行います。(この場合の記帳方法は 113 ページで解説されています)

この「事業主個人のお金を事業用の資金に回した」という処理で使用するのが、「事業主借」という勘定科目です。これは帳簿上では、銀行からの借り入れなどと同じような意味合いを持っています。

逆に、事業用の資金を事業主個人のプライベートな支払いに充てた場合には、「事業主貸」勘定を使用します。 これは事業資金の貸し出し、という意味合いを持っています。

このように、青色申告用(事業所得用)の帳簿を記帳するにあたっては、事業用の資金と、事業主個人のプライベートなお金を、明確に区別して管理しておくことが重要になります。

# 10-4 記帳をはじめるにあたって行う処理

## ◆ 新規に事業を開始する場合

### ■ 現金・預金出納帳を準備する。

事業用の資金は、小口現金は「現金出納帳」へ、預金は口座ごとの「預金出納帳」へ、それぞれ記帳します。 事業用に使用する口座に応じて、「預金出納帳」を作成します。(「現金出納帳」はあらかじめ用意されている ので設定は不要です)

現金・預金を区別せず、現金出納帳 1 冊だけで全ての入出金を管理することもできますが、正確な資金管理を行うためには預金出納帳を別に用意することをお勧めします。(メインメニューの [随時処理] タブ内にある [台帳] アイコンをクリックすると「帳簿設定」が表示されるので、画面下の空白行に必要な帳簿を追加できます)

### ■ 事業の資金 (元入金) を記帳する。

帳簿の準備が出来たら、次に開業資金を事業用に繰り入れる処理を行います。

開業資金として 3,000,000 円を現金で元入れした場合には、下記のように現金出納帳に科目「元入金」として記帳します。また事業用に銀行口座を開設し、開設時の預入金を元入金とする場合には、該当する口座の「預金出納帳」に下記と同様の方法で記帳します。

### 出納帳

#### 現金出納帳

日付	科目	摘要	収入金額	支出金額	差引残高
1/1	元入金	開業資金	3,000,000		3,000,000

### ◆ 前年度から継続する場合

すでに事業を営んでいる事業者の方が、新たに本製品で記帳を行う場合には、事前処理として、記帳を開始 する年度の、期首における資産と負債の状態を把握する作業を行います。そして現金・売掛金・買掛金など の、資産や負債を各帳簿の初期残高として登録します。

年度の途中から記帳をはじめる場合でも、決算処理のためには期首(1 月 1 日)からの取り引きを記帳する必要があります。したがって資産や負債は1 月 1 日時点の状態を調査して登録します。

登録は、各種台帳の編集画面にて行います。台帳画面を表示するには、メインメニューの [随時処理] タブ内にある [台帳] アイコンをクリックします。

### ■ 現金・預金出納帳を準備し、初期残高を設定する。

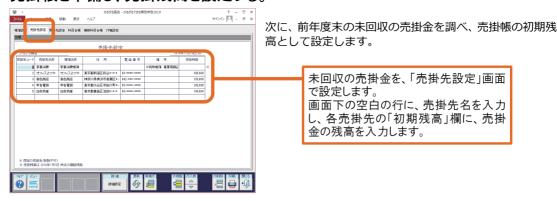


まず、前年度から繰り越される現金と預金の残高を調べ、 該当する現金出納帳・預金出納帳の初期残高として設定し ます。

現金と預金の残高を、「帳簿設定」画面で設定します。

画面下の空白の行に、必要な帳簿を追加して入力し、各帳簿の「初期残高」欄に現金または預金の残高を入力します。

### ■ 売掛帳を準備し、売掛残高を設定する。

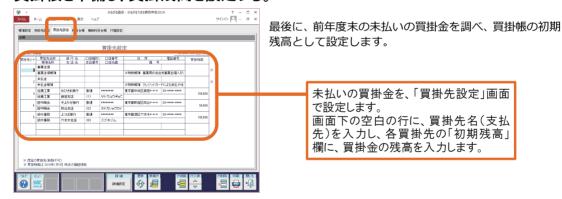


「売掛帳」には、あらかじめ「家事消費」という名称の売掛帳が登録されています。これは事業用の商品などを事業主が自家用に消費した場合に、消費した商品を事業主に対する一種の売上として処理するための帳簿です。この帳簿は特殊な売掛帳のため削除することはできません。また期首時点の売掛金残高は「0円」として記帳を開始しますので「売掛残高」欄には入力する必要はありません。

不動産所得用としてデータを作成すると、「売掛帳」には、あらかじめ「未収金」という名称の売掛帳が登録されています。これは例えば、賃貸契約により賃貸料の支払日が定められており、支払日に滞納などの理由により家賃として受け取るべき賃貸料が支払われていない場合に、未収金として収入計上するための帳簿です。

(不動産所得用としてデータを作成した場合、初期状態では「家事消費」帳簿は登録されていません。必要に合わせて作成してください)

### ■ 買掛帳を準備し、買掛残高を設定する。



「買掛帳」には、あらかじめ「事業主借」と「未払金」という名称の買掛帳が登録されています。

「事業主借」帳簿は事業用の資金から支払うべきものを事業主が個人で立て替えた場合に、立て替えた金額相当の仕入れを行ったものとして処理するための帳簿です。また「未払金」帳簿は、クレジットカードでの支払いの場合等に、未払金として記帳するための帳簿として利用します。

これらの帳簿は特殊な買掛帳のため削除できません。また期首時点の買掛金残高は「0 円」として記帳を開始しますので「買掛残高」欄には入力する必要はありません。

これで帳簿の設定は完了です。

出納帳・売掛帳・買掛帳などの各帳簿に、日々の取り引きを入力していきます。

# 10-5 売上に関する処理

事業を営み利益を上げるための最も基本的な取り引きである売上処理は、商品の販売やサービスの提供の対価として、金銭を受け取るものです。売上処理には大きく分けると、その場で代金を受け取る現金売りと、後から支払いを受ける掛売りの2種類があります。また実際の取り引きにおいては返品や値引きなどの、付加的な処理が発生することもあります。

ここでは、売上に関連した様々な取り引きを、本製品の帳簿に記帳するための方法を、具体的に解説します。

# ◆ 現金で売り上げた場合

商品の販売やサービスの提供などの対価をその場で現金で受け取った場合には、現金売上として処理します。 現金出納帳には、下記のように記帳を行います。

■ 例:A 商店に商品を販売し、代金として現金 10,000 円を受け取った。

現金出納帳に、現金売上として記帳します。

#### 出納帳

#### 現金出納帳

日付	科目	摘要	収入金額	支出金額	差引残高
1/10	現金売上	A 商店 現金販売	10,000		xxx,xxx

値引きをした場合でも、値引き後の実際に受け取った金額を記帳します。また代金の一部を現金払いで、一部を掛にした場合には、現金で受け取った金額だけを現金出納帳に記帳し、掛けにした分は後述の「◆掛けで売り上げた場合」の手順で記帳します。

■ 例:前日にA商店に販売した商品の一部(2,000円相当)が返品になった。

商品が何らかの理由で返品されることがありますが、その場合は現金の売上が減少することになりますので、返品に伴う返金額を下記のように記帳します。

#### 出納帳

#### 現金出納帳

日付	科目	摘要	収入金額	支出金額	差引残高
1/10	現金売上	A 商店 現金販売	10,000		xxx,xxx
1/11	現金売上	A 商店 返品	-2,000		xxx,xxx

上記の例では「収入金額」欄にマイナスの金額を入力していますが、「支出金額」欄にプラスの金額を入力しても、意味は同じです。ただし本製品では、収入用の科目に「支出金額」を入力すると、確認を求める警告メッセージが必ず表示されます。

### ◆ 掛けで売り上げた場合

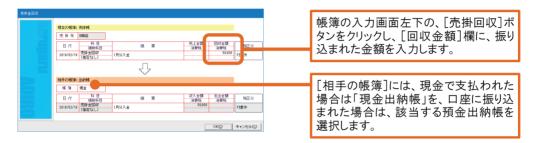
商品やサービスを先に提供し、後から代金を受け取る方法で売り上げた場合には、売掛金として処理します。 売掛金は、売掛先ごとの「売掛帳」を用意して、売上先別に管理します。

■ 例:B 商店に 50,000 円の商品を掛けで販売し、翌月に代金が銀行に振り込まれた。 B 商店の売掛帳に、科目「売上高」として売上金額の 50,000 円を記帳します。(あらかじめ B 商店を「売掛 先設定」に登録して、売掛帳を作成しておきます)

<mark>売掛帳</mark> B商店

日付	科目	摘要	売上金額	回収金額	売掛残高
1/10	売上高	商品の売上	50,000		xxx,xxx

次に、代金が振り込まれた際に入金の情報を記帳します。売掛金の回収の場合には、画面左下の「売掛回収」ボタンをクリックします。すると「売掛金回収」の入力画面が表示されます。



「売掛金回収」の入力画面で入力した内容は、B 商店の売掛帳に下記のように記載されます。

#### 売掛帳

#### B商店

日付	科目	摘要	売上金額	回収金額	売掛残高
1/10	売上高	商品の売上	50,000		xxx,xxx
2/10	売掛金回収	1月分入金		50,000	xxx,xxx

また「売掛金回収」の入力画面で入力を行うと、相手先の出納帳にも自動的に明細が転記されます。

### 出納帳

### よつば銀行

日付	科 目	摘要	収入金額	支出金額	差引残高
2/10	売掛金回収	1月分入金	50,000		xxx,xxx

売掛帳の「売掛金回収」の明細と、出納帳に転記された「売掛金回収」の明細は、互いに連動していますので、日付や金額などを変更すると、転記先の明細も自動的に変更されます。また明細行を削除すると、転記 先の明細も同時に削除されます。 ■ 例:B 商店への売掛金が振り込まれたが、振り込み手数料(648円)を差し引いた額が振り込まれた。

この場合の差し引かれた振込手数料は、自社の経費として計上します。

売掛帳

B商店

日付	科 目	摘要	売上金額	回収金額	売掛残高
4/10	売上高	商品の売上	50,000		xxx,xxx
5/10	売掛金回収	4 月分入金		49,352	xxx,xxx
5/10	支払手数料	振込手数料		648	xxx,xxx

■ 例:B 商店へ掛けで販売した商品の一部(10,000 円相当)が返品になった。

商品が何らかの理由で返品されることがありますが、その場合は売掛金が減少することになりますので、下記のように記帳します。

売掛帳

B商店

日付	科目	摘要	売上金額	回収金額	売掛残高
1/10	売上高	商品の売上	50,000		xxx,xxx
1/15	売上高	一部返品	-10,000		xxx,xxx

■ 例: 先月請求した売掛金 (108,000 円) について、源泉所得税 (10,210 円) を差し引いた金額 (94,790 円) が普通預金に振り込まれた。

源泉所得税は「事業主貸」として記帳します。

売掛帳

C 事務所

日付	科目	摘要	売上金額	回収金額	売掛残高
4/10	売上高	商品の売上	108,000		xxx,xxx
5/10	売掛金回収	4月分入金		97,790	xxx,xxx
5/10	事業主貸	源泉所得税		10,210	xxx,xxx

# 10-6 仕入れに関する処理

販売するための商品の仕入処理には、大きく分けて現金での仕入れと、後払いする掛けによる仕入れの 2 種類があります。ここでは仕入れに関連する各種の取り引きの記帳方法を具体的に解説します。

### ◆ 現金で仕入れた場合

販売するための商品を購入し、その代金を現金で支払った場合には、現金仕入れとして処理します。現金出納帳には、下記のように記帳を行います。

■ 例:C商事から商品を仕入れ、代金として現金 150,000 円支払った。

現金出納帳に、現金什入として記帳します。

#### 出納帳

#### 現金出納帳

日1	付	科目	摘要	収入金額	支出金額	差引残高
1/1	10	現金仕入	C 商事 商品仕入		150,000	xxx,xxx

値引きなどがあった場合でも、値引き後の金額を記帳します。また代金の一部を現金で支払い、一部を掛けにした場合には、現金で支払った金額だけを現金出納帳に記帳し、掛けにした分は後述の「◆掛けで仕入れた場合」の手順で記帳します。

■ 例:前日に、C 商事から仕入れた商品の一部(10,000 円相当)を返品し、返金を 受けた。

商品の不良品など、何らかの理由で返品することがありますが、その場合は現金の仕入れが減少することになりますので、返品に伴う返金額を下記のように記帳します。

#### 出納帳

### 現金出納帳

日付	科目	摘要	収入金額	支出金額	差引残高
1/10	現金仕入	C 商事 商品仕入		150,000	xxx,xxx
1/11	現金仕入	C 商事 一部返品		-10,000	xxx,xxx

# ◆ 掛けで仕入れた場合

販売するための商品を先に受け取り、後から代金を支払う方法で仕入れた場合には、買掛金として処理します。買掛金は、買掛先ごとの「買掛帳」を作成して、買掛先別に管理します。

■ 例:D 事務機店より 200,000 円の商品を掛けで仕入れ、翌月に代金を振り込んだ。 またその際、648 円の振込手数料が発生した。

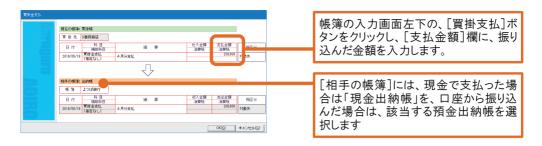
D 事務機店の買掛帳に、科目「仕入高」として仕入金額の 200,000 円を記帳します。(あらかじめ D 事務機店を、「買掛先設定」に登録して、買掛帳を作成しておきます)

### 買掛帳

#### D事務機店

日付	科目	摘要	仕入金額	支払金額	買掛残高
4/10	仕入高	商品の仕入	200,000		xxx,xxx

次に、代金を振り込んだ際に、出金の情報を記帳します。買掛金の支払いの場合には、画面左下の「買掛支払」ボタンをクリックします。すると「買掛金支払」の入力画面が表示されます。



「買掛金支払」の入力画面で入力した内容は、D事務機店の買掛帳に下記のように転記されます。

買掛帳

#### D事務機店

日付	科 目	摘要	仕入金額	支払金額	買掛残高
4/10	仕入高	商品の仕入	200,000		xxx,xxx
5/10	買掛金支払	4 月分支払		200,000	xxx,xxx

また「買掛金支払」の入力画面で入力を行うと、相手先の出納帳にも自動的に明細が転記されます。

出納帳

#### よつば銀行

日付	科目	摘要	収入金額	支出金額	差引残高
5/10	買掛金支払	4 月分支払		200,000	xxx,xxx

買掛帳の「買掛金支払」の明細と、出納帳に転記された「買掛金支払」の明細は、互いに連動していますので、日付や金額などを変更すると、転記先の明細も自動的に変更されます。また明細行を削除すると、転記先の明細も同時に削除されます。

また振込手数料を自社で負担した場合には、経費として計上します。出納帳の「買掛金支払」の次行に、「支払手数料」として下記のように記帳します。

出納帳

#### よつば銀行

日付	科 目	摘要	収入金額	支出金額	差引残高
5/10	買掛金支払	4 月分支払		200,000	xxx,xxx
5/10	支払手数料	D 事務機店 振込手数料		648	xxx,xxx

■ 例:D事務機店から掛けで仕入れた商品の一部(10,000 円相当)を返品した。 商品の不良品など、何らかの理由で返品することがありますが、その場合は買掛金が減少することになりま

すので、下記のように記帳します。

買掛帳

#### D事務機店

日1	付	科 目	摘要	仕入金額	支払金額	買掛残高
1/1	10	仕入高	商品の仕入	200,000		xxx,xxx
1/1	15	仕入高	一部返品	-10,000		xxx,xxx

# 10-7 経費に関する処理

事業を営む上で必要な各種の支出は経費として認められます。正しく申告を行うためには、経費を正確に記帳していく必要があります。経費には様々な種類がありますが、記帳の際に科目を選択することで、経費の目的を明確にして、その種類ごとに金額を把握できます。また記帳した経費を集計することで事業の状態を把握することもできますので、健全な経営状態を維持するためにも経費の処理は欠かすことができません。ここでは、経費に関する様々な取引を、本製品の帳簿に記帳するための方法を、具体的に解説します。

# ◆ 現金による支払い

交通費や消耗品の購入などを小口現金から支払った場合には、現金支払として処理します。現金出納帳には、 下記のように記帳を行います。

■ **例:営業訪問のため、タクシー代(合計 1,680 円)を現金で支払った。** 現金出納帳に、支払った日付で旅費交通費として記帳します。

#### 出納帳

#### 現金出納帳

日付	科目	摘要	収入金額	支出金額	差引残高
1/15	旅費交通費	A 商店行 タクシー代		1,680	xxx,xxx

なお経費を支出した際には、それを証明する領収証などの証憑(しょうひょう)書類を保管しておくことが必要です。しかし電車やバスなどの運賃の場合には、一般的に領収証が発行されません。そのような費用については、業務日誌や交通費明細書などの明確な記録を残し、それを証憑として保存するようにします。

# ■ 例:出張の旅費(45,860 円)を従業員が個人で立て替え、後でまとめて精算した。

<mark>出納帳</mark> 現金出納帳

日付	科 目	摘要	収入金額	支出金額	差引残高
1/15	旅費交通費	〇×へ出張(1/10~1/12)		45,860	xxx,xxx

立て替えた費用をまとめて精算する場合には、精算した日(事業用の資金から支出した日)の日付で一括して記帳します。ただし決算時期で年度をまたいでしまう場合には、決算の際に調整するか、期末日付に繰り入れます。

■ 例:A 商店へ車で納品しに行った際、有料道路の通行料(700 円)と、ガソリン代 (3,000 円)を支払った。

このような経費科目が異なる支出の場合には、科目ごとに記帳します。有料道路の通行料は「旅費交通費」として、またガソリン代は「消耗品費」として記帳します。(ガソリン代は「旅費交通費」,「車両燃料費」,「車両費」などの科目を使用する場合もあります)

#### 出納帳

#### 現金出納帳

日付	科目	摘要	収入金額	支出金額	差引残高
1/15	旅費交通費	有料道路 通行料		700	xxx,xxx
1/15	消耗品費	ガソリン代		3,000	xxx,xxx

## ◆ 口座からの引き落としによる支払い

ガス、水道料金や電話料金、また家賃やテナント賃料など、口座引落しによって支払う経費の場合には、引落し口座に該当する預金出納帳に記帳します。

■ 例:自宅兼事務所として使用している建物の電気代(55,000 円)が、事業用の銀行口座から引き落とされた。事業専用割合は60%である。

引き落とされた口座の預金出納帳に、「水道光熱費」として記帳します。

しかしこの例の場合のように、自宅と事業用の事務所を兼用している場合には、全額を経費として計上することはできません。電気代のうち事業用に使用した分だけを按分し、必要経費分を算出しなければなりません。建物の床面積や使用頻度・使用時間などの、合理的な基準で按分します。

按分した事業用の費用だけを、水道光熱費に計上します。この場合、残りの自宅用の費用も事業用の口座から引き落とされていますので、その分は事業用の資金を事業主個人への貸し付けとみなし、「事業主貸」で記帳します。

#### 出納帳

#### よつば銀行

日付	科目	摘要	収入金額	支出金額	差引残高
2/9	水道光熱費	電気料金(1月分)		33,000	xxx,xxx
2/9	事業主貸	電気料金(1月分)		22,000	xxx,xxx

電気代のほかにも、電話・水道・ガス・家賃など、自宅と事業用の事務所などを兼用している場合には、すべて自宅用の費用を按分します。

家事按分はまとめて記帳することが可能です。詳しくは、64 ページの「家事按分の処理を入力する」をご覧ください。

■ 例:自宅兼事務所として使用している建物の電気代(55,000 円)が、事業主個人の銀行口座から引き落とされた。事業専用割合は60%である。

事業用の口座ではなく、事業主個人の銀行口座(本製品の預金出納帳では管理していない個人用の口座)から引き落とされた場合には、事業用資金には変化がありませんが、事業用の経費を計上しなければなりません。

この場合には、事業主個人からの借り入れとみなし、買掛帳の「事業主借」の帳簿を利用して、経費を計上 します。

## 買掛帳

## 事業主借

日付	科目	摘要	仕入金額	支払金額	買掛残高
2/9	水道光熱費	電気料金(1月分)	33,000		xxx,xxx

買掛帳に用意されている「事業主借」の帳簿は、このように事業主個人の資金から、事業用の支出があった場合に利用する特殊な帳簿です。この帳簿に記帳したものは、決算書に経費として計上されますが、現金出納帳・預金出納帳(事業用の資金)の残高は変化しません。

電気代のほかにも、電話・水道・ガス・家賃など、按分する必要のあるほかの明細の場合も、同様に処理します。

家事按分はまとめて記帳できます。詳しくは、64ページの「家事按分の処理を入力する」をご覧ください。

# ◆ 掛けによる支払い

事業用の事務消耗品やチラシの印刷代など、先に品物を受け取り、後から代金を支払う場合には、買掛金として処理します。購入先ごとに買掛帳を作成して管理します。

買掛金の入力操作は掛けによる仕入れと同じですので、詳しい操作方法については、107 ページの「掛けで 仕入れた場合」を参照してください。 ■ 例:E サービス店より事務用品(10,000円)を通信販売で購入した。代金は翌月に振り込み、振込手数料(324円)は自社で負担した。

この場合、E サービス店の買掛帳を作成し、購入分を買掛金として記帳します。また実際に支払った際に、「買掛金支払」として記帳を行います。

買掛帳

Eサービス店

日付	科目	摘要	仕入金額	支払金額	買掛残高
4/25	消耗品費	事務用品購入	10,000		xxx,xxx
5/25	買掛金支払	4 月分支払		10,000	xxx,xxx

また「買掛金支払」の入力画面で入力を行うと、相手先の出納帳にも自動的に明細が転記されます。 また振込手数料を自社で負担した場合には、自社の経費として計上しますので、「支払手数料」として預金出 納帳に記帳します。

出納帳

よつば銀行

日付	科目	摘要	収入金額	支出金額	差引残高
5/25	買掛金支払	4 月分支払		10,000	xxx,xxx
5/25	支払手数料	E サービス店 振込手数料		324	xxx,xxx

# ◆ クレジットカードによる支払い

クレジットカードでの支払いは、支払先との決済は直ちに完了したことになりますが、カード会社から代金が引き落とされるまでは、実際の支出はありません。(カード会社からお金を借りているような状態です)

本製品で採用している簡易簿記による記帳方式では、複式簿記のような貸借の概念がないため、このような 未払い金を正確には表現できません。そのため本来の記帳方法としては、クレジットカードで支払った時点 では、別途「債権債務記入帳」などを用意して記帳し、カード会社から代金が引き落とされた時点で本製品 に記帳する、という方法を取るのが適切です。

しかし本製品の機能だけでクレジットカードでの支払いを管理したい場合には、買掛帳の機能を応用し、未 払金を記帳するための専用の帳簿を用意して記帳することで、取り引きを表現することが可能です。

■ 例:E サービス店より事務用品(8,000 円)をクレジットカードで購入した。代金は翌月に、クレジットカード会社により引き落とされた。

この場合は、クレジットカードの利用と引き落としを記帳するための「未払金」帳簿に、カード利用代金を記帳します。(買掛帳の名称をカード会社名などにして、複数のカードを区別して記帳することもできます) 代金が引き落とされた場合には、便宜上「買掛金支払」として記帳します。

買掛帳

未払金

日付	科目	摘要	仕入金額	支払金額	買掛残高
1/25	消耗品費	事務用品購入	8,000		xxx,xxx
2/25	買掛金支払	カード引き落とし		8,000	xxx,xxx

この記帳例は買掛帳の本来の機能ではありませんが、借入金の一種である「未払金」を買掛帳の機能を利用して記帳する応用方法です。この方法で「未払金」を記帳すると、「残高確認表」の「買掛帳合計」にこの帳簿の残高が加算されますので、ご注意ください。

カード利用代金の引き落としは「買掛金支払」の科目を利用して記帳します。「買掛金支払」画面により引き落としの入力を行うと、相手先の出納帳にも自動的に明細が転記されます。

### よつば銀行

日付	科目	摘要	収入金額	支出金額	差引残高
2/25	買掛金支払	カード引き落とし		8,000	xxx,xxx

# 10-8 その他の処理

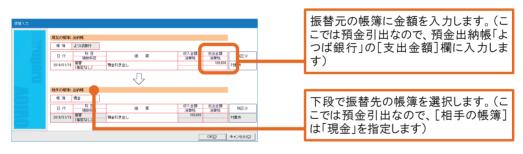
事業を営む上での経理処理は、これまで解説した売上や仕入れや経費支出などのほかにも、様々な取引が存在します。それぞれの取引に応じた適切な記帳を行うことで、正確な帳簿をつけることができます。 ここでは、これまでの解説に含まれないその他の処理を、本製品の帳簿に記帳するための方法を、具体的に解説します。

# ◆ 預金口座に関する処理

口座からの小口現金の引き出しや、口座への現金預け入れなどは、下記のように記帳します。

■ 例:銀行口座から小口現金として100,000円を引き出した。

引き出しや預け入れなどの振替処理の場合には、画面左下の [振替] ボタンをクリックします。すると「振替入力」の画面が表示されます。



「振替入力」の画面で入力した内容は、出納帳に下記のように記載されます。

#### 出納帳

## よつば銀行

日付	科目	摘要	収入金額	支出金額	差引残高
1/15	振替	預金引き出し		100,000	xxx,xxx

#### 出納帳

#### 現金出納帳

日付	科目	摘要	収入金額	支出金額	差引残高
1/15	振替	預金引き出し	100,000		xxx,xxx

預金出納帳の「振替」の明細と、現金出納帳に転記された「振替」の明細は、互いに連動していますので、日付や金額などを変更すると、転記先の明細も自動的に変更されます。また明細行を削除すると、転記先の明細も同時に削除されます。

# ■ 例:事業用の銀行口座に、預金利息として 1,000 円が払い込まれた。

出納帳

よつば銀行

日付	科目	摘要	収入金額	支出金額	差引残高
4/1	事業主借	預金利息	1,000		xxx,xxx

銀行の利息は事業主の「利子所得」に相当するため、「事業所得」の収入にはなりません。この場合、払い込まれた利息は、事業主からの借入金として扱いますので、「事業主借」の科目で記帳します。

# ◆ 給与に関する処理

従業員の毎月の給与や賞与の支払いは、下記のように記帳します。給与等の支払いの際に保険料や所得税の 源泉徴収などが必要です。また従業員の給与と、事業主の家族など青色専従者に支払う給与は、科目が異な るので、注意して記帳します。

■ 例:社員に給与(150,000円)と通勤交通費(5,000円)を、雇用保険(775円) と源泉所得税(2,980円)を控除してから、現金で支払った。

出納帳

現金出納帳

日付	科目	摘要	収入金額	支出金額	差引残高
1/25	給料賃金	従業員給与		150,000	xxx,xxx
1/25	旅費交通費	通勤交通費		5,000	xxx,xxx
1/25	預り金収入	雇用保険料	775		xxx,xxx
1/25	預り金収入	源泉徴収税額	2,980		xxx,xxx

給与の支払いで注意すべき点は、従業員に実際に支払った金額(差引支給額)を記帳するのではなく、控除前の支給額合計を「支出金額」として記帳します。そして、雇用保険料や源泉徴収税額は従業員に代わって納めるための預り金ですので、「預り金収入」として「収入金額」欄に記帳します。(ほかに住民税、社会保険料などがある場合にも、同様に預り金として処理します)

なお上記は現金支給の場合の記帳例です。自社の口座から口座振込した場合には、該当する預金出納帳に記帳します。また複数の従業員に給与を支払う場合には、合算して記帳できます。

■ 例:青色事業専従者に給与(200,000円)を支払い、所得税(4,770円)の源 泉徴収を行った。

出納帳

現金出納帳

日付	科目	摘要	収入金額	支出金額	差引残高
1/25	専従者給与	専従者給与		200,000	xxx,xxx
1/25	預り金収入	源泉徴収税額	4,770		xxx,xxx

専従者の場合には「専従者給与」の科目を使用します。従業員の給与と同じように、専従者給与の場合にも 控除前の支給額合計を「支出金額」として記帳します。

#### ■ 例:源泉徴収した所得税を税務署に納めた。

出納帳

現金出納帳

日付	科目	摘要	収入金額	支出金額	差引残高
2/9	預り金支出	源泉徴収税 納付		10,800	xxx,xxx

源泉徴収した所得税の納付は、支払った給与の中から預かった「預り金」の払い出しですので、「預り金支出」 として記帳します。

■ 例:事業主が自分個人用に生活費として300,000 円を取り分けた。

出納帳

現金出納帳

E	日付	科 目	摘要	収入金額	支出金額	差引残高
1	1/25	事業主貸	生活費として		300,000	xxx,xxx

事業主個人の生活費の場合には、源泉徴収は必要ありません。(所得税は確定申告の際に処理します) 記帳する際の科目は、事業主への貸付金として扱いますので、「事業主貸」の科目で記帳します。

# ◆ 事業主に関連する処理

■ 例:販売用の商品(販売価格 10,000 円:仕入価格 5,000 円)を自家用に使用 した。

売掛金

家事消費

日付	科目	摘要	売上金額	回収金額	売掛残高
1/25	家事消費	商品〇〇 家事使用	7,000		xxx,xxx

販売用の商品を、事業主が自家用に使用(消費)した場合には、その分を売り上げたものとみなして記帳します。売掛帳に用意されている「家事消費」の帳簿は、自家用に使用した場合に記帳する、特殊な帳簿です。

家事消費の場合に計上する金額は、原則として商品の通常の販売価格ですが、「仕入価格」または「通常の販売価格の70%」の、どちらか高いほうの金額で計上する方法が認められています。そこで、この場合は販売価格10,000円の70%に相当する7,000円のほうが、仕入額5,000円より高いので、7,000円を計上します。(もし仕入価格が8,000円だった場合には、仕入額のほうが高いので、8,000円で計上します)

なお、販売用の商品を自家用に使用することが、日常的に頻繁に発生する場合には、使用の都度記帳するのではなく、棚卸を行った際に販売によらない在庫数の減少を家事消費とみなして、まとめて記帳することもできます。

■ 例:事業主が個人のプライベートの買い物(10,000 円)を、事業用の現金から支払った。

出納帳

現金出納帳

日付	科目	摘要	収入金額	支出金額	差引残高
1/25	事業主貸	家事使用		10,000	xxx,xxx

事業用の資金を、事業主個人のプライベートな用途に使用した場合には、事業主への貸付金として扱いますので、「事業主貸」の科目で記帳します。

## ■ 例:事業用の資金が不足したため、事業主が現金 200,000 円を補充した。

出納帳

#### 現金出納帳

_						
	日付	科目	摘要	収入金額	支出金額	差引残高
Ī	1/25	事業主借	事業主より	200,000		xxx,xxx

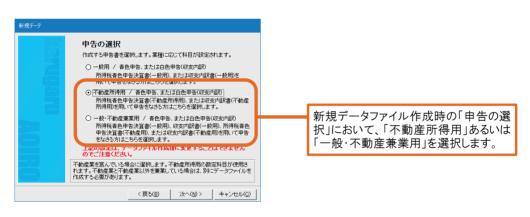
不足した事業の資金を、期中に事業主個人のお金から補充した場合には、事業主からの借り入れとして扱いますので、「事業主借」の科目で記帳します。

# 10-9 不動産に関する処理

本製品では、「事業所得 (一般)」に加えて、「不動産所得」の申告を行うことができます。ここでは、不動産 に関する処理に関して、本製品の帳簿に記帳するための方法を、具体的に説明します。

# ◆ 不動産に関する記帳を行うには

本製品において不動産に関する記帳を行うには、新規データファイルを作成する際の「申告の選択」において、「不動産所得用」あるいは「一般・不動産兼業用」を選択する必要があります。これらを選択することによって、不動産に関する処理を行う際に必要な科目が表示されます。「一般用」を選択してデータファイルを作成すると、不動産用の科目は表示されませんのでご注意ください。



## ◆ 不動産の処理に関する具体例

不動産処理に関する記帳は、下記のように行います。

■ 例:賃貸契約にあたり、礼金または権利金(100,000円)と敷金(200,000円)を 現金で受け取った

出納帳

#### 現金出納帳

日付	科目	摘要	収入金額	支出金額	差引残高
4/1	礼金権利金	権利金の受け取り	100,000		xxx,xxx
4/1	敷金預り	敷金の受け取り	200,000		xxx,xxx

「礼金権利金」は、決算書の収入金額「礼金・権利金・更新料」の欄に計上されます。

■ 例:賃貸契約にあたり、手付金(30,000 円)を受け取った。その後、賃貸契約時に 賃貸料(100,000 円)からあらかじめ受け取った手付金(30,000 円)を差し引いた 残りの賃貸料(70,000 円)を受け取った。

**出納帳** 現金出納帳

日付	科目	摘要	収入金額	支出金額	差引残高
3/20	預り金収入	手付金の受け取り	30,000		xxx,xxx

手付金として受け取ったものは、「預り金収入」として記帳します。

その後、賃貸料 (100,000 円) から手付金 (30,000 円) を差し引いた残りの賃貸料 (70,000 円) を受け取った際は、次のように記帳します。

出納帳

#### 現金出納帳

日付	科目	摘要	収入金額	支出金額	差引残高
4/1	預り金支出			30,000	xxx,xxx
4/1	賃貸料	賃貸料(4月分)	100,000		xxx,xxx

■ 例:賃貸料(50,000円)と共益費(2,000円)を現金で受け取った。

出納帳

#### 現金出納帳

日付	科目	摘要	収入金額	支出金額	差引残高
4/10	賃貸料	賃貸料(4月分)	50,000		xxx,xxx
4/10	共益費	共益費(4月分)	2,000		xxx,xxx

「共益費」は、決算書の収入金額「賃貸料」の欄に計上されます。

■ 例:所有するビルのテナント料(300,000円)が普通預金口座に入金された。

出納帳

#### よつば銀行

日付	科目	摘要	収入金額	支出金額	差引残高
4/10	賃貸料	賃貸料(4月分)	300,000		xxx,xxx

■ 例:賃貸料(100,000円)から振込手数料(540円)が差し引かれて、普通預金口座に振り込まれた。

出納帳

#### よつば銀行

日付	科目	摘要	収入金額	支出金額	差引残高
4/10	賃貸料	賃貸料(4月分)	100,000		xxx,xxx
4/10	支払手数料	振込手数料		540	xxx,xxx

実際に普通預金口座に振り込まれる金額は 99,460 円ですが、この金額は振込手数料が差し引かれた金額であり、99,460 円を記帳すると賃貸料を 100,000 円として計上できません。そのため、一度賃貸料 (100,000円) が入金されたことにして、そこから振込手数料を支払った形で記帳します。

「支払手数料」は銀行の振込手数料の他に、売買契約の仲介者に対して支払う手数料や証明書の交付に対して 支払う手数料の際にも使用します。 ■ 例:建築資金として銀行から借り入れたローンの当月分の返済分(150,000 円)が 普通預金口座から引き落とされた。返済のうち、借入金利子は50,000 円である。

出納帳

よつば銀行

日付	科 目	摘要	収入金額	支出金額	差引残高
4/7	借入金	借入金返済(4月分)		100,000	xxx,xxx
4/7	借入金利子	借入金利子(4月分)		50,000	xxx,xxx

ローンの返済分は、「借入金」と「借入金利子」として記帳します。

■ 例:賃貸更新のため、更新料(100,000円)が普通預金口座に振り込まれた。

出納帳

よつば銀行

日付	科目	摘要	収入金額	支出金額	差引残高
4/20	更新料	賃貸更新料	100,000		xxx,xxx

「更新料」は、決算書の収入金額「礼金・権利金・更新料」の欄に計上されます。

■ 例: 退室に伴い、アパートのメンテナンスを行い、メンテナンス料 (100,000 円) を現金 で支払った。

出納帳

現金出納帳

日付	科 目	摘要	収入金額	支出金額	差引残高
5/1	修繕費	ABC アパート修繕費		100,000	xxx,xxx

■ 例: 退室時に、敷金(200,000 円) からメンテナンス料の一部(50,000 円) を差し引き、残り(150,000 円) を返還した。

出納帳

現金出納帳

	日付	科目	摘要	収入金額	支出金額	差引残高
Ī	5/1	敷金払戻	敷金の返還		200,000	xxx,xxx
	5/1	その他収入	メンテナンス料として	50,000		xxx,xxx

メンテナンス料として敷金から差し引いた金額を計上するために、一度預かった敷金(200,000円)を全額返還したことにして、改めて「その他収入」としてメンテナンス料を計上するかたちで記帳します。

# ◆ 未収賃貸料の処理

賃貸契約により賃貸料の支払日が定められており、支払日に滞納などの理由により家賃として受け取るべき 賃貸料が支払われていない場合は、「未収金」として収入計上します。未収金は、「売掛帳」の未収金帳簿を 利用して、管理します。

■ 例:今月分の家賃として受け取るべき賃貸料のうち、一部の賃貸料(200,000 円) が滞納などの理由により支払われていない。

売掛帳の未収金帳簿に、科目「賃貸料」として売上金額に 200,000 円を記帳します。(借主ごとに未収金を管理したい場合は、あらかじめ借主を台帳の「売掛先設定」に登録して、借主ごとに未収金帳簿を作成しておくこともできます)

#### 売掛帳

#### 未収金帳簿

日付	科目	摘要	売上金額	回収金額	売掛残高
6/30	賃貸料	かるがる一郎様	200,000		xxx,xxx

## ■ 例:翌月、未収賃貸料(200,000円)が普通預金口座に入金された。

次に、賃貸料が振り込まれた際に入金の情報を記帳します。未収金の回収の場合には、画面左下の「売掛回収」ボタンをクリックします。すると「売掛金回収」の入力画面が表示されます。



「売掛金回収」の入力画面で入力した内容は、未収金の売掛帳に下記のように記載されます。

#### 売掛帳

#### 未収金帳簿

日付	科目	摘要	売上金額	回収金額	売掛残高
6/30	賃貸料	かるがる一郎様(6月分)	200,000		xxx,xxx
7/10	売掛金回収	かるがる一郎様(6月分)		200,000	xxx,xxx

また「売掛金回収」の入力画面で入力を行うと、相手先の出納帳にも自動的に明細が転記されます。

#### 出納帳

#### よつば銀行

日付	科目	摘 要	収入金額	支出金額	差引残高
7/10	売掛金回収	かるがる一郎様(6月分)	200,000		xxx,xxx

売掛帳の「売掛金回収」の明細と、出納帳に転記された「売掛金回収」の明細は、互いに連動していますので、日付や金額などを変更すると、転記先の明細も自動的に変更されます。また明細行を削除すると、転記 先の明細も同時に削除されます。

# 10-10 サポートサービスを利用する

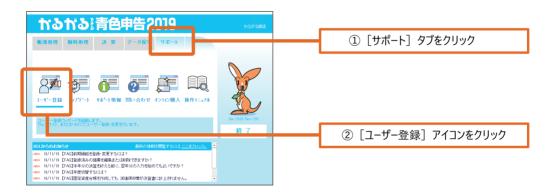
# ◆「操作サポート無料」について

操作上の疑問があるときには、電話・ $FAX \cdot E$ メールでお問い合わせください。専門スタッフが、分かりやすく丁寧にご説明いたします。

無料のユーザー登録をいただきますと、製品の操作に関するご質問を無料で承ります。但し、電話料金等の通信費用はお客様のご負担となります。会計処理、税務相談、社会保険処理等に関する質問は、法律の定めによりご案内できません。ご依頼の税理士・社労士や最寄りの税務署・年金事務所などの各専門機関へお尋ねください。OS等他社製品のサポート終了や法改正等、外的要因により製品が運用困難となった場合、サポートサービスを終了することがあります。

### ■ サポートサービスを利用するには

サポートサービスをご利用になるには、はじめに無料のユーザー登録を行っていただく必要があります。登録は [ユーザー登録] アイコンから簡単に行えます。







#### ■ 電話問い合わせ

専門スタッフが無料で電話対応いたします。

サポートセンター電話番号 : 03-3352-6241

受付時間 : 月曜日~金曜日 10:00~12:00,13:30~16:30

(土曜、日曜、祝日、および弊社休業日を除く)

# ■ FAX問い合わせ

早朝や深夜、土・日・祝祭日でも、FAXでのお問い合わせを年中無休で24時間受け付けております。回答は翌営業日以内にご案内いたします。

サポートセンターFAX番号 : 03-5362-7860

受付時間 : 24 時間受付

郵送の場合 : 〒160-0004 東京都新宿区四谷 4-11 日新ビル

株式会社BSLシステム研究所 サポートセンター

## ■ Eメール問い合わせ

手軽で敏速に問い合わせたい方は、Eメールによるお問い合わせをご利用いただけます。弊社のウェブサイトから入力フォーム形式で年中無休、24 時間お問い合わせを受け付けております。Eメールでのお問い合わせの場合は、折り返し弊社からのご案内もメールで返信いたしますので、操作資料として保存してご活用いただけます。

# ◆「挫折買取サービス | について

弊社では「挫折撲滅!!」を目標として掲げ、どなたにも確実に使いこなしていただけるよう努めております。弊社サポートセンターにご相談いただいたうえで、製品に備わっている機能の操作において挫折し運用困難と弊社にて判断した場合、挫折情報の買取サービスをいたします。

本サービスの適用は、弊社サポートセンターの判断によります。お客様のご都合による返品(機能不足・不満足・業務不適合・業務知識不足・機器不適合等、およびお客様のご都合による運用中止等を含む)は、対象外です。購入日より1年以内に限ります。販売店では受け付けておりません。購入時の証憑等が必要です。購入金額から手数料等を引いた金額で買い取ります。

# 10-11 索引

あ行
印刷
位置を調整する77 確定申告書を印刷する74
(東定中日音で口刷する
帳簿を印刷する50
決算書を印刷する 74 PDF ファイルとして出力する 52
PDF ファイルとして出力する 52 お知らせ機能の設定を行う 94
か行
確定申告書 ~にマイナンバーを登録する 91
~を印刷する74
~を作成する69
決算 家東地分の加盟を行う。
家事按分の処理を行う
決算書を印刷する74
決算の準備を行う64
不動産所得の内訳を印刷する 60 固定資産台帳
一括償却資産を管理する57
減価償却費の計算を印刷する59
固定資産台帳を作成する55
通常償却資産を管理する56 不動産所得の内訳を入力する60
さ行
集計表 61 新規データファイルの作成
新規に作成する14
バックアップファイルから
データを復元する29 製品
<sub>そ</sub> ∼を起動する11
~をセットアップする7,9
+ /=
た行 台帳
帳簿
売掛先を新規に登録する34
買掛先を新規に登録する34 出納帳を新規に作成する33
〜を印刷する50
~を開く
帳簿の入力
売掛回収の明細を入力する46 買掛支払の明細を入力する46
科目を選択する
金額を入力する42
差引残高を計算する43

な行         年度を切り替える	デー	消費税を計算・入力する	39 42 37 45 38 37 89 29 85 31 84 27
ま行 マイナンバー ~のログを管理する		~を侵元9分	29
ま行 マイナンバー ~のログを管理する		な行	
マイナンバー	年度	を切り替える	53
マイナンバー		ま行	
〜モード機能を無効にする91 〜モード機能を有効にする91 明細行の操作 置換機能を利用する47 付箋を付ける49	マイ	· ナンバー	
明細行の操作 置換機能を利用する47 付箋を付ける49		~モード機能を無効にする	91
	明細	8行の操作 置換機能を利用する	47
		<b>か</b> 仁	
フ _ サ _ 谷 録 を 行 う	7.	- いっぱっぱっぱっぱっぱっぱっぱっぱっぱっぱっぱっぱっぱっぱっぱっぱっぱっぱっぱ	97

# 受付FAX番号 03-5362-7860

# [[[[[[[[[[[ らくだシリーズに関する問い合わせ用紙 ]]]]]]]]]]]]]]

※この用紙はコピーしてお使いください。

お問い合わせ日付	年	月 日	
製品名	□ かるがるできる	青色申告 2019	
パージョン番号	Ver.	Rev. (メインメニュー右の「らく	だ」の絵の下の番号をご記入ください)
シリアルナンバー	(操作	ドマニュアルの裏表紙に記載	されている番号を必ずご記入ください)
お名前(会社名)			
電話番号			
FAX番号			
ご使用のパソコン			
ご使用のOS	□Windows 10	□Windows 8.1	□Windows 7
ご使用のプリンター			
お問い合わせ種類	□不具合発生	口操作方法	口その他
お問い合わせ内容 具体的に ご記入ください。			
受付処理欄:			
受付 No.			
担当			

受付FAX番号 03-5362-7860



# サポートサービスについて

弊社は、本製品の使用許諾契約に基づき、製品を利用されるお客様へ、以下のサポートサービスをご提供いたします。

#### ①操作サポート無料

弊社製品のユーザー登録をいただいたお客 様からの、弊社サポートセンターへの電話・ FAX・E メールによる製品の操作方法に関す るお問い合わせを、無料で承ります。

お問い合わせに対して回答をご案内する際 に要する費用は無料で対応いたしますが、お 問い合わせに係る電話料金等の通信費用は お客様のご負担となります。

電話によるお問い合わせの受付および回答 は、弊社サポートセンターの営業時間内に限 ります。FAX・E メールによるお問い合わせは 年中無休 24 時間受付ですが、回答は、弊社 サポートセンターの営業日当日~翌営業日 以内にご案内いたします。サポートセンター の混雑状況や通信設備の事情等により、操 作サポートのご提供を一時中断したり、回答 のご案内に時間を要したりする場合がありま す。また弊社サポートセンターの電話はイン ターネットを利用した回線設備のため、通話 音質が低下したり切断されたりすることがあり ます。また一部の IP 電話や携帯電話からは、 つながらない場合があります。

弊社サポートセンターは、製品の操作方法に 関するお問い合わせのみを受け付けておりま す。コンピューター本体、OS、日本語入力ソ フト、セキュリティ対策ソフト、プリンター、その 他の周辺機器、ネットワーク設定、インター ネット接続、他社のクラウドサービスなど、他 社が提供している製品・ソフトウェア・サービス 等に関する質問は受け付けておりませんので、 各社へご相談ください。仕訳や税務相談等に ついては、税理士法により禁じられているた めご案内できません。社会保険処理等に関 する質問は、法律の定めによりご案内できま せん。ご依頼の税理士・社会保険労務士や 最寄りの税務署・年金事務所などの各専門機 関へご相談ください。また、業務知識や業務 改善等に関するご質問は受け付けておりませ ん。

お問い合わせに際して、弊社はお客様等の 個人番号を求めないものとし、お客様も提供 しないものとします。

弊社製品は、ご利用のコンピューター本体お よび OS 等の他社製品による影響を受けない 範囲において、サポートサービスの期間に制 限はありません。但しソフトウェアやハードウェ ア環境の変遷、OS 等他社製品のサポート終 了などの弊社の責によらない事由によって、 事実上適切なサポートサービスが提供できな いと弊社が判断した場合、もしくは製品機能 に関連する法律の改正やその他の外的要因 により、製品を購入時のまま利用することが事 実上不可能となった場合には、サポートサー ビスを終了することがあります。

#### ②挫折買取サービス

弊社製品は、弊社サポートセンターにご相談 いただいたうえで、製品に備わっている機能 の操作において挫折し運用困難と弊社にて 判断した場合、製品の購入日より1年以内に 限り、お客様からの挫折情報の買取サービス を行います。

弊社サポートセンターにおいて本サービスの 適用対象と判断させていただいた場合、弊社 からお送りする「挫折内容連絡書」にご記入 のうえ、購入時の証憑(領収証等)のコピーお よび製品パッケージ内容一式を、弊社までお 送りいただきます。(送料はお客様にてご負 担ください。販売店では受け付けておりませ ん) その連絡書から得られた情報は、弊社が さらに挫折しないソフトを開発するうえでの貴 重な参考資料とさせていただくと共に、お客 様へは情報提供感謝料として当該製品の購 入時の金額をお支払いいたします。(購入時 に当該製品に対して実際にお支払いいただ いた金額から、手数料等を差し引いた金額を お支払いいたします)

なお本サービスの適用は、弊社のサポートセ ンターの判断によります。お客様の期待した 機能の不足や製品への不満足、お客様の希 望する業務手順との不適合、経理・簿記等の 業務知識の不足による運用困難、コンピュー ター本体や周辺機器との不適合による運用 困難、およびお客様のご都合による運用中止<br/> や返品は、対象外とさせていただきます。

#### ③災害支援サービス

弊社製品のユーザー登録をいただきましたお 客様が、地震・風水害等の自然災害や火災 による罹災、盗難被害(以下「被災」)により製 品が使用不能となった場合に、製品の媒体を 無償でご提供いたします。

本サービスを依頼されるお客様は、被災した 日より6ヵ月以内に弊社までご連絡いただき、 「罹災証明書」「盗難届受理証明書」等をご提 示ください。被災状況の確認後、必要な媒体 をご指定の住所へ無償でお送りいたします。

本サービスは、ご使用の製品の発売期間中、 および弊社規定による媒体保有期間中に限 ります。媒体保有期間の終了後については、 後継製品が発売されている場合は、ご希望に より後継製品を無償でご提供いたします。

本サービスによる対応は、使用不能となった 製品の媒体(CD-ROM,マニュアル)のご提供 に限ります。コンピューター本体や周辺機器 等の復旧、データの復旧、サプライ用品等に ついては対象外です。

本サービスの適用は、ユーザー登録の登録 住所地において、登録者本人が被災された 場合に限ります。被災時点でユーザー登録 が行われていない場合、登録住所地以外で 被災した場合、紛失、破損、破棄などの理由 により使用不能となった場合等については対 象外とさせていただきます。

※本製品に対する使用許諾契約が効力を 失った場合は、サポートサービスの提供も 自動的に終了となります。

# かるがるできる青色申告 2019 操作マニュアル

MNL1810N-AK19

発行:株式会社BSLシステム研究所 〒160-0004 東京都新宿区四谷 4-11 日新ビル

Microsoft, MS, Windows, Microsoft Access は米国 Microsoft Corporation の登録商標です。

その他、本書に掲載されている会社名、製品名は、各社の登録商標または商標です。

本書の著作権は、株式会社BSLシステム研究所にあります。

本書は著作権法によって、著作権等の権利が保護されている著作物です。 本書の全部または一部を、無断で転載、複写機などによる複写複製、電子装置へ入力することは禁止されています。

記載されている製品画像および内容の一部には開発段階のものが含まれています。

本書の内容と製品の仕様が異なる場合には、製品の仕様が優先されます。

サンプルとして記載されているデータはすべて架空のものです。

## かるがるできる青色申告2019シリアルナンバー



この番号は製品を使用する際に必要です。また、ユーザー登録や サポートサービスにも必要となりますので大切に保管してください。 シリアルナンバーの再発行は有料となります。

> 電話番号やFAX番号、 メールアドレス等は お間違いの無いように ご注意ください。

# BSLユーザーサポートセンター

TEL: 03-3352-6241

FAX : 03-5362-7860

URL: www.bsl-jp.com

E-mail: karugaru@bsl-jp.com

月曜日~金曜日

10:00~12:00/13:30~16:30

土・日・祝祭日を除く

(FAX・E-mail は翌営業日以内に回答を

ご案内いたします)

※サポートセンターではソフトの操作方法に関するお問い合わせのみを受け付けております。会計処理、仕訳や税務相談等は、税理士法により禁じられているためご案内できません。ご依頼の税理士や最寄りの税務署などの専門機関へお尋ねください。

